

平成23年第3回定例会

大 多 喜 町 議 会 会 議 録

平成23年 9月12日 開会

平成23年 9月21日 閉会

大 多 喜 町 議 会

平成 23 年第 3 回 大多喜町議会定例会 会議録目次

第 1 号 (9 月 12 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	7
苅 込 孝 次 君	7
藤 平 美智子 君	13
野 村 賢 一 君	19
吉 野 僖 一 君	32
野 中 眞 弓 君	44
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第 3 号及び議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
休会について	75
散会の宣告	76

第 2 号 (9 月 13 日)

出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	77

本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	77
議事日程.....	77
開議の宣告.....	79
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	79
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	106
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	108
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	110
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	114
認定第 1 号から認定第 8 号の一括上程、説明.....	116
会議時間の延長.....	163
散会の宣告.....	166

第 3 号（9月21日）

出席議員.....	167
欠席議員.....	167
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	167
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	167
議事日程.....	167
開議の宣告.....	170
行政報告.....	171
諸般の報告.....	171
認定第 1 号から認定第 8 号の質疑、討論、採決.....	171
選挙第 1 号.....	232
閉議及び閉会の宣告.....	234
署名議員.....	235

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

平成23年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成23年9月12日(月)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	苅 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	代表監査委員	矢 代 健 雄 君
総 務 課 長	花 崎 喜 好 君	企画財政課長	小野田 光 利 君
税務住民課長	関 晴 夫 君	健康福祉課長	磯 野 幸 子 君
子育て支援課長	石 井 政 一 君	建 設 課 長	磯 野 道 夫 君
産業振興課長	菅 野 克 則 君	環境水道課長	川 寄 照 恭 君
特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君	会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君
教 育 課 長	高 橋 啓一郎 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 謙 周	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成23年第3回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成23年第3回議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。議員各位には常日ごろより町政運営に多方面からご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、本日の議会定例会でございますが、会議事件として、一般質問のほか議案といたしましては、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、税条例、国保税条例、税の納期に関する条例及び手数料条例の一部を改正する条例が5件、一般会計補正予算は面白橋遊歩道の調査費、増田小土呂線の歩道の調査費、人口増対策の住宅分譲にかかわる費用等の補正を計上させていただきました。そのほかに国民健康保険、介護保険の特別会計の補正及び水道事業、特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を計上させていただきました。

そして、今議会は平成22年度の各会計の決算認定をいただきたく、提出させていただいております。

ここで平成22年度の決算概要について若干述べさせていただきますが、平成22年度の決算の特徴といたしましては、一般会計では平成21年度から国の交付金事業での繰り越し事業で光ファイバー網の整備事業、大多喜中学校屋内運動場改築事業等を実施し、新規に長年の懸

案事項でございました役場庁舎建設事業に着手をさせていただきました。

それと、現政権の目玉事業であります、子ども手当の支給も開始され、これらで一般会計の歳入総額は55億8,821万4,000円となり、歳出総額では52億5,102万2,000円となったところであり、歳出の対前年度比較では、6億4,290万9,000円増の14%増となりましたが、平成22年度国の補正予算による西畑小学校屋内運動場の改築事業や地域活性化交付金事業については、平成23年度に繰り越し措置をさせていただきました。

次に特別会計ですが、鉄道経営対策事業基金特別会計の決算では、上下分離方式の決算となり、21年度分の損失補てんが発生したことから、大幅な伸びとなりました。

また、老人保健特別会計は、会計整理の最終年度となり、大幅な減額となっております。そのほかの特別会計につきましては、例年どおりの決算の状況でございました。

また、各会計での健全化法の指標でございますが、いずれも早期健全化の基準内の数値であり、財政の健全化が図られているところでございます。なお、この決算の詳細につきましては、各常任委員会協議会にてそれぞれ説明をさせていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。

以上、平成22年度の決算概要を申し上げ、会議冒頭のごあいさつとさせていただきますが、よろしくご審議をいただき、全案件可決、ご承認くださるようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に諸般の報告であります、第3回議会臨時会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告をお願いします。

初めに後期高齢者医療広域連合議会関係について、1番野中眞弓議員をお願いします。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 8月12日千葉のホテルポートプラザ千葉において行われました千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会について、簡単にご報告させていただきます。

臨時会は、選挙管理委員の選挙、監査委員の選任、それから、特別会計の22年度決算に伴う返還金精算を中心にした補正予算1号などが上程されまして、全議案が承認されました。

また、後日担当から私が数度にわたり求めてきた法第99条に基づく医療費の窓口一部負担

金の減免制度ですけれども、要綱ができて各自治体への送付が完了したという電話連絡がありました。

ただ、この内容については、国の基準どおりで、まだ十分ではないかもしれないけれどもという申し添えもありましたが、お年寄りが安心してお医者さんにかかる健康な老後を送れるという制度実現のために努力したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、4番小高芳一議員にお願いします。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、私のほうから夷隅郡市の広域市町村圏事務組合議会の報告をいたしたいと思います。

去る8月30日午前10時に平成23年第2回の夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の定例会が大原の消防署にて招集され、本町からは正木議長、野村議員、そして私の3名が出席をいたしました。執行部より付議されました議案は2件でありました。

まず、最初に議案第9号は、平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計の歳入歳出決算認定であります。お手元にお配りしました資料のとおりでありますけれども、歳入総額19億4,284万7,893円、歳出総額18億8,857万9,827円であります。歳入歳出差引額5,426万8,066円で、全会一致で認定をされました。

次に、議案第10号であります。平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合、外房線の複線化事業特別会計歳入歳出決算認定であります。これも同じくお手元の資料のとおりでありますけれども、歳入総額2億2,060万7,462円、歳出総額2億2,059万2,956円あります。歳入歳出差引額1万4,506円で、全会一致で承認をされました。

以上で夷隅郡市広域市町村圏事務組合の議会報告を終わりますが、議会の後に全員協議会がありましたので、その報告もあわせてさせていただきたいと思います。

全員協議会では2点ほど報告がありました。

1点目でありますけれども、夷隅郡市の広域ごみ処理施設建設に関してでありますけれども、まず予算関係の話でありますけれども、今回、震災の関係で国のほうから補助金がカットされたということで、本年の補助金の内示額の要望額の3分の1に減額をされたということとあります。後の3分の2は一般会計のほうから充当するというような報告がありました。

それから、今回のごみ処理施設に関する進捗状況につきまして管理者のほうから報告があったわけでありすけれども、今年度もご存じのように、それぞれ調査費とかあるいは測量業務とか、7,000万円ほど予算がついておったと思いますけれども、ことしの1月並び8月に地元の説明会を行ったそうであります。勝浦、御宿も行いましたけれども、今回お話があったのは、山田の4区、5区、6区と2回の説明会を行いましたけれども、その中で建設に対する慎重な意見が出てきたということで、管理者もその辺を大分重要視しまして、住民にできるだけ理解を求めていきたいというようなことで、現在予算的には執行されていない、今後住民の理解を得るために全力を尽くすというようなことで、お話がありました。

次に、亀田の医療大学の助成についてでありますけれども、当初広域の事業として1億円程度を亀田に助成したというような話がありましたが、広域の中で事業をやっていくには、規約の改正並びにそれぞれの市町村の同意をいただかなければいけないと、こんなようなことがありますので、なかなか規約を改正したり、あるいは全部理解を得てやるということは非常に難しいだろう、広域の事業として行うのは難しいだろうというような結論から、それぞれの市町村で対応していただく、総額については当初1億円というお話があったんですけれども、8,500万円で、目安として広域の総額で8,500万円ほど集めたいということで、それを各市町村に割り振っていくというような話でありました。それぞれの市町村で今度は個別に対応していただくんだというような説明が管理者のほうでありましたので、ご報告をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から7月25日及び8月25日に行いました例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の検査結果報告の写しによりご了承願います。

次に、受理をいたしました陳情についてご報告しますが、お手元に配付しました陳情書の写しのとおり、8月10日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例化に当たり、市町村が独自に設定している上乗せなどの反映を求める意見書の提出に関する陳情書、ほか2件が船橋市本町3-4-3、千葉県保育問題協議会会長、田島潤一氏から直接持参する形で提出されております。

なお、この3件の陳情については、議会最終日に陳情者または関係者の方にご出席をいただき、趣旨説明をいただく予定になっておりますので、ご承知おき願います。

また、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択につい

ての要望書が提出され、福岡県筑後市長ほか3名から送付されました。本件要望書の写しを配付してございますので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 小 倉 明 徳 議員

3番 江 澤 勝 美 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、議会運営委員会でご協議を願ひまして、本日から9月21日までの10日間という答申をいただきましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月21日までの10日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第3、一般質問を行います。

なお、会場の都合から質問者は自席での質問を許します。

◇ 苅 込 孝 次 君

○議長（正木 武君） 通告順により、5番苅込孝次議員、一問一答方式で行います。

5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 私は、現在国内外で非常に厳しい財政状況にある中、大多喜町のこの一地方の財政面を顧みて、当町の財政的自立に対する町長の思いと政治姿勢についてお尋ねをいたします。

質問の趣旨でございますが、3月11日の大震災の復興と、思ってもみなかった原発事故まで引き起こして、放射線騒動は多方面に広がり、この災害に対する賠償と復興に対する気の遠くなるほどの国費が使われることになると思います。このようなときに過疎地域といえど震災被害地でない当町にどれほどの国の資金が回ってくるのか危惧されるところでございます。

円高で日本の経済は低迷し、法人税の落ち込みは甚だ激しい、君津市までが普通交付税の交付団体になったということです。外国までも怪しくなっている現在、当町の自主財源は約22%で、町税は地方交付税にも満たないものであります。そのため、国・県に頼らざるを得ないところではありますが、しかし、他力依存だけでは健全な町とは言えません。

効率、効果的な運営に努め、働く場所を誘致し、自主財源確保が喫緊の課題であると思います。現在国の借金である国債は、新聞によりますと894兆円ということです。国民1人当たり直しますと、国民が700万円の負債を背負っているということになるわけでございますが、このような状況下、行政サービスも打つ手がないような状況であると言われております。

そこで、質問の1でございますが、今年度、国の緊急雇用創出事業を千葉県は既に55億円で計画されているそうです。そして新たに2億1,000万円が追加交付されて、聞くとところによりますと、現在はもう既に100億円を超している創出事業が県では行われているそうですが、各市町村にも追加事業を働きかけているということでありましたが、大多喜町においては、この実施状況についてはどうなっているかお尋ねをするわけです。

以上、お願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問の緊急雇用創出事業でございますが、この制度は、現下の雇用失業情勢にかんがみ、失業者に対しまして、短期の雇用、就業機会を創出、提供することを目的として、平成20年度より平成23年度までの事業として創設をされまして、本年度で最終年度となります。

本町は、平成21年度から事業を実施しておりますが、平成21年度に5事業、事業費は540万8,916円、雇用者総数14人、平成22年度では5事業、事業費896万8,388円、雇用者総数29人となります事業を実施してまいりました。

本年度の事業計画といたしましては、税務資料電子化業務委託と、それから消防施設維持管理事業、県民の森環境整備事業の3事業を計画し、雇用者総数8人、事業費698万7,000円

となっております。

今後につきましては、県による事業要望の再調査等がございましたならば、各課に事業の実施につきまして、希望の取りまとめをしたいと思っています。

○議長（正木 武君） 5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） これも新聞で見たわけなんです、県は被災者160人を半年から最長2年4か月雇用して、生活再建の支援をするということであります。

昨年当町ではこの資金を利用して栗山地先の中世大多喜城の発掘調査をしたようでございますけれども、これもほんの一部だけの調査であって、全部を発掘したわけではないので、全容がまだわからないというようなことで、中途半端な発掘調査に終わったようですけれども、このようなものを、この資金を活用して発掘調査等をして、その暁にはあそこも一つ歴史の観光資源というふうにも整備をすればなるんじゃないかと思うわけです。

それと同時に、今回は大多喜に被災者が職や住居を求めてきたことはないようでございますけれども、もしそういう方が来た場合、そういう資金を利用して、被災者を助けるというようなことができれば非常にいいんじゃないかと私は思っているわけでございます。

現在、町長から答弁があったとおり、この事業は今年度が最後だそうですけれども、常にこの苦しい財政の中、県や国の補助金、いいものがありましたら、アンテナを高くして事業を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

次に、圏央道の開通に期待する関係10市町村の首長会議が行われまして、中房総の魅力を発信するということが採択されたとのことでございます。これについて、町はどのようにこの機会を活用して、地域振興に取り組んでいくつもりかお尋ねいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの圏央道開通に伴いまして、地域振興の取り組みについてのご質問でございますが、中房総観光推進ネットワーク協議会で、8月4日に中房総宣言を発表いたしました。

その趣旨は、中房総協議会に参加する各市町の観光、農業、産業等、それぞれ特徴を多面的にとらえまして、25年4月開通予定の首都圏連絡中央自動車道の活用を図りまして、観光客の誘致に協力して取り組むことになりました。

大多喜町といたしましては、さらに若い人々が定住できるように、また人口増対策も含めまして、現在計画をしております総合交通体系とあわせて進めてまいりたいと考えておりま

す。

○議長（正木 武君） 5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） ただいま説明がございましたんですが、中房総ということでありますが、南房総に対しての中房総だと思いますが、南房総というと年じゅう花が咲いている南国的なパラダイスをイメージするわけなんです、中房総というのは中途半端とか中くらいとかいう余りぱったしたイメージではありませんけれども、ネーミングにこだわっていても発展はしませんので、一つこの中房総というのが全国に知られるようにいろいろと働きかけていただきたいと思うわけなんです、その中で勝浦市長さんが遊休農地の活用など、これもアイデアとしていただいているようでございますけれども、これも一つのアイデアではないかと思うわけです。

特に大多喜においては、農地取得を 5 反歩から 1 反歩に変えるようにしたということは、これは非常に画期的なことでありまして、こういうことを、都会から突然来て、5 反歩も農地を耕すことは絶対に無理でありますので、この 1 反歩というちょうどよい反別で農業をやりたいという人のために、大多喜ではこういう制度を直しましたよということをどんどんアピールして、大多喜に来て遊んでいる土地を有効に使ってもらえるように宣伝したほうがいいんではないかと思うわけです。

それと同時に、10 市町村で観光面にしても、大多喜町という点ではなくて、中房総全体が線につながるような観光の推進も、これも一つのアイデアではないかと思うわけです。

それで、今、大多喜の観光は何があるかと言っても、住んでいる人にはなかなかこのよさというのがわからないものですが、何もない観光というものもあるわけなんですけれども、今地元の人は見なれている事物、風景なども、これは見方を変えれば観光資源になると思います。

先ほどお城の発掘調査の跡地の中世お城の跡地とか、それから、上瀑のほうにも貝の古墳群があるわけです。近辺ではほかにはないような古墳群等があるわけですから、こういうのも歴史的な観光資源として活用ができるんじゃないかと思うわけです。

そのように見方を変えれば観光資源になると思いますし、また、お客にまた来たいなというような温かいもてなし等があれば、何もない風景も一つも取り柄となるわけですが、そういう斬新な発想と視点とで発掘が必要であると思います。

そういう大多喜町だけではなく、この 10 市町村が点でつながりながらこの観光も進めていってほしいと思いますし、圏央道ができることによって、通勤、物資の流通もよくなるわけ

ですので、この機会を逃さずにひとつ企業誘致等をして人口をふやし、また町の活性化に努めていただきたいなと私は思うわけです。

私が回答みたいなことを言ってしまったんですけれども、それと同時に、町長の就任時の抱負に、自主財源の確保に向け、経済関連の施策に選択と集中を図り、地場産業の競争力と観光振興、企業を誘致し、雇用創出の3本柱を掲げたいと思いますということで所信表明があるんですが、その実現に向けて、今、現在奮闘中であることは承知しておりますが、改めてその思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの私の思いといいますか、姿勢ということでございます。当然今1年7か月が過ぎまして、私も全力でやってきているところでございます。

先ほどもお話がございましたが、やはり帰するところは若い人々がこの町にまず定住すること、このことがやはり最終的には人口増対策につながることであらうと思っております。

そういう中で、やはり大多喜町にとりましても、この圏央道、25年4月の開通というのは非常にやはり絶好のチャンスかなと思っております。やはり企業誘致という考え方の中に逆に逆転の発想ということがございます。やはり企業のあるところに通勤ができることも企業の誘致の一つというふうにとらえております。

そういう中で、先ほど中房総という宣言のお話もあるんですが、やはりまず大多喜町は圏央道という観点からとらえますと、この県南の地域の交通の拠点になることはもう間違いないと思っております。

そういうことで、現在25年4月に向けまして、バス会社といろいろ今検討を加えているところでございます。きょうも朝、来られたところでございますが、やはりまず、私どもが今このバス路線につきましては、大多喜町はやはり非常に交通アクセスが悪いという観点の中で今考えているところでございますが、これはまず一つこの圏央道アクアラインということの効果というのは、私どもの千葉県の中でも木更津周辺が今非常に人口増ということがございます。非常にこの効果があるわけでございます。そこで、本町にとりましても、これから開通を進めます道路につきまして、1時間ちょっとぐらいで、まず東京の首都圏につなげられないかということの中で考えております。

今、私どもが検討しておりますのは、やはり大多喜、品川間の直行高速バスを今考えております。そういうことで今やっておるわけでございます。そして、まず、その次に料金が通勤、通学ができる金額でなければならない、そういうことの条件が提示してあるわけござ

います。そして、その３つ目がやはり非常に便利でなければならないということで、本数が非常に必要であるということで、これらのことを３点を踏まえまして、今バス会社と詰めているところでございます。なかなかバス会社のほうも前向きな返事はいただいておりますが、最終的には私どもの思いがすべて通じるかどうかはわかりませんが、まずこれを詰めていきたい。その中に、やはり町といたしましても、やはり協力できるところは大規模なバスターミナルということが必要であろうと、それで、中房総の10市町村、この皆さんがこの大多喜に集まって、そしてそこから首都圏につながるようなそんなスタイルができればという構想の中で進めているわけでございます。

これでこの形ができればやはり大多喜町にとって、若い人々が定住に向けて、またいわゆる首都圏の皆さんが移住できるような、そんな素地ができればなというふうに考えております。そういうことで、これからまた開通に向けて進めてまいりたいと思っております。

○議長（正木 武君） ５番荻込議員。

○５番（荻込孝次君） ありがとうございます。

最後の質問ですけれども、ことし３月22日付で全議員によります一般会計予算に対する附帯決議案を７項目を掲げて提出しましたが、町は我々のその思いを事業にどのように反映したかを伺いたいと思うわけなんです、どういう反省をされたかと、やかましいことを言うようでございますけれども、今までの質問の補足としての質問です。

世界じゅうで不況のとき、消費は美德と言われた時代はもうとうに過ぎているのに、一度体験した華美な経験は直ちに忘れることはできないものです。また、日本は財政の危機的なときと言っても過言ではないときでありますし、また、目覚ましい発展のときはもう終わりました。

そのようなことから、無駄を省き、健全な財政を求めている質問であります、個々に各課長さんが答えてくださってもいいし、町長がまとめて一括で答弁されても結構ですので、これについてよろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、予算のほうを私どものほうの課で取りまとめているので、一括してお答えさせていただきたいと思えます。

議員ご質問のとおり、平成23年３月22日招集の平成23年第１回の議会定例会において、平成23年度一般会計予算の執行に当たっては、各事業の優先度や財源確保の精査を慎重かつ適切に行い、町の将来を見据えた健全財政を求めるとともに、下記の事項について配慮をする

よう附帯決議するとして、7項目の附帯決議をご提出いただいております。

平成23年度の当初予算においては、行財政の効率化推進計画を踏まえて、事業の必要性とか優先度等を十分精査し、効率的かつ効果的な行政運営を推進するための予算を編成をいたしました。が、附帯決議のすべてを網羅している予算にはなっておりません。

そこで、ご提言のあった事項について、明日ご審議いただきます定例会の補正予算のほうで、被災地の復興支援、また、避難民の支援、防災対策、あわせて雇用対策を含めた企業誘致、企業支援の強化、また、住宅施策等について提案をさせていただく予定でございます。

今後においても、着実な行財政運営を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） ありがとうございます。

要するに私が言わんとする質問の趣旨は、無駄を省き、浪費を避けて健全な財政に努めていただきたいというのがその趣旨でございますが、22年度の決算審査及び運用状況審査意見書に、いみじくも私が思っているようなご意見が記されておりました。

その内容を要約いたしますと、引き続き無駄を省き、いずれ債務負担を減らし、将来の災害に備え、資金備蓄に努める必要があるというふうにまとめてありました。私もそのような意見でございます。監査結果にそのような、私が思っているようなことが最後に示されていたわけですが、これからは経済は成長がとまっているような状況でありますので、ひとつ効率的な財政運営に努めていただければと思ひましての質問でございました。

以上で私の質問を終わります。いろいろとありがとうございました。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 次に10番藤平美智子議員。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私は平成23年9月定例議会におきまして、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

最初に病気予防対策についてお伺いをいたします。

本町におかれましては、子宮頸がんの公費助成を初め、肺炎球菌ワクチンの公費助成と町民の健康維持や医療費抑制等に積極的に取り組んでこられました。また、町民の健康づくりのため、特定検診、がん検診等を実施しております。今や日本の国民病とされるがん対策の

前進に歓迎をするものです。

2010年国民生活基礎調査の中で、がん検診の最新の受診率が本年7月12日に公表され、女性特有のがんの検診受診率が大きく上昇した現状が明らかになりました。政府のがん対策推進基本計画は5年ごとに見直されることになっており、現在、国のがん対策推進協議会が12年度から5年間の次期計画策定に向けて議論を進めておりますが、引き続き受診率向上への取り組みが大きな課題であることは間違いないと思います。

そこで、がんによる死因の中で、肺がんに次いで2番目に多いのが胃がんと言われております。今回、私は町民の病気予防対策として、従来から行われておりますバリウム検査に加えて、容器に息を吹き込むことでピロリ菌の有無がわかる検査や、特に死亡率が高くなる50歳以降に対し、血液検査とヘリコバクターピロリ菌を除去することが胃がん予防に有効であると言われております。そこで、これまでに行われているバリウム検査項目に加えるお考えはないか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの胃がん予防の有効性を高めるためのピロリ菌検査の導入に関する質問に対してお答えしたいと思いますが、現在、町で実施する40歳以上を対象とした胃がん検診は、造影剤にバリウムを使用したエックス線検査のみとなっております。この方式を採用しているのは、厚生労働省が対策型検診として、胃がんの死亡率減少に有効と認めているのはエックス線検査のみとなっており、ピロリ菌検査の有効性は不明とされているからでございます。

一方、近年ピロリ菌の感染により、胃の粘膜が萎縮してがんが発生する場合があるとの研究結果が発表され、胃粘膜萎縮により減少する消化酵素ペプシノゲンとヘリコバクターピロリ I g 抗体の血液検査によるスクリーニング検査により、精密検査の対象者を振り分ける方式を取り入れる自治体や事業所が全国では幾つか出てきており、県内では東金市がちば保健予防財団のモデル事業として今年度実施を計画しております。厚生労働省の研究班もピロリ菌感染を考慮した検診について評価を始めていると聞いておりますので、その結果やモデル事業の状況を見て導入を検討してまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

胃がん検診の関係でピロリ菌の検査項目をふやすと、昨年のがん受診者の実績で計算すると、どのくらいの予算増になるか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは健康福祉課からお答えいたします。

昨年度の受診者数から考えますと、大体600名ぐらいなんですけれども、まだこのピロリ菌とペプチノゲン検査を合わせた検診についての検査料金というのが、保険点数でも明確にされておりませんので、はっきりとしたことは申し上げられないんですが、ことしの千葉県民予防財団の検診は1人当たり約3,000円くらいを予定しているということであります。ですので、3,000円掛ける600人ということになります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 1人3,000円で600名、そうすると180万円ということでありますよね。費用対効果を考えると、早期発見であれば医療費もかからないと思いますがいかがでしょうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） ピロリ菌につきましては、40歳以上になりますと大体60パーセントから70パーセントの方が感染していると言われています。ピロリ菌感染の中でがんに発展する方は、そこから今までの実施している医療機関や自治体の報告を伺いますと、3から4パーセントということになっておりまして、確率的にはまだかなり高い発がん率というところまでは至っておりません。ですので、即導入するということは財政的なことを考えますと、まだ尚早かと思われますので、他の自治体の状況などを考慮しまして導入を検討していくということで考えております。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 前向きにやっていただきたいと思います。胃にヘリコバクターピロリ菌がいることにより、胃がんの発生の確率が激減するということを2009年に日本ヘリコバクター学会が正式に発表をいたしました。国際がん研究機関でも胃がんはヘリコバクターピロリ菌が発がん因子であると認定をしております。先ほど提案した容器に息を吹き込むことで、ピロリ菌の有無がわかる検査を次年度の検診項目への計上をぜひお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、図書館の整備充実についてお伺いをいたします。

学校図書館は児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領

がスタートをいたしましたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきております。

しかし、本年6月1日に文部科学省が公表した平成22年度学校図書館は、人的、物的両面にわたる整備において、少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。このため、国では公立の義務教育諸学校に対して、毎年約200億円の図書整備費を地方交付税で措置しているとしていますが、実際には余り活用されておられません。

そこで、本町の学校図書館の整備充実を図るため、次の点についてお伺いをいたします。

最初に、各小・中学校の図書の整備状況と必読書や推薦図書の整備の実態についてお伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 各学校の図書の整備状況と、それから必読書、推薦図書の整備の実態についてというご質問でございます。

町内の小・中学校の蔵書数は、少ない学校で約3,400冊、最も多い学校で1万600冊を蔵書として持っております。7校平均しますと約7,000冊になります。例年の図書購入状況ですが、全体で約150万円を計上して小・中学校7校へ均等割と児童・生徒数の人数割で1校当たり平均21万円を毎年配分しております。

また、平成22年度につきましては、国からの助成、それと寄附がありまして、特別に図書を購入する費用として350万円を計上させていただき、例年の図書購入費とは別に23年に繰り越して各小・中学校に蔵書を購入していただいております。

また、すべての小・中学校がお勧めの本のコーナーや新刊図書コーナーなどの推薦図書のコーナーを設けまして、読書を奨励しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございました。

公立学校図書館状況において、必読書コーナーの推薦図書コーナーの設置は小学校が62.1パーセント、中学校が53.3パーセントとなっております。本町においては、何パーセントぐらいになっているのか、お伺いをいたします。

また、目標とする読書の設定は小学校、中学校それぞれのくらい進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 必読書、それと推薦図書の太多喜町の実態なんですけれども、必読書につきましては、各教科で活用されておりまして、調べ学習に相当使われているということでございますが、改めて必読書のコーナーというものはつくってないということです。推薦図書につきましては、すべての小・中学校でそのコーナーをつくっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

次に、2つ目の質問についてお伺いいたします。

各学校の児童・生徒の図書館の利用実態についてお伺いいたします。

平成23年度事業において、基本施策における目標、指標となって児童・生徒1人当たりの学校図書利用数は75冊となっておりますが、本町においては1人当たりの利用数は何冊ぐらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 1人当たりの生徒の利用数ということですが、実はご質問の前に各小・中学校に問い合わせをしたのですが、具体的に把握してない状況で現在お答えできません。これから実数を調べて報告させていただきたいと思います。実際、今現在の利用実態でございますけれども、各小・中学校とも昼休みや放課後に貸し出しを行っております。学校によっては、夏休みなどの休業中や授業間の休み時間にも図書館を開放しております。授業においても、すべての学校で図書室が活用されておりまして、先ほど申し上げましたように、国語や社会、理科、生活科、総合的な学習などの時間で調べ学習を中心に大いに活用されております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 学校図書館で図書やそのほかの資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用されることはあるのか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 先ほど申し上げましたとおり、実際に授業においてもすべての学校で図書室が活用されております。具体的には、まず国語では教科書教材と同じ作家の作品を読んだり、説明文を書くときの資料を探しております。社会科では、歴史や地方の人々の暮らし、産業等について、理科では植物や生き物の世話の方法などを調べております。総

合的な学習の時間では、自分のテーマに沿って調べます。キャリア教育では、自分の興味、関心のある職業や仕事について調べます。この調べ学習ですけれども、課題解決学習と申しまして、課題を解決するために、その子なりの方法を尊重し、予想を立てて自分なりの解決方法を見つけて、その方法に従って解き、学級全体で検証していく学習方法の一つの流れの一部となっております。

今申し上げましたとおり、児童・生徒にとって読書することは大変意義深いものがありますので、今後とも図書室を一層活用するように、各学校へ働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） よろしく願いいたします。

最後に、本町においての各学校の図書館の司書教諭の配備状況についてお伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 現在の司書教諭の配備状況についてお答えします。

まず、学校図書館法で学校に司書教諭を置くことが定められておりまして、しかし政令で11学級以下の小規模校につきましては、司書教諭を置かないことができるとされております。大多喜町の場合は、10学級以上の学級がありませんで、すべての学校が小規模校となります。司書教諭を置かなくてもよいこととなりますが、自主的に司書教諭の資格を取得している教諭が各学校に1名から2名、国語の先生を中心にいらっしゃいます。図書室の活用には司書教諭の専門的知識が取り入れられるように、今後ともさらに努力は続けていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私もいろいろと調べまして、大多喜町は12学級はないんですね。

11学級以下になりますけれども、学校図書館の業務の専門性を考えますと、専門的な知識、技能を有する担当職員、いわゆる学校司書の役割が重要となっております。図書の貸し出し、返却、目録の作成等の実務のほか、資料の選択、収集や図書の紹介等、専門性を求められる業務において大きな役割があると思います。今後、各学校に専門的な人材による体制を確立する考えはあるかについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 司書教諭の専門的な知識を生かして、もっと大多喜町で教育ができるか、推進するかというご質問と思います。

実態につきまして、先ほど各小・中学校に1名から2名、国語の先生を中心に司書教諭がいらっしゃるということを話させていただきました。現実にはその助言をいただいて図書館の運営をやっている学校もあるんですけれども、実質その資格が生かされてない学校も今現在多々あります。このご質問を契機に小・中学校に呼びかけて、司書教諭の知識が生かせるように努力させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここ10分間休憩します。

（午前11時03分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午前11時14分）

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（正木 武君） 11番野村賢一議員。

○11番（野村賢一君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。何しろ4年ぶりですので、途中でルール違反があるかも知れませんが、そのときはひとつご勘弁していただけたらと思います。

私は過疎対策の現況と政策提言についての質問事項でございますが、政策提言に関しては、議会の全員協議会か何かでやるということらしいんですので、局長からのご指示がありましたので、政策提言というのは消していただければありがたいと思います。

ここで、まず初めに過疎自立支援法は千葉県では多分2市3町、全国的にはかなり少ない指定だと思います。南房総、鴨川の合併前の一部の地域、鋸南、長南、大多喜と、大多喜町は千葉県で一番面積の広い中で過疎指定を受けたということでございます。

まず、担当課長にお聞きしたいと思いますが、この過疎の歩みと大多喜町が過疎の指定さ

れた要件は何でしょうか、お聞きします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問の過疎につきましては、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域の指定を受けております。過疎の要件につきましては、人口の著しい減少のある町ということでございまして、すみません、ちょっと細かい数字までお答えできませんが、過疎地域の指定を受けて、過疎からの脱却を目指しての人口増対策とか、地域振興事業等により町の発展を図ることを目的に起こした過疎でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今、野村議員さんの過疎の要件の関係ですが、ちょっと私のほうから若干把握しているものがございまして答弁させていただきますが、過疎地域につきましては、国勢調査の人口結果に基づきまして、人口の減少率が一定の計算式があるんですが、その求めた数値が地方交付税法の第14条の規定によりまして算定した市町村の基準財政収入額と基準財政需要額の関係で、平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したもので、3分の1の数値が0.42以下であることというのが、一応一定の基準とされております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ということは、財政力指数ということですね。そうしますと、大多喜町は今年度はまだ出ていないと思いますけれども、ことは0.42ということは0.42以下ですか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 過疎地域の指定の要件がそうなっていますので、既にもうそういう状態になっているということで指定を受けたということになります。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） それとまたよく似た大多喜町も指定を受けております。半島振興法というのがございますね。半島振興法との過疎自立支援法との違いというのは何でしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） すみません、ちょっと半島振興法の関係は調べておりませんので申しわけありません。ちょっとお答えできません。

○11番（野村賢一君） これは税務課長はわかるんじゃないですか。この前、ちらっと税務課長から話をお聞きしたことがあるんですけど。時間がかかりますから、後でまたあれします。

それでは、3月議会で平成23年の過疎債予定事業というのが我々のほうに示されたわけなんですけれども、その中で今7事業ございます。その進捗状況について、まずお聞きします。まだできて半年ぐらいのあれですから、これからのまだまだその部分はあると思いますけれども、まず住宅取得奨励金、空き家利用促進奨励金、住宅リフォーム奨励金、この進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現在のところ、リフォームで約15件程度だったと思います。空き家についてはまだございません。あと住宅取得、それについては3件ほどございました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ありがとうございます。

そのほかにソフト事業として、出産祝い金支給事業、これはソフトになるかどうかわかりません、拠点施設建設、野生獣被害対策事業、ハード的なもので町道改良事業がありますけれども、この進捗状況もお願いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 現在のところ、20件ほど来ております。

以上です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 拠点施設の進捗状況でございますけれども、現在のところ公衆トイレの設計をしている段階でございます。また、設計が済み次第公衆トイレを設置する予定でございます。また駐車場でございますけれども、公衆トイレの設置が済み次第、駐車場の整備をする予定でございます。それと、あと野生獣でございますけれども、町で行っております単独のシカ、イノシシの電気さくの補助金が9件ございます。また、県単で行っております防護さくの設置18件ございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 建設課で行っています町道建設といたしますか、それにつきまして

は、災害防除で黒原佐野線の災害防除、吹きつけ、川畑トンネルの内部の吹きつけと古門部分の工事を予定しております。現在、測量の段階でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） それと、去年の9月議会だったですか、企業誘致条例、これを町でつくりましたね。その固定資産の税金、その件に関してでも過疎債のその話ですけれども、それ以来、企業誘致の活動というのはどんな活動をしているか。また、それ自体、企業誘致に関して、どこかの企業からの問い合わせがあったどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 企業誘致につきましては、23年度におきまして4件ほど来ております。企業名はちょっと申し上げられませんが、大型の家具を扱っているところ、また実際に契約まで9月末に至るグループホームの誘致、それにつきましては以前からちょっと全員協議会のほうでお話をしておりますニットライトの跡地につきまして、長南町でそういったグループホームを運営している会社から問い合わせがあり、なおかつ契約まで9月末に至るということで、本日もちょっと電話がありまして、契約をいつにしたらいいかというような問い合わせもございます。

その他、幾つか問い合わせがございますが、町のほうではちょっと用意をした土地というのがございまして、そのたびに所有者の方とちょっと折衝をしまして、いろいろ建設課のほうで積算をさせたりとか、そういったような資料提供等を行っておりますが、まだちょっとそれ以外に契約がまとまったという案件はございません。町のほうも極力その問い合わせがあったときに努力をして、できる限り企業を誘致していきたい。また、先ほど町長も答弁をいたしましたが、高速道路、田尾のインターが開通することによって今後も企業の進出というのが見込めますので、その辺の施策も今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今課長の答弁をいただきましたけれども、何かすごく不安な答弁でございます。ということは、企業誘致してもまだ土地がないとか、それで例えば1回の電話があった場合、それ以降、継続的に交渉しているのかどうか、そこら辺お聞きします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 企業誘致につきましては、すべてはお話できる状態ではございませんが、今私のほうで抱えておりますのはやはり五、六件あります。しかし、どちらにいたしましても、やはり相手のある話でございまして、なかなか相手と条件が合うということがまず第一条件になりますので、そういうことで土地の問題であったり、価格であったり、交通の問題であったり、さまざまな条件があります。また、人の問題であったりとか、そういうことで今いろいろな形で企業さんとは折衝しております。確かにそれで没になったものもありますが、まだ継続して続けている案件も多数あるわけでございます。そういうことで、これからも引き続きその件につきましては進めてまいりたいと思います。できるだけ町に企業が来ていただけることが大切でございしますので、今後もまた進めてまいりたいと思っています。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今町長から答弁いただきました。本当に今大多喜町は大変な時期だと思っております。できれば今それこそ新聞紙上で円高の中で、大企業ではございませんけれども、中小企業の社長たちは日本にいるより外国へ行ったほうが安いんだよ。従業員確保もできるんだよ、そんなようなメディアからの発信がかなり来ております。それを考えまして、大多喜町も千葉県のちょうど真ん中、それで圏央道仮称市原南インター、ができた場合、いずれにしても当てにならない面があると思うんですよ。それに関してはやはり町として土地の確保を十二分にしておいて、それこそ町長がトップセールスでその企業に行ってもらって、ぜひ動いてくれたらありがたいなと思います。

次に、平成22年4月1日、過疎対策自立支援事業の一部が改正されました。その一部の改正というのは、ハード事業はもういいだろうと、ソフト事業に力を入れなさいということで、その件で3点ばかり質問させていただきます。

まず、子育て支援課長ですか保育園の関係は。今大多喜町の保育園の園児は何名いるか。また、1家族で2人以上預けている家族は何名いるか、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 園児の数でございますけれども238名、両園でおります。それと、あと1子、2子という形だと思っておりますけれども、そのうち1子が約170名ほど、2子が四十数名ということでございます。3子についてはちょっと把握していません。そのまま引き算ということでございますけれども、いずれにしても2子は四十数名でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） この問題もわかっていれば結構ですけれども、第2子の場合は保育料は半額だと、第3子は無料だと何か法律があるそうですね。その辺は第2子の半額の負担金は幾らぐらい今はあるでしょうか。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） これも毎年、毎年、1子、2子、3子とか、いろいろ数字がありまして、ちょっと具体的な数字はつかんではおりませんけれども、概算で言いますと平均で1万8,000円ぐらいになろうかと思います、1子で。ですから、2子の場合ですとその半額ということで9,000円から1万円程度になろうかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町長、そうしますと大体40人ぐらいで9,000円ということですから、36万円というのが大体計算できると思います。総務省が過疎対策の特筆なソフト事業に関して実行している町からいろいろな情報を聞いた中で子育て日本一を目指すということで、島根県だったかな鳥取県だったか邑南町というのがございます。その町長が、日本一の子育て町にするんだということで、第2子以降は無料にしているんです。ということは、ただ法律的に問題があるかなと思いましたが、過疎自立支援法のソフト事業で対応できるという話なんです、どう思いますか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまご指摘をいただきましたとおり、そのとおりであります。ただ、私ども過疎債につきましては、5年間という年限が切られております。問題は5年以降ということで、非常にこの運用が難しいなというふうに考えております。では5年以降についてこれをどうするかということになります。そうしますと、町単独費用ということになる可能性が非常に高いということで、この過疎債につきましては、できるだけ今言いましたように、利用できるものはしてまいりたいと思いますが、それらは慎重に扱ってまいりたいと考えているところでございますが、ただいまのお話につきましては、また検討させていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町長、5年間どうのこうのと今答弁があったですけれども、見直し

事業で県のほうに申請すれば、それはかなうという話を聞いたんですけれども、どうなんですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 今現在の自立促進計画の中で、当面は町長が答弁したとおり、5年間の施策ということで時限の計画になっております。その後のその中での見直しというのは私どももちよつと聞いておりますが、その先、過疎はそのまま延長するかどうかというのは、その時点においての判断になりますので、今の時点では延長されると確実にはお答えはちょっとできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町長ね、町長も企業誘致して雇用とか、町の活性化のために一生懸命やるわけですよね。今の答弁を聞いていますと、一番大事な子供たちをたった36万円あれば、まだまだいろいろな面で子育てで町おこしができるんじゃないか、そんなような気もしないわけでもないんですけれども、国の事務事業、県の事務事業をやっているのが町の執行部の職員の仕事でありますけれども、やはり地方分権法が変わりまして、いろいろな意味で自治体自身の自分たちでいろいろなことを考えてやれと、これが今度の国の過疎自立支援法だと思うんですよ。もう1回お聞きしますけれどもいかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいままた再度の質問でございますが、金額的には今ご質問のあったとおりでそれほどではないんですが、ただこれは第2子につきましては、若干公平感の問題が多少あるということは、私はお聞きしております。そういうことで、すんなりとそのままそれが問題なければいいんですが、若干公平感に問題があるのではないかとということをお聞きしておりますので、この辺については担当のほうで承知しているかと思いますが、そういうことで慎重に対応させていただきたいということでございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、町長の答弁は公平感というのはどういうことですか。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 議員ご承知のとおり、公平感ということは保育園の場合、1子が上がっていきまして、2子目が確かに上がるという形、大体2つ、3つ離れているかと思うんですけれども、3歳から5歳、要するに学校に上がるまでがほとんど90パーセントか

ら95パーセント程度入園するわけでございますけれども、2子については数も少ないんですけれども、自宅のほうで見ようという方が結構多くて、上げているパーセンテージが30パーセント程度ということで、1子は上げるけれども2子は家で2つくらいまで見ようと、そういう方が結構おります。そうしますと、2子について上げた方については無料にすればベターなんですけれども、上げてない方との不公平というか、その辺が出るのではなかろうかというように認識しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、そういう答弁がございましたけれども、逆に2子から無料になれば、逆に預けてくるのが普通の家庭の経済状況から考えれば普通そうじゃないですか。3人育てた人たちによく聞くんですけれども、2人目以降の保育料を無料にしてくれると非常に助かる、そういう意見が多いです、正直に言います。今課長が2人目は家庭内で家庭で育てると、そうなってくると不公平感がどうのこうのと言いましたけれども、経済的な理由とかいろいろなことを考えれば、やはり普通の人だったら2人目以降も無料になれば預けると思うんですね。

この件はこれで、私の考えはそうですから、そういうことです。いずれにしても町長、子育て日本一でなくても結構ですから、千葉県一でも結構ですから、ぜひこういう根本的な新生児のときからの子育てに関することに関しては、やはりいろいろな意味を踏まえて、将来のことを踏まえて考えていかなければと思います。

続きまして、高校の支援の関係ですけれども、先ほど5年間どうのこうのとやられちゃって答弁がありましたけれども、そうしますと今から質問するのもむなしただの自分の一般質問だけのことになっちゃうかなということで非常に危惧しているところでございますけれども、いずれにしても企画財政課長、県のほうからよく聞いて、過疎自立支援の見直しの件でもう一度聞いていただければいいと思います。それを念頭に置いて2つ目質問します。

大多喜高校というのは、皆様ご存じのとおり、ことしから4学級、教育関係の詳しい話を聞きますと、4学級というのはまず廃校のはしりだと、そういうことを考えますと、大多喜町の大多喜の高校生が毎月いすみ鉄道関連ニュースというのが生徒会から出ていますよね。これは町長知っていますよね。この中で、毎月毎月、大多喜高校はいすみ鉄道のボランティア的な関係で掃除もやっているし、鉄道の中で音楽演奏をやったりして、一生懸命になっ
いすみ鉄道の存続のために頑張っております。逆の発想で、いすみ鉄道がつぶれた場合、大多

喜高校もないという私の考えです。

まず、そこでそれこそ22年4月1日の過疎自立法一部改正の中で、大多喜町と同じような境遇の町が全国に幾つかあります。過疎でそれこそ高校もその町にあって、そんな高校がやはり特筆なソフト事業で、まず高校支援をしようじゃないか。その高校に支援する場合は、やはりその高校の魅力ある高校、要するに中学生を募集するときに、あの高校に行けば大体普通高校ですから、次は上級学校へ行くのが普通ですよ。そういうことで、高校支援も大多喜町としては当然考えなければいけないと思います。企画課の職員に聞いたんですけれども、「野村さん、実は来年度から本腰を入れてやりますよ」と、そういうお話を聞きましたので、とりあえず安心したんですけれども、一般質問で提出した以上は質問させてもらいますけれども、教育長、今大多喜町は西中と大多喜中、両方ございますね。この前教育課長を通して現在3年生がどんな高校に対する志望高校の選定をするかということを聞きました、ご存じですか。あれを見てどう思いますか。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） これはもう前から言われていることなんですけれども、何十年前までは地元の中学生の6割ぐらいが地元の高校に行っていたと思うんですけれども、今現在はそうではなくて、例えば今現在の予想なんですけれども、大多喜中学校が今3年生が六十何名だったと思うんですけれども、地元大多喜高校の希望者が22名ということなんです。3分の1なんです。それがどこに原因があるかということは一言では言えないんですけれども、やはり一つは子供たちの考え方が非常に多様化しているということなんです。例えば、部活でこの部をやりたいと思ったときに、この部で活躍している、例えば甲子園に行く近道があるとか、あるいは県で部活動で優秀な成績をおさめているとか、そういうことである面で引かれていくというようなことがありまして、そういう面で非常に子供たちが、例えば夷隅郡の中で生まれても、夷隅郡内の高校には行かないというような、そういうことが一つあります。一つ多様化しているということです。

それから、もう一つはやはりそれぞれの高校が非常に今特色を出して、例えばこの高校に行けば上の進学は思いどおりのところへ行かれるというようなことがなかなかはっきり出ないということがありますので、そういう2つの面から、地元としてはこれから支援して、子供たちができるだけ地元の高校に行くような形で進路を進めていきたいと考えています。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ぜひ、お願いしたいと思います。

先ほど言いましたけれども、高校支援というのは、やはり高校生の魅力ある高校にするのには、いろいろな面で財政的に支援すればいいんじゃないかと思ひまして、高校の担当の先生とちょっと話をしたですけれども、がっかりしたのは最初に来たのはエアコンのことで少し応援してよと。今大多喜高校に全部エアコンが入っているんですけれども、全部それは生徒の父兄が負担している。公的支援でエアコンということより、もっとエアコンとなると予算的にはかなり高額な問題がありますから、高校に入りますと公務員の模擬試験とか、あと大学の見学会とか、あとゼミの研究会とか、3年生になるといろいろなものがありますね。

そこで、こういう研修会とか、模擬試験とか、多分さっきも言ったけれども、二、三十万円ぐらいあれば最初は十分ではないか。二、三十万円ぐらいのこういういろいろな面でソフト的な支援をして結果が出てくれば、それなりにまた予算的にふやせばいいわけであって、こんなような考えも私も素晴らしいことだと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いろいろ学校の運営費の助成というのは、なかなか県立ということで問題があるかなと思うんですが、ただ先ほどもご質問に出ました交通の問題につきましては、これは校長先生からも実はお話がございまして、ことしは1学級減らしたということで、非常に危機感を持っております。私どもも大多喜町にとりましても、この大多喜高校というのはやはり110年の伝統校でございますので、何としても守らなければいけないというのはもう当然のことでございます。特に、夷隅郡内の今の現在の高校生の数も大体800名ちょいということでございます。そして10年後になりますと大体500名を切ってくるということで、今夷隅郡には高校が4校ございます。そして恐らくこれが統合、あるいは廃校というような形になってくるんだろうという中で、今10年の高校配置計画の中で進んでいるわけでございます。

そういう中で、先ほどもご質問がございましたけれども、まず校長先生から言ってこれしたのは、まず生徒を集めるために、交通という問題が非常にあるという中でこの話が進んでいるわけでございます。私ども今町も総合交通体系というものを今検討している中で、やはりここはまずしっかりと支援していこうということで、副町長、また教育長、また校長先生を初めまして、各関係者を集めまして、これからまた対策会議を本格的に進めていくわけでございます。そういう中で、まずそういう足ですね、こういったものを全体に、先ほど交通体系を申し上げましたけれども、まず大多喜を交通の拠点にするということ。そこに郡内からここに集まってこれるような、そういう交通体系に持っていければいいなと思

っています。

そういうことで、これから交通体系、足をしっかりと確保するというにまず全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 私もそのとおりだと思います。そこで、長生村なんか事例をとりますと、平成18年に3名大多喜高校に来たんですけども、とうとう22年はゼロになっちゃった。その理由は、やはり今町長が言ったように交通の便が悪い、バス代が高いと。それと茂原女子高校がすごくいい、それが非常に大きな問題。それと、今県のほうで学区のどうのこうのと言っていますけれども、平成32年には夷隅郡市の中学3年生は400人ですかね、そこまで減ると。そうなりますとどうしても2市2町のある中で4学校あっても、当然経営的には成り立たないと思いますね。

そこで、いすみ鉄道で今通っている定期のあれが全体で2万526人、そのうち1万5,180人は約7割は大多喜の生徒である。必然的にいすみ鉄道がなくなれば大多喜高校の生徒の足もなくなるということで、こんな関係で本当に一生懸命になって大多喜高校の生徒はボランティアでやっている。私はぜひ大多喜町にいすみ鉄道と大多喜高校がなくなった場合は、基礎自治体としての大多喜町は成り立たないのではないかという、非常に危惧しているところがございます。いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今おっしゃるとおりでございまして、私ども先ほど過疎債につきましては5年というお話をいたしました、この問題につきましては過疎債がどうこうではなくて、まず交通体系、足というものはやはりこれはしっかりとやっていかなければ大多喜高校の存続はないと思っています。先ほど申しましたように、110年の伝統校、多くのすばらしい方々を輩出している高校でございます。これは、我々先代に対しまして申しわけないわけでございます。何としてもこれは守るということで、まず校長先生が申し入れてきたのが生徒を集めるときの足を何とか確保してほしいということで、利便性を高めていただきたいということは、もう切実なお願いできておりますので、私どももその辺を重点的に見据えまして、これからしっかりと対策を立ててまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 本当に私もそう思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。次に、もう1点、農業振興についてお伺いします。

今大多喜町では1反歩以上の農業従事者は636人だそうでございます。それで、大多喜町の田の面積は315ヘクタール、22年度の作付面積は614ヘクタール、残りの約700ヘクタールは転作か、ほかの目的で使われていると。また204.6ヘクタールは休耕地である。私は町長はたしか企業誘致とか何かで一生懸命になって頑張っているのはわかりますけれども、ことしの予算を見て農業振興に関しては、余りピンと来るものがないんです。ということは、イノシシとかそういうものはこれは当然やらなきゃいけないですけども、農業振興について、やはり大多喜町も合併した当時は第1次産業は7割、第2次、第3次、現在は第1次産業は1割しかいない、大きな危惧ですね。

それで、どこの事例を見ても第1次産業の担い手がいるところは大体そういう過疎でも何でも農業振興でも非常にすぐれているところがあると、そんなような話でございます。

話をここで言っていていいかどうかわかりませんが、大多喜町の農業の所得は全体で四百五、六十万円しかない。636人の中で500万円っていないということは、やはり機械の買いかえとかいろいろな問題はあると思いますけれども、これは大きな町にとっても農業振興に関しては力を入れないと大変だと思うんですけども、産業振興課長、いかがでしょうか、農業振興について。

○議長（正木 武君） ただいま11番野村議員の質問なんですけれども、通告となっておりますので。

○11番（野村賢一君） ちょっと待って、私が言ったのはこういうことをやりますよと言っただけで、その中身は言ってありません。農業振興の最初に3つやると言った。いけないと言うのなら次回にします。通告は過疎自立支援法の通告です。

○議長（正木 武君） 今回は認めますけれども、次からは細かく書いていただければ。通告でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農業の振興をどうするかということでございますけれども、農業は本町のご承知のように基幹産業といたしまして、昭和20年代より農地の基盤整備、林道、作業道等の開設を行いまして、また畜産業等の振興を国や県の支援制度の導入によりまして図ってきたところでございます。

また、近年では中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支援制度、農地・水・保管理支援支払制度、農業者戸別所得補償制度など、国・県の制度を取り入れまして農家を支援してきたところでございますが、ご承知のように年々農家数が減少、それと比例いたし

まして、農業従事者数、また農業生産額も減少してきているのが現状でございます。

この農家数や従業者数の減少の主な要因といたしましては、農業従事者の高齢化や担い手の不足及び鳥獣被害による耕作意欲の減退が見られ、また先ほどもお話がございましたが、農業機械の更新が困難となることなどによりまして、今後引き受け手のない農地が拡大しまして、遊休化となることが予想されるところでございます。

このような現状に対処するため、引き続き国・県の支援事業を取り入れつつ新たな担い手としての定年帰農者、若手オペレーターなど、労力補完のシステムづくりや組織化を図りまして、地域の農業、農地について、今後だれに何を任せるのか、だれが担うのか、獣害対策等を含めまして、本町農業の現状を把握しまして施策の方向づけをすべく、現在県と町とで大多喜町の農業の検討会として話し合いを進めているところでございます。

この話し合いの課題といたしましては、農業に精通しております農業委員を中心といたしまして、農業の現状、意向を把握し支援の方向づけをする一つとして、農家の意向調査による農産物の品目、作付方法等の確立、獣害は農業活性化を妨げるので集落ごとの取り組みを図る。また、農業機械の更新等、農業経営としてのコストの減少化、これにつきましては、機械の共有化ということも話し合いの中に入っております。それと、従来の特産品の生産拡大に伴う労力の確保の実態調査、これらを検討会としまして、現在、県と町とで検討会としての話し合いを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 私と事務局の食い違いがあったみたいで、次回またやりたいなと思っていますけれども、ひな段に座っている課長さんたちで今農業をやっている人はいらっしゃいますか。そんなに多角的な農業をやっている課長はまずいないと思うんです。あんた方は「はしけ」という言葉を知っていますか、知っていますよね。農業をやっているのはみんな「はしかい」って何かどうのこうので、昔は本当に農業が嫌で都会のほうに行っちゃった人が随分おります。

いずれにしても、町長、農業振興も大多喜町の本当に基幹産業の中で、やはり専門的な農業に通の課長さんがいないと、これからは本当に大変な時期になると思うんですよ。ぜひ、そこら辺もご配慮していただければと思います。

いずれにしても時間ですので、これで一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に、昼食をお願いします、午後 1 時から会議を再開します。

（午前 1 1 時 5 9 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

通告により、7 番吉野僖一議員の質問を許します。

○7 番（吉野僖一君） 平成23年第 3 回の大多喜町議会、一般質問を通告どおり質問させていただきます。

初めに、質問事項ということで、1 番目が国及び県の地籍調査と大多喜町の取り組みについて。そして、2 番目が町税等の未納問題について。3 番目が緊急性の高い事業の推進についてお伺いいたします。

まず初めに、地籍調査ということで質問させていただきます。一問一答方式でございます。

私も20年以上前、宍倉町長さんのときに一般町民30名と町職員の若手の方30名で2年間ぐらい一応まちづくり検討委員会ということで勉強させていただきました。そのときに、県庁へ行きまして国・県のそういう政策とか一応説明を受けた中で、全国総合開発計画ということで、国の政策で地籍調査を今後20年、そのとき20年という言葉が出てきたんですが、20年で全国を整備したいというふうなことを聞いておったんですが、せんだって総務課のほうに行ってその話をしたら、大多喜は先輩方がとりかかっておりまして、上瀑地区と今老川地区ということで話は進んでおるんですが、まだ大多喜町は100年かかるか200年かかるかわからないですよというふうな説明を受けたので、これは大変なことだなと思って、いずれにしても町の発展、町民皆さんがプラスになるようなことをしなくちゃいけないと思って今回の質問をします。

午前中にも各議員が町を思っている質問で、やはり基本となることはそういう町の受け入れ態勢がしっかりしていないと人口増とか、企業誘致とか、そういういろいろな問題が解決するものもやはりこの一番初めの地籍調査が終わってないと、なかなか前に進まないというふ

うに思っております。

たまたま、ことしの3月11日のああいいう大震災とか、原発の問題とか、今度の台風の問題とか、こういう地籍調査が終わっておりますと、すぐ着工できるというのが役場の職員さんに聞きましたら、地籍調査が終わっているところであれば、河川のそういう壊れたところとか、ああいいう大きな災害があった場合でも早目に災害復旧ができるということなので、そういう点で質問をさせていただきます。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって1筆ごとに土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、地籍とはいわば土地に関する戸籍のことです。各個人には固有の戸籍という情報があるのと同様に、土地についても地籍の情報が行政のさまざまな場面で活用されています。地籍調査を進めることは、今後のまちづくりや大多喜町発展のために何事よりも一番大事な基礎事業と判断いたしますが、町長の考えと町の対応について伺います。

初めに、(1) 全国、千葉県及び大多喜町の地籍調査の取り組みの現状、進捗状況について伺います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、全国、千葉県及び大多喜町の地籍調査の取り組み状況、進捗状況についてというご質問でございますが、地籍調査の進捗状況は平成23年3月31日現在でございますが、全国1,750市町村の中で完了済みが454市町村、26パーセントになります。実施中が728市町村、42パーセントでございます。休止中が304市町村、17パーセントでございます。未着手264市町村、15パーセントであります。

千葉県内54市町村では、完了済み町村が3町、6パーセントでございます。実施中が12市町、22パーセントでございます。休止中が3市、6パーセントでございます。準備中が12市町で22パーセントでございます。未着手24市町村で44パーセントでございます。

大多喜町は全体面積129.84平方キロのうち、国有林、土地改良区等を除いた90.03平方キロを調査対象として進めております。立会進捗率は全国は49パーセント、千葉県が13パーセント、大多喜町が15パーセントで約13.58平方キロとなっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 夷隅郡市2市2町は、どのようになっているか、他町は。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 夷隅郡内においては、現在行われておりますのは、大多喜町だけでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） ありがとうございます。これもやはり先輩たちがよく勉強して対応したということで、すごくうれしく思いますが、もっと早目に長期計画を立てて国・県の予算取りをして、町もある程度対応していただきたいと思います。

続きまして、（2）の今後の実施方法と計画並びに概算事業費について伺います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 今後の実施方法と計画並びに概算事業費についてでございますが、まず1年目に地権者等による現地立ち会いにより、筆界ぐいの設置、測量の基準となるくい
の設置及び測量を実施いたします。2年目には、前年に行った地区の成果の作成及び地権者等による成果の確認を実施するとともに、新たな調査区域の1年目の事業を実施してまいり
まして、毎年調査地区を広げていく計画でございます。

現在、町の5か年計画においては、平成23年度から平成27年度まで老川地区の小田代区、小沢又区、筒森区、栗又区の一部の立ち会い、3.61平方キロを予定しており、引き続き老川地区の調査を進めていく計画でございます。

概算事業費であります。年約2,500万円程度を予定しております。これは、国土調査事業は補助事業であることから、国・県からの補助金が年間1,875万円程度であり、近年、県の補助金が減額されており、補助金に合わせて事業を行っている状況でございます。国は地籍調査事業を強く推進していますので、今後は町の要望額を満たすよう県の予算確保を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） これは何か一般住宅地と山林とか、そういうところだと何か大分補助率も違うらしくて、その辺はどうなっておりますか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 市街地と山間部ということでやっておりますけれども、大多喜町はほとんど山間部というようなことでやっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 今説明を受けましたけれども、できるだけ予算取りというか、国と県と町と、何か資料によりますと、その実質費用は国が2分の1、県と町が関係市町村が2分の1ということなんです、実際はこれが特別交付税、各負担金があるということで、補助金があるということで、町としては5パーセントぐらいで済むらしいんで、やはり町の5年計画、10年計画というか、そういうことで今後予算取りしてやっていっていただきたいと思っています。

その辺は、町長さんはどう思っておりますか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この事業は、やはりどうしても補助というのがなければなかなかできませんので、町単でできる品物ではございませんので、これからも国・県の補助事業と見合いながらまた進めてまいりたいと思いますが、先ほど課長の答弁にもございましたけども、できるだけ要望してまいりたい進めてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 国の動きとしては、これが10か年計画でやっておる、今回は第6次国土調査事業ということで、去年の平成22年5月25日閣議決定で第6次国土調査事業十箇年計画ということで動いているみたいなんで、国・県とよく相談してやっていっていただきたいと思います。この件については以上で終わります。

続きまして、（3）の地籍調査を実施した地域と実施していない地域の課題と問題点についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 地籍調査を実施した地域と実施していない地域の課題と問題点についてということでございますが、地籍調査を行われた地域では境界や面積など土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められます。また、その情報をもとに土地の境界を現地に復元することが可能となります。土地境界をめぐる紛争を未然に防止でき、これにより土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができます。

逆に、地籍調査が行われていない場合には、土地の境界が不明確であるため、土地取引の際に境界の調査に多大な時間と費用を要します。また、災害が発生した場合、災害復旧に当たり、まず土地の境界の確認から始める必要があります。災害によって、土地の境界ぐいがなくなったり移動した場合には、立ち会いにより土地所有者の確認を得るなど、災害復旧に

着手する前に多くの時間と手間が必要なことから、復旧・復興がおくれる要因ともなります。
このようなことから、地籍調査は後世にきちんとしたものを残す面からも必要であると考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 大変いい説明でございました。午前中も言いましたように、野村さんから質問があったように、工場誘致をするにしても、町長さんも何かほかの町と天秤にかけられて、ほかは土地が用意してあって大多喜はこれから地主さんに説明ということで、そこら辺でやはり嫌われちゃうという感じなので、この辺が整備されておれば話もスムーズにいくと思うし、これはすごく重要な問題であるので、今後とも推進に努力していただきたいと思います。

続きまして、（4）の地籍調査促進に向けた国及び県の取り組みということで、一応予算を絡むので、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 地籍調査促進に向けた国及び県の取り組みということでございますが、国の取り組みといたしましては、調査に必要な経費の2分の1、50パーセントの負担、地籍調査実施予定地内に測量のための基準点の設置、研修会の実施、パンフレットの作成、新聞広告等により事業推進の啓発を行っております。

また、県の取り組みとしましては、必要経費の25パーセント、4分の1の負担、未実施市町村への直接訪問や各種会議等での説明、各種講習会への参加の呼びかけ、パンフレットの作成、新聞広告による事業推進の啓発を行っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 今説明を受けたんですが、やはりそういう地籍調査の流れというか、そういうのを町民に広報を通じて、国・県・町はこういう動きでやっていますということを徹底して皆さんに周知徹底しないと理解を得られないと思うし、上瀑地区で初めやったんですが、やはり境のことでごたごたして何かとまちゃっているというか、そういうのがあるということなんで、これは実際に個人で測量すると相当なお金がかかるわけですね。そこら辺を町民によく説明して、これは国・県・町の予算でやることで、ちゃんと調べてくれますからということをややはりアピールしないと、町民は経験した人はなるほどなとわかるんだけれ

ども、経験していない人はもう全然そのまま人生が終わっちゃうかもしれないけれども、やはり相続とかそういうことになるとうしてもそれが絡んできますので、そこら辺を町民には負担がかからなんだということをアピール、町民に伝えるというか、今こういう国・県・町の動きがありまして、基礎的な調査であるということでご理解を、そういう地区の説明会とかちゃんとしないといけないと思うんですよね。そういう資料は国もいろいろ何かこれは行政もこれが来ているらしいですね、こういうネットでも見られますけれども、それとかパンフレットもあるそうですから、そういうのをうまく活用してやってもらいたいと思います。

続きまして、（５）地籍調査済みの現況マップ、資料の情報提供についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 地籍調査済み状況マップの情報提供ということでございますが、この地籍調査済み状況マップの情報提供につきましては、国土交通省のホームページ等に掲載されておりますが、町においても状況がわかるようホームページに掲載する方向で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ７番吉野議員。

○７番（吉野僖一君） ネットでこういうふうに地図がちょっと大きくしてありますけれども、こういうふうな進捗状況の地図がありますね、できるだけそういうことで今後話を進めて町発展のためによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問事項の２の町税等の未納問題について、これは昨年も６月に資料をいただいて、その後のチェックということで、当時は総額２億７,３５７万２,２２２円という未収金、総額があったんで、その後さきの議会で町税等の未納についての現状と今後の対応について伺ってきたところでありますが、これらの対策として、本年度機構改革を行い、町税等の滞納を減らすため徴収体制を強化充実して取り組んでいくということであったが、その後の状況について伺います。

（１）として、町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の年度別滞納状況と徴収実績についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまの機構改革によります徴収対策を強化充実した取り組みについてのご質問でございますが、今年度より税務住民課の収納対策係におきまして滞納繰越分を各課より移管を受け収納することとなったわけですが、この債権の移管に

つきましては、平成22年度から数回にわたり債権対策会議を開催し、所管課と協議をしてまいりました。この会議におきまして、債権の移管基準を定め、今年度は町税と滞納が重複している滞納者のうち、税務住民課で収納を行ったほうが事務の効率化を図れると判断されるものを移管の対象といたしました。

その結果、移管の債権として介護保険料7件、19万8,000円、後期高齢者医療保険料18件、166万8,500円、給食費2件、85万9,240円、水道料金11件、262万8,319円、住宅使用料1件、44万7,300円、合計といたしまして38件、580万1,359円の移管を受け徴収しております。徴収実績といたしましては、8月末現在で33万4,752円でございます。

次に、町税及び後期高齢者医療保険料の滞納状況及び徴収実績につきましてお答えいたします。

町税につきましては、滞納繰越分を含めた金額を申し上げます。

平成21年度、先ほど吉野議員さんからもお話がありましたが、調定額が17億7,678万153円、収納額14億7,972万6,782円、未納額2億7,357万2,222円で、収納率は83.28パーセントで、20年度と比較して1.13パーセントのマイナスでありました。平成22年度は、調定額17億5,534万3,108円、収納額14億5,524万1,100円、未納額2億4,907万8,273円で、収納率は82.90パーセントと21年度と比較し0.38パーセントのマイナスでありました。

次に、後期高齢者医療保険料について申し上げます。

平成21年度、調定額6,927万8,250円、収入済額6,755万8,700円、未納額171万9,550円で、収納率は97.52パーセントであります。平成22年度、調定額7,095万7,350円、収入済額6,920万4,150円、未納額168万1,600円で、収納率は97.53パーセントで、21年度と比較し0.01パーセントのプラスでありました。町税及び後期高齢者医療保険料の滞納状況及び徴収実績につきましては以上でございます。

なお、介護保険料等につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険料の滞納状況と徴収実績についてお答えします。

平成21年度は調定額1億3,837万2,700円、収納額は1億3,722万5,280円、収納率は99.17パーセント、未納額102万7,020円、33件でございます。平成22年度は調定額1億3,878万4,620円、収納額は1億3,729万8,500円、収納率は98.93パーセント、未納額130万7,520円、51件でございます。収納対策として、夜間を含めた戸別徴収、電話による催告や催告書の通知を行っております。

以上であります。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） どうもありがとうございました。

できましたら、昨年の6月1日現在のこういう一覧表をいただいてあるんですが、これは各議員さんにいただいているんですが、後でまたできれば、今すぐに言われてもちょっとメモできないので、一覧表で資料を各議員さんにチェックということでお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、3の緊急性の高い事業の推進についてお伺いします。

安心・安全なまちづくりを進める観点から、これまで数度にわたって町の施策を伺ってきたところでありますが、町民が安心して生活できるよう、緊急性の高い次の事業について、町の取り組み状況を伺います。

（1）その後の防災無線の各企業への設置と対応についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 吉野議員に伺います。

水道料金とか、その他はもういいですね。

○7番（吉野僖一君） 一緒をお願いします。

○議長（正木 武君） では（2）からお願いします。質問からお願いします。

○7番（吉野僖一君） （2）給食費について、すみませんどうもよろしくお願いします。いなければ一括で一つずつ。

それでは（2）の給食費について、すみません、申しわけないです。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 町税等の未納問題ということで、2番目の給食費についてお答えさせていただきます。

学校給食費の現年、過年を合わせました調定額と収入状況についてお答えします。

まず、平成21年度は調定額が8,124万7,041円、収納額が7,452万5,774円、未収納額が672万1,267円で、収納率は91.7パーセントです。平成22年度につきましては、調定額が7,942万7,916円、収納額が7,258万2,949円、未収納額が684万4,967円で収納率は91.4パーセントでした。

給食費の集金方法は、口座振替を基本としておりますが、未納がある方や現金納付の方は学校での直接集金をお願いしております。滞納がたび重なる方につきましては、通常の督促通知に加えて、子ども手当金などの支給日に合わせて、電話催告や訪問徴収を行って徴収実

績が改善されるよう努力しております。給食費は私債権ですので、徴収の強制力はありませんが、今後も粘り強く訪問を繰り返して支払いを促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

（3）の町営住宅の家賃についてお伺ひします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、町営住宅の家賃についてお答えいたします。

住宅使用料につきましては、4 件ございまして、町税と重複している滞納者の 1 件について、収納対策係へ移管し滞納整理をお願いしたところでございます。また、他の 3 件につきましては101万7,410円でございますが、分納計画により毎月滞納整理を管理係により行っております。滞納者はすべて退去済みのため滞納額はふえることはございませんが、転居先でも税金等を滞納している様子でございますので、現状の分納計画以上の納付額を増額するのは難しいものと思われまゝ。今後とも滞納者との連絡を密にとりながら滞納整理を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

（4）の水道料金についてお伺ひします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 4 つ目のご質問の水道料金についてお答えさせていただきます。

平成23年 3 月31日現在の未納額は、平成17年度から平成22年度までのもので1,690件、人数にしますと634人になります。金額では2,579万7,000円でございます。平成22年度では、一番多く、1,430万6,000円でございますが、これは1 月から 2 月使用の水道料金が 3 月分として通知されまして、納期限が 3 月31日となっていることから、4 月以降におくれて納付する場合、督促等も含んでおりますが、平成23年度会計に入ってくるためでございます。平成23年 4 月 1 日から 7 月末までに、直接納付や徴収等による収入は過年度分といたしまして735件、886万2,000円でございます。7 月末現在の全体の未納額でございますが、955件、1,693万4,000円となっております。

本年度の機構改革に伴います徴収体制強化では、先ほど税務住民課長が答弁いたしました
が、税務住民課へ移管した水道料金も一部ございます。7月末現在までに15件、9万7,000
円が納められました状況でございます。また、滞納者に対しましては、再三の催告にも納付
のない場合は給水停止を行っております。4月以降、11件の給水停止を行ったところでござ
います。今後も引き続き、未納額削減を図るため努力していきたいと考えております。

水道料金につきましては、以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。頑張ってもらいたいと思います。

（5）のその他、町へ納付すべき負担、保育料等についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） その他の保育料でございますけれども、22年度末16件、29
万7,600円、この8月末で3件、5万8,700円でございます。これからも未納のないように取
り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。今後とも各課、また機構改革で担当の税務
課のほう、よろしく徴収のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、質問事項の3、緊急性の高い事業の推進について。

安心・安全なまちづくりを進める観点から、これまで数度にわたって町の施策を伺ってき
たところでありますが、町民が安心して生活できるよう、緊急性の高い次の事業について、
町の取り組み状況をお伺いします。

（1）その後の防災無線の各企業への設置と対応について、お願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 町の防災無線を各企業への設置の対応についてのご質問でござい
ますが、同様のご質問を前回の6月定例議会の一般質問でいただきまして、回答としまして
年度内に対処の方法を検討し、ご報告させていただきますと回答させていただきましたが、
今回の第3回定例議会の補正予算に戸別受信機の設置についての予算を計上させていただい
ておるところでございます。予算案が可決いただければ、町内企業に1基、有料ではござい
ますが貸与できる制度化をさせていただいております。

なお、戸別受信機を設置するに当たり、1基当たり約6万円前後の経費がかかります。そ

のうちの2万1,000円を負担いただきまして、設置が可能でございます。これは、一般家庭で2台目を必要とする方も同様でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） これにつきましては、企業なんかは町長のトップダウンでこれはできるんじゃないかなと、予算を組んだということでそれでもいいと思うんですが、いすみ市は調べましたら、一般住民の方には無料配布で、新規住民に関しては何か1万円というか、そういうことで出ておりましたので、できるだけこういう災害の年であったということで、たまたま7月に社内運動でオリブさんで啓発運動をやっていたときにちょっと火災がありましたんですが、あの辺やはり全然聞こえないんですね。ああいう人の集まるところで、そういう情報がないということは、何かあった場合には混乱をすると思うんで、救急車とか、消防車のサイレンはいっぱい鳴っていて、それもどこかわからなくてぐるぐる回っていたから余計に町民は不安になっていましたので、それでたまたま現場にいたので、できるだけああいう公共施設とか会社には防災無線が聞こえないところにはできるだけ企業につけてやってほしいというか、できるだけ安価でやってほしいということです。よろしく願いしたいと思います。

（2）その後のヘリポート設置問題と対応についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ヘリポートの設置問題と対応についてのご質問でございます。

現在、主に八声地先のヘリポート場を利用しておりますが、バイパス沿いに入り口の表示を今後検討してまいりたいと考えますが、国道でございますので、管理者であります県と協議をしたいと考えております。

なお、従前より堀切地先の千葉森林管理事務所の貯木場の件でございますけれども、境界等の確定がされれば町への売却は可能というふうに聞いております。面積は6,100平方メートルと広いために、地域の実情を考慮して工場等の誘致が可能であればそのようにさせていただきますが、その検討の後にヘリポート場としての利用も考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

八声地先のヘリポートは、なかなか一般の人はわからないので、看板等を今課長さんが言

われたとおり、通る人が大多喜にはヘリポートがあるんだなというそれもPRというか、やはり町はすごいんだなというあれがあるので、看板は大きなやつを国道沿い、中にはあるらしいんですけども、ちょっと一般町民の人も八声にヘリポートはどこにあるのかなという感じなんで、できれば看板を大きいのをつけて、何か普通Hを書いて、丸く書いてという、それは何かつけなくてもいいということなんだけれども、またああいうのがあればヘリポートだということがわかるんだけれども、ないので、そこら辺看板の設置はそんなにお金はかからないと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

(3)の7月24日、地デジ放送移行してからの町内の難視聴区域の今後の問題と対応についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問のとおり、地上アナログ放送は7月24日正午をもって停波をいたしました。町では、8月22日まで総務省テレビ受信支援センター、通称デジサポと申しておりますが、による相談窓口を週1回開催しておりましたが、いまだ難視地区があるのは事実でございます。

現在、難視地区306世帯においては、暫定的に衛星放送による視聴対策を講じております。しかし、この対策は平成27年3月末までの時限措置であるために、早期に恒久的な対策が必要であるところでございます。

国においては、ことしの12月までに対策方針を決定するというところで、受信点調査や地元説明会を実施したいということで、町にも協力依頼が来ております。

今後、国においては高性能アンテナの新設や有線共聴施設の設置等恒久的な対策を講じていただき、一日も早く地デジの難視地区がなくなるよう、町においても協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） けさ方、出がけに町のホームページで地デジの問題をちょっと調べてきたんですけども、難視聴地区ということで、これは1軒1軒調査したんじゃないんだけれども、大体、栗又から老川のほうから全部出ていまして、全部で今計算しますと959世帯という数字がインターネットの資料に出ています。やはりこれはいすみ市も対比してはちょっとまずいかもしれないんだけれども、何か大分初め大野地区だけであつたのが、7億か8億ぐらいの予算、あれはどういう予算でやったんだかちょっとわからないんですけども、

人口増ということで町長さんも出会いの広場、また婚活のやつが出ていますよね。やはり、テレビが映らないということはちょっとえらい問題があるし、たまたま大塚山にNHKの職員さんと町の職員さんが一緒に行ったんだか知らないけれども、カソリさんという人がよく整備しているんですけれども、大塚山にNHKの人と町の職員の方が見えたということは、平沢もすごいんですよね、映らないところは。田代と弓木のほうも相当映らないところがあるので、その辺で下調べに行ったんだかどうか、その辺をちょっと確認します。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど900幾つという数字が出てきましたけれども、959ですか、それは国が公表している難視世帯でございまして、そのうち視聴可能な世帯がございしますので、それを差し引いて先ほどちょっとお答えをさせていただきました。

また、大塚山の件につきましては、やはりスカイツリーの関係で今後電波を拾えるかどうか、そういった調査で入らせていただいております。

随時、先ほど答弁しましたとおり、その電波の状況とか、どこに建てたら一番難視地区がなくなるのか、効果的なのかということを今調査をさせていただいております。その後においては、現在、難視地区である平沢とか、老川地区とか、個々に土地を買わせていただいたりとか、そういった交渉で入らせていただくとしますので、今後ともご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

できるだけこれはその人の反対の身になって、今まで映っていたのにテレビが見られないというか、孫の漫画の時間になったら、そのときがたまたま電波の状態が悪いとかいろいろ電話が個人的にかかってくるんですよね。やはりこれはえらい問題なんで、町も真剣にNHKのほうとよく相談して、補助金がつけばできるだけ早目に、すべてが学校の児童の問題とか、こういう婚活の問題とかあって皆さん調べてくるので、テレビが映らない、それじゃ嫁にもやれないというふうになっちゃうとまずいので、これはいろいろな意味合いがあると思うので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 次に、1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、3 点にわたって質問したいと思います。

まず1 点目ですが、放射能対策についてです。

原発事故、きのうあたりのニュースですと炉内の水温が下がってきているとはいうものの、まだ収束のめどがつかない中、6 月には250メートル離れた私の家から直線距離で1 キロも離れていない勝浦のところでとれた勝浦のお茶から基準量の5 倍近い放射線が検出されたと。本当に250メートル離れた大多喜でもこの放射能汚染があつて、人体被曝や農産物への影響など、不安を多くの町民が抱えています。不安というのは、わからないから不安なんです。わかっているならば対策がとれるとれるんです。住民の安心・安全のために、以下について伺いたいと思います。

放射線量の測定は、町単独で7 月の末までには測定器を購入し、定期的な取り組みが始まっていると思います。現段階で担当というか、総務課あたりで聞いたところによりますと、測定場所は公的な場所で、学校、保育所などに限られていると。だけれども、子供が生活する場所というのは、学校生活を中心にすれば、通学路というのはやはり欠かせません。それから、学校の中でも水たまりや排水路、それからそういうところも必要ではないかと思われる。あるいは、行政的には水道、浄水場の汚泥というのでしょうか、沈殿物とか焼却場の焼却灰、そういうところの検査、そういう公的な場所だけではなくて住民の希望する場所などの検査もする必要があるのではないかと思います。検査地点を拡大する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、放射能対策について、最初に環境水道課からお答えをさせていただきます。

放射線量の測定は、一番心配される保育園や小・中学校を中心に実施しているのが現状でございます。そのほか町水道水、農作物、最近では農家にとって一番重要なお米の放射性物質の分析も行い、いずれも基準値、規制値を下回っている状況にあります。

野中議員さんからの1 つ目のご質問の通学路や水たまり、排水路汚泥、焼却灰、さらには住民の希望する場所などへの測定の拡大の考えはないかということでございますが、通学路や水たまり、住民の希望する場所に関しましては、町内の保育園、教育施設、これは大多喜高校も含んでおります等、10か所の測定を定期的に行っておりまして、数値的には、1 時間当たり0.05から0.10マイクロシーベルトと変化は見られず基準値内であり、また校庭の土壌

につきましては、放射性汚素は検出せず、放射性セシウム、これはセシウム134とセシウム137の合計ですけれども、1キログラム当たり34から86ベクレルと国の基準値は示されてはおりませんけれども、飲料水の基準値、放射性汚素1キログラム当たり300ベクレル、放射性セシウム1キログラム当たり200ベクレルを参考とした場合に安全の範囲であると考えております。

このことから、分散した形での測定を行っておりますので、特に通学路や水たまり、住民の希望する場所での測定は、状況に変化が生じた場合を除きまして、現段階では考えておりません。

また、排水路汚泥、焼却灰の関係ですけれども、排水路汚泥の検査は今までに行った経緯はございません。状況により今後検討してまいりたいと存じます。

もう一つの焼却灰のことですけれども、現在、可燃ごみはすべていすみクリーンセンターへ持ち込んでおります。放射性物質の測定を行っておりますけれども、7月4日の測定結果では飛灰、飛灰というのは煙を電気集塵機で集め、温度を下げて落ちた灰のことですけれども、それが1キログラム当たり3,600ベクレル。主灰、主灰というのは、燃やして残った灰のことです。これが1キログラム当たり183ベクレルございました。環境省が示した方針では、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものは最終処分場にて埋め立て処分をすることができるとなっております。1キログラム当たり8,000ベクレルを超えたものにつきましては、安全性が確認されるまで一時保管、移動不可能とされております。

本町の収集可燃物の焼却灰につきましては、最終処分場で処分ができるということでございます。1つ目の質問につきましては以上でございます。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 通学路や子供たちが遊ぶ遊び場の近くの校庭も含めて、水たまりとかそういうところなんですけれども、一般住民はやはり高価な測定器をなかなか買えませんので、大丈夫だよということであれば安心なんです。だから大丈夫か大丈夫でないかやはり一度ははかっていただきたいなと。それを住民に、大丈夫だったよ、大多喜はどこで遊んでも大丈夫だよということを住民に知らせていただきたいなと。だからあらゆるところで定点の観測と同時に、少しずつ枝葉を伸ばして、町内の安全を知らせていただきたいと思います。若い人、お子さんを持っていらっしゃる方は、本当に子供を遊ばせていいんだろうかという思いがあると思うんです。私自身もあるんです。

というのは、初めて県の検査で大多喜の数値をはかったときに、やはり高目の値が出てい

る。そのときに灰は落ちているだろうと。今は少し落ち着いてきてはいるけれども、県の定点である環境研究所ですか、昔の公害研究所のところよりも高い数字ですね。だから比較的大多喜あたりは落ちやすいのではないかという思いがありますので、そういう不安をぬぐっていただくために、検査場所を広げていただきたいと思います。

2点目にいきます。

私が前に聞いたときには、週一遍の測定だということを伺いました。そうすると、測定器は、週4日はあいているのではないかと思うんです。ですから、町が使わない日については、測定器を町民に貸し出す考えはないでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 測定器の貸し出しについての考えはないかというご質問でございます。

現在のところ、一応精密機器であるとともに、福島原子力発電所の事故当初とかなり状況が変わってきており、事故以前の大気状況に戻りつつあり安定していることから、現在のところ機器の貸し出しは考えておりません。また、各個人ではかられまして、数値だけがひとり歩きして、住民に不安を与えかねないことや、県あるいは町で定期的に定点で測定を行いますので、それでご理解いただき、当面は貸し出しにつきましては考えておりませんので、回答とさせていただきます。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 貸し出しもしないとなったら、やはり住民の希望する場所、どういうところをはかってほしいのか、知りたいのかということをお願いなりとして、町が責任をもって住民の不安解消に心がけるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） その辺は努力したいと思います。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 努力をする期限はいつごろわかるんですか。すぐにやっていただけるんですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 期限は申し上げられませんが、そのような対応を今後考えていきたいと思います。

以上です。

○1番（野中眞弓君） よろしくお願ひします。

測定値についてなんですけれども、ホームページで知らせるということでしたけれども、ホームページをあけられる住民は非常に限られていると思うんです。

恥ずかしいんですけれども、私もやるんですけれども、開く前に何か細かいこういうのが出てしまって、どこかに接続してください何とかという、もう自分一人だとパニックっちゃって何にもできないんですね。パソコンがあっても年齢が高かったりすると開けません。これは最新の広報なんですけれども、広報にちょこっと出ているかなと思ったんですが、広報にも出ていません。本当に安心のために、やはり放射能って住民にとっては災害ですから、防災という観点で今週の定点の測定値はこうでしたよというを、防災無線で知らせるというようなことはできないでしょうか。それと同時に、やはりこの隅っこのほうに今月の測定値というようなのもやはりあったりすると安心かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 防災無線での測定値についての速報という考えはないかというご質問でございます。

測定結果の速報につきましては、現在のところ、今野中議員さんがおっしゃったとおり、ホームページの掲載と町の広報紙で周知をさせていただきました。今後も同様の方法で周知する予定でございます。ホームページは随時、町の広報につきましては2か月ごとで行っております。防災無線での広報は考えておりません。しかしながら、先般のお米の放射能検査結果等緊急な事態が発生した場合、それは防災無線を利用して住民に周知をするように考えております。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 放射能って目に見えなくて、しかも1年や2年で収束するものではありません。着実に蓄積していくわけです。ですから、今数値が下がってきてはいると言っても、蓄積量を考えたら無視できないものだと思います。ですから、放射能の影響は、多分20年後、30年後になってがんがふえるという形になってあらわれるだろうと言われているんですけれども、ですから今下がっていることを軽く見ないで、住民に放射能へのやはり警戒心をずっと持っていただくためにも、2か月に一遍とかではなくて、やはり少なくとも毎月の広報紙のどこかに載せていく必要はあるのではないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 私どもは2か月に一遍で広報します。それと新聞紙上では毎日の

ように、先ほど野中議員さんがおっしゃっていただいた市原市の科学研究所の数値が毎日出ています。あそこでおおむね大体0.042マイクロシーベルト、その数値はずっと変わっておりません。そういう状況ですので、何かがあればまた広報はしますけれども、そうでない限りは現状の方向でいきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 1か月ごとにやるとのと2か月ごとにやるとそんなに変わらないと思いますけれども、住民のことを考えたら、やはりできるだけきめ細かく知らせたほうがいいと思いますが。

その次にいきます。

子供の内部被曝、一番これが怖いことだと思います。私たち大人よりも子供への影響が大きいと。毎年ではなくていいのですが、何らかの形で、今義務教育の学校に行っている子供たちの年代くらいは、今のうちに1回だけでも検査したらどうかと思うのですが、その考えはありませんか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 子供の内部被曝の検査についてのご質問にお答えします。

食品、水、空気、土壌などによる体内の放射能汚染は、放射性物質の性質により、沃素は甲状腺、セシウムは全身に蓄積しやすい特徴がございます。放射性沃素131の半減期は約8日間と言われており、福島原発の水素爆発以降、6月から放射性沃素は水道水や土壌などからはほとんど検出されておらず、今の時点では、放射性沃素の内部被曝線量については検出はできないものと思われます。

放射性セシウム134の体内での半減期は約80日、137は約100日と言われております。6月から8月の町内での測定結果で、水道水及び農産物からは検出されておらず、町内保育園、小・中学校の土壌からセシウム134・137、合わせて1キログラム当たり最大100ベクレル、最小22ベクレルが検出されております。全内部被曝線量を求める計算式に当てはめると、ふだんどおりの生活をしている場合、生涯積算線量は100ミリシーベルトよりかなり低い値であるため、発がんのリスクは低いものと思われ、現段階での内部被曝検査の必要性については考えておりません。

ただし、子供の発がんリスクは大人の二、三倍とされておりますので、長い目で見ていく必要はあると思いますので、各地の保健事業を通じて、放射性的健康への影響や、発がん予

防に向けた生活などの知識の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今の答弁で、（５）の放射能や対処法についてということも答弁していただいたと思うのですが、やはり早いうちに、町民が正しい知識を持って、自分でも放射能から自分を守るようにしていただきたいなと思います。

これをもちまして、１については終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時03分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（正木 武君） 1番野中議員の一般質問を続けます。

野中議員。

○1番（野中眞弓君） 2番目に、小・中学校統合問題についてお尋ねいたします。

古くから学校がそこにあるのはそれなりの理由があります。歴史ある学校が学校統廃合により消し去られることは、地域の子供や住民にとって軽いものではありません。学校統廃合については、慎重の上にも慎重でなければならないと思います。

ところが、ことし1月と8月に行われた地区住民との統廃合問題での話し合い、説明会に参加して、余りにも行政が性急に進めているのではないかということを感じました。今回の学校統廃合については町が取り決め、住民に理解をいただくという形ですが、従っていただくという学校についての教育のこの決定権というのは行政にありという姿勢が私にはうかがえたのですが、本来的に教育における最終的な決定権というのはどこにあると考えているのでしょうか、答弁はどなたでも結構です。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 学校の教育、それから統合についての決定権はどこにあるかという質問だと思います。

まず、学校の統合につきましては、基本的には町の所有物でありますので、町長であり、またここにいらっしゃる議会の議決を得て決めるべきことだと考えております。

基本的な教育の決定権につきましては、教育内容を決定するのは国でありますから、教育権は国家にあると言えますが、しかし、国を形成するのは国民であり、また国が決定する教育内容は、良識的な範囲にとどめるべきと考えておりますので、教育の決定権は国民にもあると言えます。

大多喜町教育委員会としましても、国家、国民のどちらとも断定できませんが、教育基本法や学校教育法などの法に沿うことを教育行政の基本としまして、また一方で、町民の意見にも耳を傾けながら教育行政を推進していくべきと考え、そのようにしているつもりでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 憲法第26条の2というのは「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」、国民が義務を負う、子供に対しては。というのは、最終的に教育の決定権というのは、私は親にあると。義務教育は、これを無償とするということで、行政のしなければならないことは、教育の条件整備をきちんとするという事ではないでしょうか。ですから、国民が子供に普通教育を受けさせる主体、親が主体だと思います。

この統廃合について、私が不十分ながら関知する中では、初めにアンケート結果というのを昨年出されて、そのときはもう親に説明があつてからのアンケートだと思ったらそういうのがない上での、ただひたすら一般論みたいな形でアンケートをとって、議員に説明があつたときに親はもうおおむね賛成ですというようなコメントつきで提示されました。ずっと日にちがたって年が明けてことしの1月になって話し合い、意見交換会という名前でした。

たまたま私一身上の都合で老川のほうに出たんですけれども、それが初めて親に正式にリアルタイムで提示されて、親のほうは意見交換会ではなくて、これは説明会ではないかというので大もめにもめたというので、そこからあれおかしいんではないの、もうすべて行政がこんなふうに親の気持ちが煮詰まらない前におぜん立てをして、これで理解願います、理解願いますというのは、これに従ってくださいというふうに受け取れるんですけれども、そういうふうな形で進められてきたこの大多喜の学校統廃合については、やはり行政の側に勇み足があるように私は思われます。

学校が1つなくなるということは大変なことだと思うんです。

先ほどからの一般質問の中で、若い人たちの定住を図るとか、子育て支援を何とかとい

う答弁が聞かれますが、学校がなくなったところには若い人たちは住まないのではないのでしょうか。学校がなくなることによって過疎化が一層進むのではないのでしょうか。そういう総合的なことを考えないで、ただ適正数ということを基準に進めていくということは問題だと思うんですね。

今表面立っているのは老川小学校の問題なんだけれども、その現象が出てきたときにぱっとその場合しのぎみたいな形で統廃合の問題を出されたら住民は本当にたまったものではないと私は思います。

今、町としてどのような学校配置の見通しを持っているのか、それを伺いたいと思います。そして、その見通しはもう決定なのか、これから先どういうふうに対住民に提示していくのか、そういうことも含めて答弁いただけたらと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今現在、教育委員会で学校統合の検討を推進しております。その見通しについて、どのような状況かというご質問でお答えさせていただきます。

小学校につきましては、小学校5校のうちの4校で複式学級が始まっているか、または数年後に始まる見込みであります。複式学級はよい面もありますが、一人一人の児童・生徒に最も身につけてもらいたい生きる力をはぐくむ上で、集団で切磋琢磨しながら学徳を磨く場面が少なくなると考えております。

そこで、1学級20人から30人を目標とする学校統合が最善の方法と考えておるところでございます。早急に進めているとおっしゃられましたけれども、事によったらまさにそのとおりかもしれません。平成24年、来年の4月に老川小学校ですけれども、今までで一番少ない入学者数になります。その部分が、できれば大勢の子供で入学を迎えてもらいたいということを目指して、現在まで進めてきた状況でございます。

小学校の配置は、統合後の通学を配慮しまして、老川地区と西畑地区で1校、総元地区と大多喜地区・上瀑地区で1校、合計で2校と考えております。中学校につきましては、地域での意見交換会で、西中学校の生徒数減少が著しいために、統合を希望する意見が多数ありましたので、保護者や地域の意見をよく聞いて、大多喜中学校との統合の可能性を検討していく方針であります。

ここまで申し上げました内容は、おおむね10年先、平成33年ごろの学校配置についてで、その後のさらに10年先、20年先にはさまざまな社会情勢の変化があると思いますので、その時代に改めて学校再編について、その当時の皆様で協議すべきと考えております。

先ほどの複式学級が総元小学校、上瀑小学校についても近い将来始まる可能性がありますので、具体的に時期の目安がここですよということで、検討のたたき台として皆さんに協議いただいているところです。今後は、その地元の方々、それから保護者の方とますます協議を深めて、具体的な時期が決まればよいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今、適正規模と言いますが、その根拠は何なんですか。20人から30人の適正規模。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 具体的なよりどころがあるわけではないんですが、まず先ほどおっしゃっていた一般的に老川と西畑小学校でアンケートをとりました。そのときに、クラスの人数はどの程度が理想と考えますかという設問で、まず第1位に20人から30人という回答をいただきました。それと、あと全国の実際に学校教育のあるべき児童数というアンケートがありまして、そこでは逆に、大勢の40人クラスから何人まで下がるのが教育の現場の理想的な人数であるかというアンケートなんですが、そこでも26人から30人程度、上から下がっていった場合でもその状態の数が一番望ましいと考えております。

これは具体的に、当然文部科学省から出ている内容としましては40人学級を基準としておりますので、20人から30人という答えはどこにもございません。この部分につきましては、大多喜町教育委員会で検討を重ねて出した内容でございます。この内容についてちょっと朗読をさせていただきます。

「集団生活を通じて互いに学習意欲を高め合い、規律や規範意識を学び、多様な人間関係を築き、心身ともにたくましく社会に柔軟に対応できる人材を育成するためには、一定規模の集団の中での教育活動を展開することが必要であることから、児童・生徒数は1学級20人から30人程度の規模が望ましくと考えます。学校は、確かな学力だけでなく、豊かな心、健やかな心をはぐくむことの3項目すべてについて生きる力を身につけることが目的であり、豊かな心、健やかな体をはぐくむには、一定集団の人間関係の中でこそ生まれると考えております。」

お答えになっているかどうか分かりませんが、このような答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 議論がかみ合うかどうかわかりませんが、私は、一般質問を出してしまってから、どうやって調理をしていいものやら。千葉大の教育学部の三輪さんという名誉教授がいらっしゃいます。その方の論文にめぐりあいました。そこで今出てきている学校統廃合の問題が扱われておりまして、今私たちが置かれている場、それがわかったような気がします。でも、それをきちんと伝えられるかどうかわかりませんが。適正規模ということが今回の説明会に出て、かなり適正規模適正規模ということで統廃合を進めているという印象を受けました。では適正規模って何なの、行政が言うからには何かあるんだろう。

そうすると1958年に制定された法令及び関連法令があります。義務教育諸学校施設費国庫負担法とその関連法令なんですけれども、ここには学校の適正規模基準という言葉がのっています。実はこれは1953年から1955年、1900で言われてもなかなかぴんとこないかもしれません。昭和30年ぐらいからの話です。この1953年から1955年にかけて、市町村合併促進法というのができました。昭和の大合併です。ここで自治体数が約半数に激減しました。ところが、山村とか離島は合併してもなお小規模なので、もっと大きい合併を進めるために、56年には中教審の答申が出て、それから57年には学校統合実施の手引きなどが出て、こういうものに基づいて58年に、初めに申し上げた義務教育諸学校施設費国庫負担法とその関連法案が決まったわけです。

この法律と関連法令の中で、国は適正な規模に統合する場合、建築費の2分の1を負担すると。この2分の1はその後さらに統合させるために、場合によっては3分の2というところも出したそうです。そのときに、その適正な規模の条件は、おおむね12から18学級とすると。小規模校の吸収合併のときに限り24学級にすると。通学距離については、小学校は4キロメートル以内、中学校は6キロメートル以内が望ましいというような基準を出したわけです。

この適正規模というのは、あくまでも補助金の支出基準であって、教育的に適正というわけではないと、まさにそうだと思います。では何を基準にした適正規模かということを明確にしないで適正規模適正規模と言われると、それだけがひとり歩きして、今度勝手に自分の中で消化をして、今度言葉のトリックで客観的な根拠のあるもののように錯覚してしまうと思うんです。今回もクラスがえがができる規模がいいとか、切磋琢磨というのは競争だと思うんですけれども、競争ができる人数が教育効果があるみたいなことを言われていますけれども、果たしてそうなのでしょうか。

今回、2006年骨太の何とかという小泉さんが出した中で、教員数を1万減らす。それは

子供の減少数よりもずっと大きい割合だったわけです。教員の数を減らすには何が手っ取り早いかわいたら学校をなくすこと。それでもって2008年に法律をつくり、小・中学校減らしをしていったわけですね。適正規模というのは、だから行革の中で、その部分だけ便利な言葉として取り出され、ひとり歩きを始めた言葉だと思うんです。子供にとって本当に適正なのか、そのところについては考える必要があると思うんです。

適正規模を各国がどう考えているかという資料がありました。1999年のユネスコ文化統計年鑑です。その前に、国連のWHO世界保健機構の見解なんですけれども、適正規模についての見解です。これは、おおむね地球規模での見解だと考えていいのではないのでしょうか。WHOは、子供の心身の健康に責任を負うという立場から、世界のいろいろな調査を集約し、学校は、特に初等学校、小学校は100人以下が望ましいと指摘している。小規模校の尊重、学校統廃合は規制しようという論理だと思います。

実際、先ほど申しましたユネスコの1999年の資料で、もう10年以上も古いのですけれども、とりあえずこういう数字で、フランスは99人、フィンランドは1学校101人、オーストリアは103人、イタリアは140人、デンマーク148人、メキシコ152人、ブラジル174人、イギリス190人、カナダ192人。それに対してアメリカは461人、日本は322人とずば抜けて多い。今申し上げた中の2番目に少ないフィンランドは、国際学力調査（PISA）、これはOECDが実施しているわけです。3年に一遍行われているんですけども、フィンランドは3回連続9年間トップレベルを維持しています。

少人数で本当に切磋琢磨ではなくて、一人一人がよくわかる、一人一人が向上するという立場でやっているというふうにインターネットで調べ、フィンランドの教育というところを出したら出ていました。切磋琢磨とか競争するとかそういうことではありません。いかに個人に力をつけるかということだそうです。

ちなみにフィンランドは、大学入試は入試があるけれども、ほかのところはすべて入学試験というものはなく、学資は大学まで含めて全部無料だということも書いてありました。

それからもう一つ、規模と子供の教育結果についてですけれども、アメリカは今申し述べた中で一番学校規模が多い、1学校平均461人でした。では、成績はどうなのか、さっきのPISAの成績では中間レベルだそうです。そして、学校規模の変遷、移り変わりでありますが、1950年から75年の間にアメリカの小学校の1校当たりの規模は153人から405人、約2.5倍に膨らみ、ハイスクールは229人から543人、やはりこれも2倍以上に膨張しております。

その間、何が起きているかというと、学力低下が起き、教育荒廃が進みという状況、それは何となく入ってくると思うんですけれども、今、どういう対策を練ったかというと、大きな学校にもう一つ小さい学校を、棟別の学校をつくって対応するとか、小規模の認定学校をつくとか、小規模校にシフトを移して、こういう教育の荒廃や学力低下の対策にしていたと。

こういうような私たちが今日本で適正数、適正規模ということが言われているけれども、それはごくごく行財政を進めようとする政府に都合のいいことに乗せられているんじゃないか、それをまんまと乗ってはいけないんじゃないか。世界の流れは本当に小規模で、子供をしっかりきめ細かく育てていこうというのが世界の流れではないか。その証拠に、競争競争と言われている中で、日本の子供の学力は、次第次第に体力も学力も下がってきている。これが今日本の置かれている現状ではないでしょうか。

その辺で、そういうことが、それでも大多喜では統廃合を進めていくのでしょうか。もう少し大多喜町らしい、もう今国策で農山村どんどん寂びれさせられています。食料自給率が下がっている。いつも上げると言ってもそれでも下がっています。そういう中で農山村では生活できないから、若者たちがここで子育てできない。

今一生懸命町の施策としては、若者に定住してもらおう、大多喜町らしい産業をつくり出していこうというふうに言っても、今度若い人たちが住める状況ではなくなっていくんじゃないか。学校をなくすことによって若者が住めなくなり、本当に過疎が一層進んで行くのではないか、そういうようなことは考えないのでしょうか。

大多喜町らしい小規模校を特徴ある子供が豊かに育つ小規模校による教育というものを考えるということは、もう全く検討しないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございしますが、見通しについてということでございますが、今、野中議員さんからいろいろと調べていただきまして、本当に今勉強になったところでございます。

しかし、大多喜町もではどうかということで答えるわけでございますが、まずやはり大多喜町の場合、先ほど野中議員さんからもございましたけれども、やはり1学年12人から18人ぐらいが非常によろしいというお話をいただきました。実は、老川、西畑の統合につきましては、これは一緒になってもまさに18人以下なんですね。そういうことで、今野中さんの言われる理想の数字に近いわけでございます。

そしてやはり私ども町といたしましてまず考えなければいけないのは、子供さんの教育を

受ける場の安全・安心な場所で受けていただくということが基本でございます。そして、今のお話にもございましたが、やはり教育の中身、充実というものをしていかなければいけない、そういうことだと思います。

特に、統合につきましては、住民の皆さんの意見というのが非常にやはり決め手になると思います。そういうことでは、いろいろ性急ということではなくて、皆さんのご意見を伺う中で、やはりまずいろいろな意見があることはもちろん承知しております。しかし、最終的には、住民の皆さんの大多数の皆さんの意見の集約されたところ、そこにやはり落ち着けるべきではないかなというふうに考えております。

そういうことの中で今お話を進めているところでございますが、まず学校規模の、先ほど出しましたけれども、1学校100人以上ですね、今老川、西畑が統合したとしても80人ということでございます。そういうことで、今野中さんの言われている中になんかというところがございしますが、どちらにいたしましても住民の皆さんの意見を十分に聞いた中で、やはり最終的には住民の皆さんの多くの意見の集約するところにまとめてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 補足ですみません。先ほど野中議員のほうから適正規模ということは何回も言われているんですけども、これはどこから来ているのかというご質問があったんですけれども、これは法律で教育基本法、学校教育法施行規則第41条、これに小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とするとあります。

ただし、地域の実態、その他により特別の事情のあるときはこの限りでないというのが教育基本法の中にごございます。これは、大多喜町では、1学校が12学級以上というのは、1学級がすべて1クラスですので、国としては望ましいというのは小学校では1学年が2クラス、それで6学年ありますから12学級以上は標準とするということで、教育基本法に掲げられております。

それから1学級の人数なんですけれども、これも小学校設置基準というのがございまして、この第2章、1学級の児童数、第4条に1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き40人以下とするということが決められております。ですから、今日本では1クラスは40人、これが1クラスの定数ということになります。1クラスについて教員1人を配置するということになっています。

そこから考えて、40人というのは、今の日本の教育の中で1クラス40人児童がいる、1人

の先生が指導するのは大変困難な状況にあるということで、初めて千葉県では、ことしから小学校１年生については35人、これを１クラスにしようではないかということて、ことしから初めて１クラス35人というのが始まっています。大きい学校では、１クラス40人で１学年１人の先生が見るとというのが非常に困難になっているわけです。

大多喜町を考えてみますと、30人、あるいは40人のクラスというのは今のところちょっとないわけなんです。それで大多喜町を考えた場合に、20人から30人が一番適正な規模になるのではないかということの根拠なんですけれども、日本の国の中の話なんです、文部科学省が全国小・中学校すべての学校に対しまして学力検査を行いました。そのとき、前年度、前々年度やったんですけれども、そのときにトップだったのが秋田県なんです。その秋田県の状況を見ますと、やはり30人クラスというのは、非常に徹底しているんですね、30人。これが１つです。

それから今の日本の現状の中での学習面を見ると、やはり30人クラスぐらいが一番日本の学力的に見るとすぐれて、子供たちに一番力がついているのではないかと思います。それから教職員のアンケートをとりますと、教職員のアンケートで一番自分が子供を教えやすいという人数は何人かというアンケートでは、26人から30人、これが教えている教職員のアンケートの結果でございます。

そういうところから、本町ではやはり今の子供たちの人数を考えて、20人から30人が一番適正な規模ではないかという、そういうことでこの適正規模のニーズを出しました。

先ほど今一番問題になっている老川小学校の話なんですけれども、老川小学校は来年入学する子供の数が、住民基本台帳ですと２名なんです。今の１年生が３名なんです。来年そのまま老川小学校は１年生が２名、２年生が３名、３年生が５名、４年生が９名、５年生が４名で６年生が12名です。10人以上は６年生だけになります。そうしますと、先ほどから少ない人数でもよい教育が受けられるのではないかと、確かにそういう部分もございます。例えば国語とか算数とかをマンツーマンで先生がひっきりなしに見て、きちっと指導すれば、家庭教師のような感じになりますので、そういう面ではよい面はたくさんあると思います。ただこれも法律で決まっております、１年生を含む学級が８人以下の場合ですと、複式学級ということで、１年生と２年生が同じ教室で１人の先生が指導する。来年になりますと、老川小学校は、１、２年生で先生が１人で教える。

（「すみません。短くしていただけないでしょうか」の声あり）

○教育長（石井信代君）　ということも考えて、来年、老川小学校は６年生については３人の

学級担任しか配置されないと。これは国の方針が悪いと言えればそれまでなんですけれども、そういうことで今国で決められておりますので、例えば同級生が2人だけで6年間学んだときに、メリットももちろんありますけれども、例えば運動会は2人で競争するわけです。それから意見発表をするときも、意見を戦わせる 때가2人しかいないというような現状を考えたときに、やはり知・徳・体・心の問題、例えば。

○議長（正木 武君） 答弁の途中ですけれども、野中議員の持ち時間はあと3分です。

○教育長（石井信代君） すみません。ということで、特に規模について申し上げました。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今、教育長の言葉の中にも国が決める国が決めると、その国の決め方が問題であります。先ほど途中で配っていただいたのなんですけれども、これは学校統廃合について、いろいろと進めていく中で問題が出てきて、学校統廃合をよく考えろという意味で国が出した通達です。1973年が上、その下は平成の大合併についてもその上の1973年のも踏襲して同じようなことが出ています。

この上のほうなんですけれども、2－2、学校統合を計画する場合は、学校の持つ地域的意義をも考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることと。やはり地域から学校がなくなるという重大性、そのことも大きいと思うんです。ですから、私は思うんですが、提案なんですけれども、小さい子供といえればやはり身近に学校が欲しい。大きくなると社会性を養うという意味で規模が欲しくなる。分校というような形で1つは残し、あいているところについては、高齢化で、今やはりデイケアでも日にちをふやそうと思うといっぱいですとふやせません。地域の高齢者のためのデイケアとか、そういうものが展開できるような、地域の文化的センターとして、地域の文化の中心になるような学校展開をしていくべきではないかと思いますけれども、そういう選択肢を1つつけ加える考えはないでしょうか。

○議長（正木 武君） あと45秒ですけれども、だれか答えますか。

（「答弁については、議長の裁量」の声あり）

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今分校方式ということが出ましたけれども、分校方式にしますと、やはり先ほど言いましたような5人ぐらい、2つの学年が集まっても5人ぐらいの中での勉強とか、あるいは体育ですね。もちろんサッカーとかミニバスケットとか、そういう集団でやるのが全くできなくなってしまうわけです。

あともう一つは、今非常に日本の教育の中で力を入れているのが国語なんですけれども、

国語の中で言語活動、お互いに日本人が非常に不得意としている、こういう1つの発言について次の発言、次の発言。というような、さまざまな展開からの発言をしていくというのが日本人が非常に苦手で、そういう面をもっともっと日本人が国語の力とか、発言の力とか、議論する力、これをもっともっと力を入れていかなければいけないというときに、2人、3人の間での議論ではなかなか深まっていけない。あるいは班で何か議論をし合うとか、そういうことがなかなか深まらない。そういうことを6年間、あるいは何年間もたった2人だけのクラスで、それこそやっていていいのかというようなことを、私たちが住民説明会で、すべての小学校で説明をいたしました。

特に、一番喫緊の問題であります老川からは、老川の保護者から、やはりここまで子供の人数が少なくなると、私たちも子供を育てるのが不安ですということで、老川の保護者が自分たちでアンケートをつくって、教育長あてに持ってきてくださいました。これを見ると、もう7割以上の方が、やはりこれはもう統合するしかありませんということをいただいておりますので、住民や保護者を決して無視をして、行政改革で町の施策ですからということで押しつけているつもりは私は全くございません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員、申し合わせの時間が終わりましたので、速やかに終わられるようお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時57分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案第1号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議事日程第1号の1ページをお開きください。

ことし平成23年6月24日にスポーツ基本法が公布されまして、去る8月24日から政令で施行となりました。このスポーツ基本法ですが、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が時代とともに大きく変化していますので、今までのスポーツ振興法を全部改正して、その社会情勢に対応するものでございます。

旧法の規定は、ほとんど場合に若干の文章を改正することによりまして、新法でも制定されております。具体的な文言の改正はスポーツの振興という言葉がスポーツの推進、スポーツ振興審議会という言葉がスポーツ推進審議会、体育指導委員という言葉がスポーツ推進委員と変えております。

大多喜町の昭和31年条例第95号の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、体育指導委員の記載がありますので、記載内容をスポーツ推進委員に改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年9月12日提出。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わります。この別表の体育指導員は日額報酬をあらわしている表の部分でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第5、議案第2号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(関 晴夫君) それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案の本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

現在の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ並びに個人住民税の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行うことを目的とし、地方税制法等の一部改正が行われました。

また、納期前納付報奨金制度の廃止につきましては、昭和25年に納税意識の高揚と税収の早期確保、徴収事務の軽減などを目的としこの制度は創設されたもので、創設当時の目的がほぼ達成されたこと、また、町民税を給与から天引きされる給与所得者には、制度の適用がなく、また、一括納付する資力のない納税者には制度の恩恵がなく、公平性に欠けることから廃止することとし、軽自動車税の納期の変更につきましては、普通車と税の納付時期を合わせることで、納税者の利便性を図ることを目的とし、改正するものであります。

それでは、本文に入らせていただきたいと思います。少々長くなるとお思いますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年9月12日提出。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部改正。第1条、大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。これは、町民税の納税義務者の不申告等に関する過料の引き下げでございます。

第34条の7第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第5号中「同法第41条の18の3」を「同法第41条の18の2」に改め、同条第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。これは寄附金控除の加減額の引き下げでございます。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。これは町民税に係る不申告に関する過料の引き下げでございます。

第42条第2項を削る。これは町民税の納期前納付の報奨金の廃止でございます。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。これは退職所得申告者の不提出に関する過料の引き上げでございます。

第61条第9項及び第10項中、「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。これは固定資産税の納税管理人に関する不申告に関する過料の改正でございます。

第70条第2項を削る。これは固定資産税の納期前納付の報奨金の廃止でございます。

第75条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。これは固定資産税に係る不申告に関する過料の引き上げでございます。

第83条第2項中、「4月11日から同月30日まで」を「5月16日から同月31日まで」に改める。これは軽自動車税の賦課期日及び納期の変更でございます。

第88条第1項中、「3万円」を「10万円」に改める。これは軽自動車税に係る不申告者等に係る過料の引き上げでございます。

第100条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）第100条の2、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項または第2項の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2、前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

（鉱産税に係る不申告に関する過料）第105条の2、鉱産税の納税者が正当な事由がなく、前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2、前項の過料の額は、情状により町長が定める。

3、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）第139条の2、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく、前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2、前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4中「5,000円」を「2,000円」に改める。これは寄附金税額控除に係る特例控除額でございます。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免除対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項の規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により、当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対

象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。これらは免除対象肉用牛の売却に伴う免除対象範囲の引き下げと年度の延長でございます。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。これは高齢者向け有料貸家住宅の固定資産税の減免を受けられる者の申告についての改正でございます。

（大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部改正）第2条、大多喜町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項を削除し、同条第10項、第17項及び第22項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。これは譲渡所得及び配当所得等の支払い期間の延長でございます。

第3条、大多喜町税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附則（施行期日）第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中大多喜町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に、次の1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定、公布の日から起算して2月を経過した日。

（2）第1条中大多喜町税条例第83条第2項の改正規定、平成24年4月1日。

（3）第1条中大多喜町税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定、平成25年1月1日。

（4）第1条中大多喜町税条例附則第10条の2第4項の改正規定、高齢者の居住の安定確

保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日。

（町民税に関する経過措置）第2条、第1条の規定による改正後の大多喜町税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2、新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の大多喜町税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2、新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）第4条、新条例第83条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成23年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）第5条、この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定により、なおその効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 3 ページの42条第2 項を削る。要するに報奨金の廃止にかかわることなんですけれども、まだ提示されていませんけれども、22年度で結構ですから、22年度については前納報奨金、ほぼ210万円あるわけなんですけれども、何人で、上がった税収全体は幾らなのか、教えてください。

それから、今普通に定期預金を定期預金として預けたときの利率というのは、わかりましたら教えてください。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今利率のほうを先にお話しさせていただきたいと思います。

利率のほうにつきましては、普通預金ですと今100分の0.02です。それと定期預金ですと100分の0.03ということになります。

（「100分の0.03というのは」の声あり）

○税務住民課長（関 晴夫君） ですから、報奨金は100分の0.25ですので、報奨金のほうが高いということになります。

それと、報奨金の額になりますけれども、ちょっと今資料を探します。

報奨金につきましては、今年度の実績なんですけど、ちょっと資料がどこかに行ってしまったんですが、金額的には205万円、これは町外の方の分も含めまして支出しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私の質問の仕方が悪かったんだと思います。私は今、今年度でも前年度でもいいんですけれども、手元にあるのが22年度の決算書でしたので、それで大体見たんです。22年度の決算では、前納報奨金がほぼ210万円出ています。210万円を支払って、4 月か5 月か6 月か、幾ら一どきにお金が集まったのか、それを聞きたいんです。

それともう一つ、100分の0.2というのは、パーセントに直すと0.0002ということですか、本当。

（「100分の0.2です。すみません」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） 100分の0.2ということは、0.0002。

その報奨金のところで計算式が出ていたのは、0.25掛ける月数でしたよね。

だから0.25が利率でしょう。そうすると普通預金は0.02でしょう。預けたとき定期は0.03パーセントですね。そうですね。そうすると、今まででいうと、報奨金は、これは10か月、

10分の1で0.02ですから、本当はこれを10か月でやったので、年利にすると2.5パーセントだっけ。でも1パーセント以下でしたよね。1パーセント以下ですよ。何となく0.8パーセントぐらいの気がしたんですけれども、それでも金融機関に預けるよりかは利率がはるかに微々たる額だけれども、利率としては何倍も高かったわけですよ。

それで、前納として一番初めのときに集まったお金というのは去年のレベルで幾らなんでしょう。1パーセントだとすると2億ですよ。2億5,000万円ぐらいかな。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 後ほど回答させていただきます。申しわけありません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに本案に対する反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今質問した報奨金についてはクエスチョンマークです。銀行に預けるよりかは、多少利率の高い報奨金目当てに一気に年度初めに町税を納めてしまおうというのは、町の立場からすれば、年度初めにまとまったお金が確保できるという点では財政運営では気持ちの楽なことだと思うんですね。ですからこの制度を全部なくすということについてはどうかなという気がします。

ただ、額の利率については、今銀行、金融機関の利率が安過ぎるんだけど高いので、金融機関の利率を基準にプラスアルファ程度の額で設定して、報奨金を残したほうが徴収しやすいのではないかという思いが一つあります。

それから、もう一つは5 ページの上場株式関係の譲渡や配当に対する項目なんですけれども、ことしの12月で終わるところを2年間延長ということです。今税収がない中で、このお金持ち優遇と言われているこの部分を延長して、お金持ちの減税を続行させるということについては承服しかねます。ほかの点については異論がないのですが、この部分を認めることはできませんので、私としては反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 前納の件で利子のことを随分今言っていましたけれども、その後で
お金持ちの減税はどうなるか、前納の場合はお金がある人が納めるわけですね、お金がない
人は何回か分けてやるわけですから、そこら辺のことを考えれば出せるのではないか。お金
持ち優遇というのは、どこがお金持ちか基準がよくわかりませんが、私なりに考える
には妥当じゃないかと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第6、議案第3号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について及び日程第7、議案第4号 大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に
関する条例を廃止する条例の制定については、提案の趣旨及びその内容が関連しております
ので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

議案第3号及び議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、議案第3号 大多喜町国民健康保険税条例の一部
を改正する条例の制定について及び議案第4号 大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関
する条例を廃止する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに議案第 3 号、大多喜町国民健康保険条例でございますけれども、本条例の改正につきましては、平成24年 1 月より、町の住民情報と連携する基幹システムが更新されますことにより、国民健康保険税の納期を 4 期から 8 期に改めようとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59条）の一部を次のように改正する。

第12条中「第 1 期、5 月 1 日から同月31日まで。第 2 期、8 月 1 日から同月31日まで。第 3 期、10 月 1 日から同月31日まで。第 4 期、12 月 1 日から同月25日まで。」を「第 1 期、7 月 1 日から同月31日まで。第 2 期、8 月 1 日から同月31日まで。第 3 期、9 月 1 日から同月 30 日まで。第 4 期、10 月 1 日から同月31日まで。第 5 期、11 月 1 日から同月30日まで。第 6 期、12 月 1 日から同月25日まで。第 7 期、翌年 1 月 1 日から同月31日まで。第 8 期、翌年 2 月 1 日から同月末日まで。」に改める。

附則（施行期日） 1、この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置） 2、改正後の大多喜町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で大多喜町国民健康保険税条例の改正につきましての説明を終わらせていただきます。

次に議案第 4 号 大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、議案の本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

本町におきましては、大多喜町税条例、大多喜町国民健康保険税条例を、大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を準用し、昭和38年から約半世紀にわたりまして、町民税、固定資産税、国民健康保険税の 3 税の集合徴収、いわゆる主税方式で賦課徴収を行ってまいりました。平成24年 1 月より基幹システムの更新に伴い、この主税方式が新システムに対応できないため、主税方式から 3 税を別々に賦課徴収いたしますいわゆる標準方式に改めようとするものであります。町民の方々には長年にわたり主税方式での賦課徴収をお願いしてまいりましたが、変更当初はとまどいも多くあるとは存じますが、広報紙、町ホームページに掲載するなど周知徹底を図り、来年度からの納付方法についてご理解をいただきたいと思いますと考えております。

なお、来年度以降の納期につきましては、本日配付いたしました資料をごらんいただきたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を廃止する条例。

大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例（昭和38年条例第34号）は、廃止する。

附則（施行期日） 1、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置） 2、この条例の施行前に大多喜町税務の納期及び徴収手続の特例に関する条例により課した、または課すべきであった町税等の賦課徴収については、なお従前の例による。

以上、2つの議案につきましてご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

初めに議案第3号について質疑はありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 税務住民課長にはほかのところで説明をいただきました。ですが、本会議の場で、そしてまた税の納税額が毎月今まで主税方式だったのがそれが変動するわけですから、住民は大変困惑すると思いますので、また確認の意味を込めて質問させていただきたいと思います。

まず、今回この改正によって、どのような影響が出るのか。そして、その対策はどのように考えておられるのか。

とりあえず議案第3号、4号、同時の説明でありましたのでちょっとかぶってしまう部分もありますけれども、ここに資料をいただいた分は4号になると思いますけれども、国民健康保険税、こちらの部分も一緒になっておりますので、その分を考慮して説明をお願いしたいと思いますけれども、この説明資料で標準的な納税者はどのくらいの変動が月々出てくるのか、試算があればお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの説明の中に、周知徹底していくんだ、広報紙を使ったり、インターネットというような話がありましたけれども、具体的にどのような形で周知をしていくのか。たしか田嶋町政のときに住民説明といいますか、その話が出たのが2年以上前だったと思います。

町長の懇談会では何人も来ていないし、もう大分前の話でありまして、今回この条例が可

決されますと、あと半年で来年の4月からということになるわけで、非常に時間がない中でのことだと思うんです。一般の住民はまずほとんど知らないという中での改正でありますので、この辺をどういうふうな形で周知をしていくのか、4点ほどお願いをしたいと思います。

影響と、それからその対策、どういう影響が出てくるのかその対策と標準的な課税の試算、それから、その周知の方法、4点、よろしいでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、影響ということですが、10期が8期に変わるということで、当然納期数が少なくなりますので、1回当たりの納税額が増額になります。そのために滞納がふえるおそれも生じてまいります。そのために今課内では検討しておるんですが、住民の方に納税の機会をふやそうということで、もう水道事業などはもう10年以上も前からコンビニ収納とかやっておりますので、その辺も税のほうもやったらどうかということで、今検討しているところであります。対策も含めてそういう話になってしまうんですが、それでよろしいでしょうか。

それと試算でありますけれども、大体年間国保税については3億円ぐらい納税額があるんですが、平均世帯といいますか、それを平均しますと大体1回1万5,000円の納税額という形になります。

ですから、ほかの税と重なった場合、例えば7月ですと、固定資産税と重なりますので、大体1月3万1,000円ぐらいの金額になってしまいます。

それとあと周知方法につきましては、議員もおっしゃっていましたが、住民説明会とかでお話はしてあったんですが、広報、ホームページ、それも含めまして、あとは区長さんをお願いして、回覧か何かを回していただくこともありますし、それと納付書を発行するときに、納付書の中に1回目だけ納付方法が変わりましたということで、通知を入れて送付することを考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっと変動の幅がよくわからないんでありますけれども、10期が国保の場合8期になると、これは8期ですから、そんなに国保だけは影響ないんですけれども、ほかの部分のいろいろ入ってくる中での変動が出てくると、やっぱり一家の家庭の中でなかなかの生活費もそれぞれの計画がある中での決まった金額ということではないわけですから、大変とまどいが出てくるんだろうというふうに考えるんですよ。

お願いしたいのは、やっぱり半年しかない中でどうやって知らせていくかという部分で、税金は積極的に義務だからということとで納める人が大半でしょうけれども、まあ仕方がないということでやむを得ずといいますか、そういう方もおられるわけで、勝手に金額をこういうふうにいじっておいて何だというようなことも出てくる可能性だってあるわけでありまして、一つ私も考えたんですけれども、やっぱりその前に納税者に一人一人にやっぱり今回の変更を説明しなくてはいけないだろう。広報とか、あるいはその回覧とかでやりますと、必ずしも見ない。そういうことからいえば、多少お金はかかるかもしれませんが、納税者一人一人にやはり今回の変わったシステムを理解してもらうためには、その理由と変更のお知らせというのは、これは一回出さないと、先ほど納税通知書と一緒にというような話がありましたけれども、その前に出しておかないと、住民の一番根幹にかかわる税の問題ですから、だからそんなに簡単に考えてもらってはちょっとやっぱり住民としては困るなという思いがありますので、またそのほかにもいい方法があったらぜひ検討していただきたい、そういうふうに慎重にお願いをしたいと思いますけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今小高議員さんのおっしゃった、納税義務者一人一人に理由と変更のお知らせにつきましては、なるべくご理解いただけるような方法で皆さんに周知してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これを採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 大多喜町税の納期及び徴収手続の特例に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第8、議案第5号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(関 晴夫君) それでは、議案第5号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

戸籍の電子化につきまして、戸籍の編製から発行をコンピューターで管理及び修正するものでありまして、平成21年度から今年度まで準備を進めておりましたが、この9月26日から運用ができるようになりました。この戸籍の電子化を行うことによりまして、戸籍の記載に

において現在約1週間程度を要していたものがほぼ1日、戸籍の発行におきましても、取得内容によっては約30分程度を要していたものが5分程度で処理できることになり、住民の方々に待っていただく時間が短縮されることにより、住民サービスの向上が図れるものと考えております。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中、「戸籍の謄抄本手数料」を「戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料」に、「除籍の謄抄本手数料」を「除籍の謄抄本または磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（正木 武君） お諮りします。

あす9月13日及び21日は本会議の開催を予定しておりますが、9月14日から9月20日まで議案調査及び休日が入るため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、会期内の休会の日についてはそのように決定をいたします。

配付しております平成23年第3回大多喜町議会定例会会期日程によりご確認をお願いします。

なお、休会中の9月15日木曜日は総務文教常任委員会協議会が、また、16日金曜日には、福祉経済常任委員会協議会が開催されますので、ご承知願います。

いずれも傍聴は可能ですので、都合のつく方は出席をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、あす9月13日及び9月21日は午前10時から会議を開きますので、ご承知願います。

長時間ご苦勞さまでした。

本日の会議を閉じます。

これにて散会します。

（午後 4時10分）

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 2 号)

平成23年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成23年9月13日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	苅 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	代表監査委員	矢 代 健 雄 君
総 務 課 長	花 崎 喜 好 君	企画財政課長	小野田 光 利 君
税務住民課長	関 晴 夫 君	健康福祉課長	磯 野 幸 子 君
子 育 て 支 援 課 長	石 井 政 一 君	建 設 課 長	磯 野 道 夫 君
産業振興課長	菅 野 克 則 君	環境水道課長	川 寄 照 恭 君
特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君	会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君
教 育 課 長	高 橋 啓一郎 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 謙 周	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第2号)

日程第 1 議案第 6号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第 2 議案第 7 号 平成 23 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 議案第 8 号 平成 23 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 9 号 平成 23 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 10 号 平成 23 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 22 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 22 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 平成 22 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 9 認定第 4 号 平成 22 年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 平成 22 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 平成 22 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 7 号 平成 22 年度大多喜町水道事業会計決算認定について
- 日程第 13 認定第 8 号 平成 22 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第1、議案第6号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第6号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の説明をいたしますので15ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正。第1条であります。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,057万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,861万4,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次に、第2条継続費の補正であります。継続費の追加は、第2表、継続費補正によるということで20ページに第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第2表、継続費補正、継続費の追加でございます。

款6商工費、項1商工費、遊歩道整備事業については平成23年度、24年度の継続事業として追加し、平成23年度事業費を504万2,000円追加補正し、平成24年度事業を2,925万1,000円、総額を3,429万3,000円とするものであります。

追加の内容は、面白橋遊歩道整備計画に伴う環境影響調査で、平成23年度においては環境影響調査の一部、冬の調査を実施するものでございます。

15ページに戻っていただきます。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるということで、先ほどの20ページにお戻りいただき第3表をごらんください。

第3表、地方債補正、地方債の変更でございます。臨時財政対策債でございますが、補正前の限度額を2億7,100万円として予定をしておりましたが、普通交付税の算定の結果、今年度発行可能額が減額となったため、1,900万円を減額し限度額が2億5,200万円となったものでございます。これは、国の地方交付税の財源不足により交付税を減額せざるを得ない場合、町がその穴埋めとしてみずから発行する地方債でございます。しかし、償還に要する費用は、後年度交付税措置されるものであり、実質的には地方交付税の代替財源として考えられるものでございます。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、23ページをごらんください。

初めに、今回の補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では、地域支え合いづくり事業の新規民生費県補助金の増及び東日本大震災により増加した市町村振興宝くじの交付額の増額分、また先ほどご説明いたしました臨時財政対策債の減額、前年度繰越金などでございます。

歳出では、やはり先ほどご説明をいたしました平成23年度、平成24年度継続事業の遊歩道整備事業環境影響調査、その設計、測量業務の増、また町有地の有効活用のための宅地造成費の増、市町村振興宝くじの対象事業としての防災対策などが、増額の主な内容となっております。

初めに、歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目4給食費負担金、補正額4万9,000円は、学校給食センター運営費のいすみ市負担分で、給付費未納者への夜間徴収等に係る職員手当及び消火器詰替手数料の経費の増に伴うものでございます。

款14国庫補助金、項1国庫補助金、目1民生費国庫負担金、補正額29万8,000円は、障害者自立支援給付費等の国の負担金でございます。

同じく款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、補正額31万円は、地域生活支援事業費等の国の補助金でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、補正額は63万9,000円でございます。

節1障害者自立支援給付費等負担金は、障害者の補装具給付費の県負担金でございます。

節5災害救助費負担金は、災害者の応急住宅に活用する民家賃貸住宅の使用料で全額被災地負担となっております。

24ページをお開きください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、補正額55万円は、町が実施する住宅

用太陽光発電設備導入促進事業に対しての県の補助金でございます。

目 2 民生費県補助金、補正額は500万9,000円でございます。

節 4 地域生活支援事業費等補助金は、地域生活支援事業費の県の補助金でございます。

節 5 障害者グループホーム運営費等補助金は、町外のグループホームに入所している町民に対する町の補助額の2分の1の分の県の補助金でございます。

節21地域支え合いづくり事業補助金は、新規事業で災害時要救護者管理システム、つまり、災害時に独居の高齢者等の要援護者を1人も漏らさず救助するための管理システムに充当する限度額500万円の県単補助金でございます。

目 4 農林水産業費県補助金は、環境保全型農業を直接支払交付金で、補正額2万8,000円でございます。これは、農薬や化学肥料を抑え、環境に配慮した農地に支払う交付金の増額でございます。

款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、補正額73万円は、町が設置した光ファイバーケーブルをN T Tに貸し付けた収入であり、当初見込みより利用者がふえたことに伴う増額でございます。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、補正額10万円は、小額寄附金、西中学校備品購入寄附金であります。このうち西中学校備品購入寄附金は、平成24年度西中学校卒業生七夕会有志の方々からの扇風機購入のための寄附金4万円でございます。

25ページをごらんください。

款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 3 ふるさと創生基金繰入金、補正額55万円は、県補助金の歳入説明で説明を申し上げました町が実施する住宅用太陽光発電設備導入促進事業に対しての町負担分を基金から繰り入れするものでございます。

目 5 庁舎建設基金繰入金、補正額19万円は、庁舎建設に伴う土地の購入費用を基金から繰り入れるものでございます。

款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、補正額6,127万5,000円は、前年度の繰越金でございます。

款20諸収入、項 3 雑入、目 3 雑入、補正額2,984万2,000円は、説明欄記載のとおりで、市町村振興宝くじ交付金の増額分が主な内容でございます。

款21町債、項 1 町債、目 5 臨時財政対策債、補正額マイナス1,900万円は、先ほどご説明いたしました地方債の補正でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。26ページをお開きください。

初めに、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費 319 万 5,000 円の増額は、公用車の購入 1 台が主なもので、その他庁舎移転に伴う消耗品、給水設備工事、改修工事、土地の購入等であります。

次の企画費につきましては、27 ページにまたがりますのでよろしくお願いいたします。

目 6 企画費 251 万 1,000 円の増額補正は、住宅用太陽光発電設備導入促進補助金 110 万円が主なものであります。この太陽光発電は、本年 7 月 19 日の議員全員協議会でも報告をさせていただきましたが、去る 7 月 8 日に最終日となった千葉県 6 月議会において、太陽光発電設備導入促進事業補助金の補正予算 1 億円が県で可決され、今年度中途から補助することとなりました。この補助事業は、千葉県が直接個人に補助するものではなく、市町村が地域住民に行う住宅用太陽光発電設備導入の補助に対して、その市町村に助成するというものでございます。戸建て住宅 5 軒、集合住宅 1 軒を予定し、町が県と同額の補助を上乗せするために 2 分の 1 の 55 万円の県補助がでございます。補正予算ご承認の後、要綱を制定したいと考えております。その他、機構改革に伴う企画関係職員の手当、需用費、役務費、また光ファイバーを共架しております電柱の移転に伴う委託料、さらに大多喜町のキャラクターを作成するための報酬、登録委託料等でございます。

27 ページ、目 8 諸費 24 万 2,000 円の増額は、子ども手当事務委託金の実績による差額返還金であります。

款 2 総務費、項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費 9 万 6,000 円の増額補正は、県徴税職員の派遣に伴う県への負担金でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の 688 万 1,000 円の増額補正は、28 ページにまたがりますが、座位保持装置や車いす等、補装具の購入、修理の款 20 扶助費 119 万 5,000 円、歳入でご説明をいたしました新規事業の地域支え合いづくり事業が限度額 500 万円の県単補助金を財源とする災害時要援護者管理システム機器の導入 461 万 5,000 円が主な内容であります。その他、町から施設に入所した場合の施設運営補助金等であります。

28 ページをお開きください。

同じく目 2 国民年金費の 27 万 1,000 円の増額補正は、被保険者情報照会システム用のパソコン等の購入 25 万円が主な内容であります。

目 3 老人福祉費の 10 万 3,000 円の増額補正は、高齢者の病歴、服用薬、病院、連絡先等の情報を緊急時に備える救急医療情報キットの購入でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 児童福祉施設費 40 万 5,000 円の増額補正は、週 1 回、

3歳児以上を対象に英会話に親しむ第一歩として、保育の中に英会話を取り入れるための英語教室の委託料であります。

29ページをごらんください。

同じく款3民生費、項3災害救助費、目1災害救助費49万円の増額補正は、東日本大震災の避難民のために応急仮設住宅の7か月、1軒分の使用料であります。民間アパートを想定し、歳入でご説明したとおり、全額被災地負担となっております。

次に、款4民生費、項1保健衛生費、目2予備費38万7,000円の増額は、森宮トレーニングセンター屋外便所浄化槽の修繕工事に伴う手数料、工事が主な内容であります。経年劣化によるモーターの故障に伴うものであります。

次の目3環境衛生費9万1,000円の増額は、公用車の廃車手数料及びバイオディーゼル燃料の分析検査手数料であります。

目5火葬場費5万3,000円の増額補正は、地デジ化に伴うテレビ受信用アンテナの設置工事であります。テレビは役場で使用したものを再使用いたします。

目6地域し尿処理施設管理費62万2,000円の増額補正は、城見ヶ丘団地内にありますコミュニティプラントの攪拌機の故障に伴う改修工事であります。

次の款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費16万8,000円の増額は、公用車の修繕及びシャッターの修繕の補正であります。

30ページをお開きください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道運営費300万円の増額補正は、兼務であります環境水道課長の環境分の人件費を一般会計から補助するものであります。上水道高料金対策、すなわち水道料金に係る住民負担の軽減及び経営の健全化に資するため、その事務量を案分し決定したものであります。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の5万3,000円の増額補正は、農家台帳システムの新庁舎移転作業委託料であります。

目3農業振興費5万7,000円は、歳入でもご説明をいたしました環境保全型農業直接支援対策事業交付金でございます。環境に配慮した農地に支払う交付金の増額であります。2分の1の県補助がございます。

目5農地費165万9,000円の増額補正は、農地・水・環境保全向上対策事業負担金が主なもので、当初見込んでおりました地区より多くの地区が事業実施したことによる増でございます。これは、農地や道路、水路など、農業用施設、農村の景観を良好に保つための事業で、

県の土地改良団体連合会に事業費の4分の1の額を町が負担するものであります。その他、基幹農道安全管理のためのカーブミラーの購入、平沢ダム管理棟の浄化槽修繕、普通川土地改良区の施設修繕に係る補助金等であります。

目6集落センター運営事業費181万8,000円の増額補正は、基幹集落センターの耐震診断委託料が主な内容であります。

目7味の研修館運営費2万8,000円の増額補正は、消火器の詰替手数料であります。

31ページをごらんください。

目8農村コミュニティセンター運営費89万5,000円の増額補正ですが、電気の引き込み柱に添架の落雷等からキュービクルを守る遮断装置の交換、多目的ホール、空調室外機の修繕及び経年劣化による破損に伴う浄化槽のふたの交換、火災通報設備、非常警報設備のバッテリーの購入でございます。

次の款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費291万4,000円の増額補正は、有害鳥獣駆除のサル、イノシシ、シカ、小動物の捕獲報償金が主な内容であります。その他捕獲時の事故防止のためのステッカーの購入であります。7月末の捕獲頭数は、サルが30頭、イノシシ215頭、シカ136頭、小動物80頭でございます。

目3大多喜県民の森運営費11万6,000円の増額補正は、県民の森パンフレット1万部の印刷であります。

次に、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費2万4,000円の増額補正は、通称買い物難民と言われる高齢者、障害者の方々への宅配サービスの検討のための協力商店へ依頼するアンケート調査の郵便料でございます。外出支援サービス経費の削減にも寄与できるものと期待をしております。

目2商工業振興費70万円の増額補正は、地域の振興と活性化を図るためのプレミアム商品券の発行に伴う補助金であります。全体で2,000冊、2,200万円の事業であり、プレミアム部分200万円のうちの150万円を補助した場合、当初予算で80万円を編成しておりましたため、残りの70万円の要求となります。

目3観光費1,533万5,000円の増額補正は、継続費の補正でご説明申し上げました遊歩道整備事業でございます。平成23年度、24年度の継続事業として追加し、平成23年度事業費の504万2,000円は面白橋遊歩道整備計画に伴う環境影響調査でございます。2年間の調査期間のうち今年度冬の調査を実施するものでございます。

また、節13委託料の基本計画設計測量調査についても、遊歩道整備に係る委託料でありま

す。その他、施設補修は大多喜城下の観光物産センターの駐車場の補修、また施設改修は中野公衆トイレ、便器の取りかえでございます。

32ページをお開きください。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、補正額24万4,000円の増額補正であります。土木積算システムの交付料の追加、設計図の印刷に使用する大型コピー機の借上料等でございます。

同じく款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、補正額5万6,000円の増額でございますが、建設課維持係が軽微な道路修繕の際に使用するコンクリートバイブレーターの購入でございます。

目2 道路新設改良費524万3,000円の増額補正は、町道増田小土呂線歩道設置2,150メートルに伴う詳細設計に必要な土質調査であります。過疎債の対象事業で5か年計画で計画された事業であります。

款7 土木費、項4 住宅費、目1 住宅管理費、補正額88万円でございますが、町営住宅8団地の草刈り賃金の追加、草刈りに伴う消耗品等、及び退去に伴う3軒の修繕料、街灯の修繕料であります。退去に伴う個人負担を歳入で計上いたしております。

目2 宅地造成費、補正額1,088万円の増額は、当初予算承認の際の附帯決議でご提言のあった若者向け住宅施策の一環として、また6月3日、7月19日の議員全員協議会で活用方針や進捗状況をご説明いたしました町有地の有効活用のための宅地造成事業でございます。上瀑小学校前を4宅地、総元保育園跡地を6宅地の造成に伴います原材料の購入、上水道工事の請負費、造成工事用の重機の借上料であります。造成工事は建設課のほうで直営で行う予定でございます。1宅地66坪から95坪程度で販売をすることで予定をしております。

33ページをごらんください。

次に、款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、補正額912万円の増額補正は、東日本大震災による公務災害補償費の掛金の変更に伴うものであります。平成23年度限りの措置で、今後、特別交付税の措置がございます。

目3 消防施設費35万3,000円の増額補正は、消防機械機具置き場の修繕及び火の見やぐらの撤去工事に対する区への補助金であります。

目4 災害対策費484万7,000円の増額補正は、議会附帯決議でもご提言をいただいております災害対策の充実を目的に整備する避難所明示看板13枚、災害用無線機器40台の購入が主な内容であります。その他、旧田代分校にあります屋外子局の自動復旧ブレーカーの修繕料、

設置要望のある企業等に有償で設置予定の防災用無線機器40台のアンテナ設置手数料等であります。無線機器の貸与料は歳入で見込んでございます。市町村振興宝くじ交付金の事業で予定をしております。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費の41万円の増額補正は、外国語指導助手の住宅賃借料が主な内容であります。民間アパート7か月分で、8月を含んだ8か月、2分の1の個人負担分の家賃収入21万2,000円は、歳入で見込んでございます。

その他、節25積立金は、小額寄附金6万円を基金に積み立てるものでございます。

同じく款9教育費、項2小学校費、目1小学校管理費100万3,000円の増額補正は、34ページにまたがりませんが、各小学校の校舎、トイレ等の施設修繕が主なものであります。

34ページをお開きください。

目2教育振興費78万円の増額補正は、小学校英語教室業務委託料が主なもので、新学習指導要領により平成23年度完全実施となったものであります。その他、大多喜小学校電子黒板の修繕料であります。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費146万2,000円の増額補正は、節18備品購入費の西中学校備品、多目的スポーツマットの購入が主なものであります。このマットは、体育館等に敷くことにより畳のかわりとなり、避難場所とすることができる防災対策と武道場兼用のマットで、市町村振興宝くじ交付金の対象事業としております。その他、浄化槽の汚水ポンプの交換、消火器の購入等でございます。

目2教育振興費10万円の増額は、県大会に生徒を派遣した際に使用したマイクロバス借上代への補助金であります。

同じく款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費18万5,000円の増額補正は、夜間における各種会議に出席する職員の時間外手当でございます。直接管理者により、適正に管理をさせたいと考えております。

目2公民館費4万7,000円の増額補正は、公用車の修繕及び浄化槽汚泥収集手数料でございます。

目3図書館費22万8,000円の増額補正は、35ページにまたがりませんが、図書の検索システムの更新に伴うネットワーク構築のための光回線接続工事が主な内容であります。その他、検索システムの変更に伴う通知の郵送料、封筒の印刷代等であります。

35ページをごらんください。

目4文化財保護費78万4,000円の増額補正は、新丁地先の忠勝公園にあります本多忠勝公

墓碑の改修工事が主な内容であります。この墓碑は、昭和53年9月に良玄寺と夷隅郡教育委員会により建立されたもので、基礎部分の石垣につきましては、良玄寺で修繕することとなっております。その他、平成22年度に実施をいたしました栗山台の調査で出土した遺物の保存委託料、古文書を保管するための湿気を防ぐ封筒の購入でございます。

款9教育費、項5保健体育費、目2学校給食費12万3,000円の増額補正は、給食費未納者への夜間徴収の時間外勤務手当、消火器の詰替手数料であります。

目3体育施設費の補正額123万8,000円の増額は、B&G海洋センターへの体育館用備品が経年劣化により使用不能となったことによる購入が主な内容であります。また、浄化槽のフロアポンプの交換、し尿処理手数料、受水槽配管修繕等であります。

款11公債費、項1公債費、目2利子27万3,000円の増額補正は、当初予算計上時の借入利率が、実際の借入時の利率を上回ったため、利子分の予算が不足したことにより増額であります。

以降36ページから39ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の提案説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 荻込議員。

○5 番（荻込孝次君） 28ページの英語教室の業務委託料と34ページの同じく英語教室の業務委託料40万5,000円と67万5,000円、これは同じ先生が教えるんですか。何かこの間来たアメリカの女性の先生が。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 今の28ページと34ページの関連性ということだと思いますけれども、これは同じ講師を予定しております。この間来た先生ではございません。

（「ALTでの先生」の声あり）

○子育て支援課長（石井政一君） その先生ではございません。

○議長（正木 武君） 5 番 荻込議員。

○5 番（荻込孝次君） これは、アメリカから来た外国語教師が教えるわけじゃなくて、先生が教えるわけですか、ああそうですか。3歳児未満、こっちはほかの先生、学校のほうはだ

からALTの先生が教えるということですか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ご質問の外国人講師なんですけれども、子育て支援課長が申し上げましたとおり、外国語ALTで教育課で雇っております外国人とは別に、英語の授業を充実したいということで、なおかつ保育園にも広げるということで、新たに別に10月から雇いたいと、そう考えております。

○議長（正木 武君） 5番菊込議員。

○5番（菊込孝次君） はい、わかりました。ということは、別に雇うと言ってはおかしいんですが、来てもらう英語の先生とALTの先生と両方で教えるということになるわけですね。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） そのとおりでございます。それで、今までは7つの学校でALTに全部回っていただいたんですけれども、非常に授業数が多いこと、それからあと学校の授業で5年、6年が英語が必須になりました。今現在、この4月から5年生の担当、6年生の担任の先生が英語を教えているわけなんです、小学校の英語につきましては、文法よりも話すことを大事にするということで、非常に学校で苦慮しているところがございます。それで、ALTが今までどおり2週間に一遍回ることもできるんですけれども、非常にそれでは時間が足りないし毎週1時間必要なんです。5年、6年の部分について手厚くするために、今回ALTプラス今回の補正予算で出させていただいた英語の講師で5年、6年を回らせていただきたいというふうに考えております。

あと町の方針としまして、ちょっと越権なんです、子育てのほうの保育園についても、その余力のある英語講師と一緒に入ってもらって、町の英語力の全体を上げたいと、そのように考えております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今の菊込議員の質問に関連してですけれども、子育て支援のほうで行う英語教室というのは、これから先どうなるかとか、いやことしはどういうふうにやるのか、これから先は、来年度以降はどういうふうな計画でいるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまのご質問でございますけれども、保育園としまし

ては、一応、両園、3歳から5歳まで180名程度おるわけなんですけども、この園の行事の集中しない月、火、木の午前中を一応予定しまして、それらをクラス分けしまして、園児1人当たり週30分なんです、1回30分でございますけれども、その中で日常的な会話あるいは絵本を読んだり歌を取り入れたり、そのような形でとりあえず3月まで、この40万5,000円でやって、また継続して次年度よりやっていく、そのような形で英語になれ親しめたらと、そのような形でおります。そして、それによりまして、その継続で小学校からまた中学、高校となれ親しまればいいかと、そのような形でおります。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 新たな疑問なんですけど、保育園で3歳から英語のお遊びをやって、小学校は5、6年で必須なんですけれども、そうすると、その間はとするんだろう、空白になってしまいますね、教育課長。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） まさに保育園でこれから大多喜では英語を充実していただけるということで、小学校につきましては、2週間に一遍なんですけど、英語に親しむ時間を1年から4年までつくっております。これは引き続き今までどおり続けたいと、そのように考えております。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） その1年から4年までの指導はどうなるんですか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 言葉が足らなくて申しわけないです。ALTを今回、アメリカから来ていただいて9月から就任していただいているんですけれども、今回の予算とは別に既に予算をいただいております運用で、ALTで1年から4年まで2週間に一遍、英語に親しむクラスということで小学校に入ってもらっています。あと中学校2か所の英語の授業につきましては、そのALTが持ちます。つまり今回の予算で出させていただいた部分につきましては、5年生、6年生の担任の先生が基本となるんですけれども、その補助として英語の発音、それから英語に親しむいろいろな何と言うんですか、技術的な協力をいただくと、このように考えております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 28ページなんですけれども、老人福祉費の需用費10万3,000円と

今計上されたんですけれども、先ほど高齢者救急情報医療キットということの説明があったんですけれども、このことについてもう1度詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 救急医療情報キットでございますが、ひとり暮らしの高齢者を主体に配布する予定でございますが、その方が急にぐあいが悪くなったときに利用情報が全くわからないと、医療機関への救急搬送が時間がおくれてしまう場合があります。ですので、事前にその方の病名とかかかりつけのお医者さんの名前とか、飲んでいるお薬とか、そういう情報を記入をしておきまして、その情報をどこの家庭にも今ほとんどあると思われる冷蔵庫の中に保管をしておきます。そして、救急隊が呼ばれて情報がわからないときには、その冷蔵庫の中から取り出すという約束を事前に取りつけた上で使うものでございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。対象者は、今は町として何人くらいでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 65歳以上、それから75歳以上の両方を合わせますと約1,000人くらいの独居の高齢者がいらっしゃるわけですが、全員の方が即必要とは思われませんので、とりあえず今回は250人分を計上してございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 確認ですが、防災無線の何か予算がついたということで、一応今まで一般町民のところは、前のオフトークを持っているところは交換無償で配布ということであって、新住民とかそういう方は、大原、いすみ市の場合は、何か別個1万円とかというふうなあれがあるんですが、企業に関してはきのうの説明ですと、今まで企業さんは6万円のところを町が3万9,000円の補助で自己負担が2万1,000円ということで、それでよろしいでしょうか。

それともう一つ、せんだっての6月議会でも質問したんですが、防災無線のスピーカーのほうですね。

○議長（正木 武君） 吉野さん、ページ数をちょっとお示しをお願いします。

○7番（吉野僖一君） 25ページと33ページですか、その辺で対応だと思うんですが、一応確認でお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） きの中の一般質問で吉野議員から防災無線の関係ですが、25ページのほうは歳入でございまして、1件当たり2万1,000円で40台分、84万円、そして歳出のほうの33ページで備品購入費のところに189万円ございます。これは個別受信機40台分を予定しております。1台当たり4万7,250円程度で一応購入を考えております。そのほか先ほど新住民といいますか、新しい住民の方のいすみ市のほうは負担金をいただいているというふうなお話でございましたが、本町につきましては、1世帯につきましては、無料で考えております。きのお話ししたように、1世帯で、何と言うんですか、2世帯住宅のようにあると思うんですが、そういうときに2台目を必要だということであれば、2万1,000円の負担金をいただければ、この受信機を設置するというふうに予定しております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） はい、どうもありがとうございました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 21ページの民生費のところで、地域支え合いづくり事業というのに関して補助金が出ているのですが、この地域支え合い。

○議長（正木 武君） ページがちょっと違うんじゃないですか。

○1番（野中眞弓君） それがどこで支出になっているかわからないけれども、補助金が出ているので、この事業についてどんな事業なのか。

○議長（正木 武君） 21と今言いました。

○1番（野中眞弓君） 21ページだったと思うんだけど、県の支出金で、24ページですか、すみません。

県の補助金です。どういう事業が展開されるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 今回、本町では、この地域支え合いづくり事業補助金を活用いたしまして、地域の要援護者が災害に遭ったときに早急に救助ができるよう、民生委員の

ほうでも平成18年から1人も見逃さない運動というのをやっておりますが、それと連動して地域の要援護者の方を災害時に早く救助するという事業を行っていきたいということで要求しております。これは10割の補助ですので、全額県の補助を受けることができます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 事業の内容はどうなんですか。前にやっぱり地域で、いざというときになったら救護の援助の必要な人たちを、やっぱり地域できちんと把握して、近所の人たちで手助けをするというようなことを言った。そのどういう人がいるのか名簿をと言ったら、それは個人情報ですからだめですと、出せませんと。民生委員の方が立場上持っているけれどもというやりとりがあって、それだったら救助が欲しいという人は手を挙げて、それでもって必要な人のチェックをして、地区と一緒にやってやるというような話がどこかで出たような気がするんです、一般質問だったかな。そことのかかわり合いで、どんなふうに展開する見通しなのか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず、要援護者の対象者を町では70歳以上の高齢者で独居また高齢世帯の方、それから要介護を受けている方、それから身体障害者手帳で重度の方、それから療育手帳の重度の方など、対象者を決めまして個別の支援プランというものをつくる予定です。それは、ご本人また家族の同意が必要となりますので、その同意をもらった方をそのシステムに登録をしていきます。それから、あともともと持っています高齢者台帳、それから障害者などの台帳、それらのものをこのシステムで連動させていきまして、そのほかに、これはゼンリンの動態地図をベースに持っておりますので、そういう方々がどういう地区の中のどういう場所にいらっしゃるのかということ、その地図上にプロットしていきます。了解を得た方につきましては、地区の防災組織の方ですとか、それから消防団、それから民生委員、また警察、そういうところに情報として配布させていただきまして、いざというときにそれを活用していただいて早急な救助に向けるという、そういう計画でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） いくつから機能するんですか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） この補正予算で通していただければ、この秋からデータを蓄積していった、できれば来年度には活用できるようにしていきたいと考えております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 27ページ、節13に著作権登録とか商標登録とかありますけれども、どんな内容でしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 著作権の登録委託料、また商標登録の委託料につきましては、かねてからご要望のございました大多喜町のシンボルキャラクターの策定に伴います経費でございます。著作権の登録委託料とは、キャラクターの作成者から町が譲渡を受けるための権利移転契約書の作成、また同様のイラスト等で登録されたものがないかの調査とか、最終的に著作権の登録まで行う弁理士さんにお支払いします報酬、印紙代でございます。また、商標登録の委託料につきましては、シンボルキャラクターを商標として登録することによって、他人がそのイラスト、大多喜のシンボルキャラクターをほかの衣類とか玩具とかに使用できないようにする登録であります。同じように弁理士さんにお支払いします報酬と印紙代でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そのシンボルキャラクターというのは、今はどういう状況なんですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在は、委託をいたしますイラストレーターと言うんですか、デザイナーの方に依頼したばかりでございまして、原案を3案なり4案なりを出していただいて、今後決めていきたいと考えております。契約にもとりあえずまだ至ってない状況でございまして、今後この予算をご可決いただいた後に正式に契約なり、また登録のほうも進めていきたいと考えております。とりあえずそのデザイナーさんにはお願いをして、1点は決定をしたいと思っておりますが、その後、その名前につきましては、町民の方からの公募で商品代等についても、今回あわせて補正予算のほうで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 33ページです。災害対策費、先ほど出ました防災無線の受信機の関係

の備品購入費の件なんですけれども、40台ということでありましたけれども、ここの貸付先は決まっておるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 貸付先については、今のところ決まっておりません。想定で40台を計上させていただきました。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 主に貸し付けということですので、先ほど個人は無償でという話でした。40台は、主に企業ということの想定かと思いますけれども、この企業に貸し付ける今回予算を計上した理由をお願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今までに消防団員の方が企業にお勤めになっていて、防災行政無線の子局、大きなマストではなかなか聞きづらいと、企業内にそういう防災無線がないと周知ができないというふうなお話をいただきましたので、なかなかやはり営利を目的としている企業に対して、町が全額を投入をして設置するのはどうかというふうなことも考慮しまして、一応負担金をいただきながら設置をするというふうな考えで計上させていただきました。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 防災無線を当時設置をするときに、当然、補助金という形と同じような形で交付税が減額されるということで、この受信機は、その対象は個人の家庭だけだという話で、そのときにも一般の企業に消防団が勤めている方もおられるし、企業のほうにもそれはつけたほうがいいのではないかという話が出ました。でも、それは予算的の部分もあったんでしょうけれども、それは対象にならないというような話で、当時はつけていただけなかった。個人の家庭についても、確かアンケートを取ったりなんかして、全戸にという話ではなくて、要望のあるところというところから出発して、たしかその次の年にまた追加で何台か入れたような記憶があります。

当初、防災無線を導入するときの落札率と言いますか、それは非常に低くて65前後だったかと思います。ということは、この受信機もその値段で買えたという意味があるわけで、次の年には定価で6万何ぼで買っているということで、あのときには、やっぱりその予算的な

もので、例えば5パーセントとか10パーセントシーリングというふうな形で、一律カットするんだと、無駄をなくしていくんだという中での判断で、なるべく少なくしろというようなことでありました。

その次には、今度は、その情報は全部流さなくては行政の役目とすれば全戸に流さなくてはいけない、そういう意味からやるんだというようなことで追加したんです。今回、今、私が言いたいのは、企業向けのやつを今回こうやって予算措置したんですけれども、1つ導入するには、やっぱりそれは無駄をなくすということも大切でしょうけれども、やっぱり先行きどういう部分で必要になるのかということを、事業をやるときにもう少ししっかりと先を見ながらやるべきではないのか。例えば、今回は行政側のほうは町のほうが損をするわけではない、やっぱり一般の企業は今度は定価で買うわけですから、結果論かもしれないですけども、定価で買うより、当初だったらこの4万何ぼで買えたはずなんです。企業にもそうやって提供してやろうということであれば。

ですから、やっぱり前はだめだったけど、今回こうやって何年かたってこういう企業に貸し出さなくてはいけないという状況になる。当初も、そういう消防団が勤めているそばにもぜひお願いしたいということがあったんで、それはだめだよということで、今回はじゃまたやりましょうという話になったんですけれども、もっとやっぱりそういう先を見ながらやることも、全部無駄を削るということの中にも、やっぱり本当に必要なものは入れていかなくてもいけない、そういうふうに思うんですけれども、これはぜひそういうことも1つ事業をやるときには考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） おっしゃるとおりでございまして、事業の見通しといいますか、備品購入につきましては、先行きの見通しも立てて、そういうものを一括で購入すれば安くなるというふうなものの考え方は、小高議員がおっしゃるとおりでございますので、今後は、よく町長がおっしゃるんですが、公のお金と自分の財布のお金は同じなんだと、同じという言い方はおかしいんですが、自分がお金を出してものを買うときには、1円でも安く、1円でもよりいいものというふうなことで購入すると。公金も同じように自分のお金のように思って使いなさいと、何と言うんですか、ただ公に使うんだから何でもいいというふうな考えで使うのではなくて、そういうことを考えて使いなさいというふうなことをよく指導されています。

今、小高議員がおっしゃったのは、それと同じようなことだと思います。やはり皆さんか

らいただいた税金でございますので、それは貴重にいろんな事業の見通しも考えて、買えるときに買っておけるものであれば、腐ってしまうとかそういうものでなければ、それで財政的効果があるのであれば、そのような方向で今後も買っていきたいとは思いますが、何せもう1点は財政的に町の予算というのは単年度収支でございますので、1年で消費するというふうな考え方もあります。その辺も含めて今後、議員がおっしゃった考え方に沿ってやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 31ページの観光費で、基本計画設計委託が354万円、測量調査が654万円、環境調査が504万円と多額の予算が計画されておりますけれども、これはどういう内容なのか伺います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） この委託料につきましては、先ほど継続費の補正、また歳出の説明でもご説明を申し上げました遊歩道整備事業でございます。平成23年度、24年度の継続事業として、本年度その環境影響調査のほうを実施しますということで、ちょっとご説明をさせていただきました。面白橋遊歩道整備計画というものでございまして、平成27年度の末までに整備を目指しております。総額は約2億円程度を予定しております。以前に遊歩道の整備をやっておるのですが、途中でちょっととまってしまっているものの継続事業として2.4キロメートルの遊歩道を整備したいということで、今回その基本設計関係、また測量関係、継続事業の本年度分の環境影響調査の委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 基本計画というのも一緒なんですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） はい、そのとおりでございます。まず、事業を実施するに当たりましては、全体の基本計画を計画しまして、なおかつその地形の測量とかを全部行いまして、あわせて周辺の環境に影響を与えないかどうか、生物等に影響を与えないかどうかの調査を2か年にわたって調査を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） 31ページの款 5 農林水産業費の中で、報償費のことなんですけど、ちょっと私もシカが30頭、イノシシ、サル、小動物が、ちょっとはっきり数がわからなかったんですけど、もう 1 度回答していただいて、あと何月ごろが一番被害が多いのか。

それと、交流センターのほうにあると殺のほうのあれは含んでいるのか。あと、それ以外に箱わなが町には予備があるかないか、それをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまの報償費のご質問でございますけれども、サルが30頭でございます。イノシシ200頭でございます。シカ150頭でございます。小動物、キョン、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、合わせまして200頭でございます。これに交流センターということでございますけれども、交流センターは持ち込みの頭数は入っております。とりあえずはおりますけれども、できればイノシシは猟友会に、交流センターのほうにお願いしますというお願いはしています。この中の一部が入ってくることもあるかと思います。

それと箱わなですけれども、箱わなはすべて猟友会のほうにお願いしてございますので、必要であるということであれば、猟友会のほうにお話をいたしまして、猟友会のほうから箱わなを設置していただくということで、今はそれで進めております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） それについてなんですけれども、本年度は猟友会に私も入っているんですけれども、申請したんですけれども、猟友会は今年また人数が減っちゃって、西畑では鉄砲のほうは 7 人、箱わなが西畑地区で14名、恐らく西畑が一番多いと思うんですけれども、今回も二、三名が地区でやめる状態になってくると、ことしはかなり被害が多いんです。そうすると、人数が足りないところで箱をととても頼まれても、自分が持っている範囲だと、とてもできない状態で、現場を見ても無理という形なんです。だから、今後ともそういうのもまた少し考えていったらどうかと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変失礼いたしました。被害の時期ということでお話しありました。やはり被害の時期は、農産物がとれます秋、稲の被害とか、やはり豆とか秋が一番多いです。また、タケノコの時期にも被害が多い。それとわなですけれども、わなはどうし

でも資格が必要でございますので、どうしても資格を持った猟友会さんをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） それと、と殺のほうの交流センターですが、あれは押さえて連絡すると、もう肉がいっぱいだからだめだと言われた場合、その押さえた人は、そのまま置いておくと、売れずにそのままとまっちゃうんですけれども、そういう場合はどうなんですか。

○議長（正木 武君） それと、先ほどの 2 回目の質問が、その答えが違っているんじゃないかと思うんですけれども、ちょっともう 1 回言ってくれますか、2 回目の質問、忘れちゃった。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変失礼しました。要するに捕獲者数が減っているということでございますけれども、うちのほうといたしますれば、できれば捕獲者数はふえていただきたいということで、そのような振興をいたしたいと思います。

○議長（正木 武君） じゃもう 1 度、最後の 3 番目の。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変失礼ばかりで申しわけございません。交流センターは、ことしの 4 月だったと思います。指定管理者でたけゆらのほうに管理を任せてございます。そのようなお話をこの席で、会議の席で出たということでお話はしておきます。それでよろしいでしょうか。

（「もう 1 回」の声あり）

○議長（正木 武君） これは関連はだめなんです、3 回ですから。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 32 ページの宅地造成のところですが、前にも言いましたしちょっと心配なんです、東総元の保育所跡地というのは、土砂災害の心配というのはないんでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の総元保育園跡地の件にお答えをさせていただきます。

今回、総元保育園跡地の宅地造成のほうの計画をさせていただく際に、以前もご質問をい

ただいておりますので、がけ条例のほうが確かに心配ではございました。そこで、ことしの8月8日に、山のほうの角度を全部上まで上がって測量をさせていただきました。その中で建築確認申請のほうを審査する主事の方にお会いをしまして、そのデータをお見せしたところ、山全体が動くことはない、表面の円弧滑りは国道とまた鉄道があるために、そこまで土砂がとまってしまうだろうと。下にも土どめの擁壁もあるしフェンスも設置をしてあるために、この状態であればいいでしょうというお話でございました。

以前に多分ご質問をいただいたときには、その総元保育園の取り壊しの理由として、がけ条例があったのではないかというお話をいただいておりますので、その辺のちょっと詳細も調べてはみました。ただ、ちょっと不明でございますが、多分老朽化とそのがけ条例をあわせての話での取り壊しになったのではないかと推察をしております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今回の補正予算の全体を通じまして、修繕が15か所、工事請負費が8か所計上されています。業者に仕事を委託するとき、130万円以下の小規模なものについては、町のほうに指名参加なしでもオーケーということになってはいますが、どういう基準で業者の指定というか、工事をやっていただく、修繕をやっていただく業者を決めるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員のお話のとおり、130万円以下でございましたら、指名参加願が提出されていない町内業者の方もご参加いただけるようになっております。業者の選定につきましては、本来大きい工事ですと、先ほどおっしゃるとおり、その指名業者選定委員会の中で参加願の出された業者を審査をしまして、適当な業者を選択をすると、またその予算とまた工事費等において、その指名の数等が決まります。ただし、130万円以下の場合ですと随意契約も可能でございます。そういった中では、当然その町内業者を優先に選定をします。それは、各課予算を持っているところで案は出されますが、それを町長までが決裁をいたしまして、適当であるかないかの審査をしながら発注をしていきます。どうしても町内業者で足りない場合、また1社では高くなりそうな場合とかは、当然、金額によって業者の数が決まっておりますので、あくまでも少しでもやすく、少しでもいいものを入れたというのが基本で業者を選定をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 以前、一般質問で町の小規模な事業に対しては、町の仕事をしたいという希望をとって登録をしてもらって、そういう登録された業者に仕事を発注していったらどうかと、できるだけ偏らないように公平に仕事が町内業者に回るように、今は不景気で本当に仕事がない時期ですので、かなり業者さんはナーバスになっていると思うんです。一般質問したときには、そういうつもりはありませんと、木で鼻をくくるようなそんな答弁だったんですが、改めて公平性を図るという意味でも、その登録制度というのをやる考えはないでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 今回、修繕料が大分多いことにつきましては、公用車の修繕等が非常に多くなっております。それにつきましては、公用車のほうの管理体制を少し強化をいたしまして、オイル交換等をきちっとやって、少しでも車のほうを長く乗れるようにしなさいということでお話をしたために、今回、車の修繕等を行っております。車につきましては、自動車組合のほうにちょっとお願いをしております。

その他、議員のご質問のように登録制度という形でございますが、小さい業務につきましてはの登録については、今のところ考えておりません。それにつきましては、ある程度、企業努力というか、そういったアピールをしていただかないと、私どもでも全部拾い上げることはできませんので、できる限り町内の業者をお願いをするように私どもの課で指導をさせていただいておりますが、ある程度、人員の問題とか期間の問題とかいろいろな問題がございますので、それに対処できるような業者を今後も選択をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

10番藤平議員。

○10 番（藤平美智子君） 31ページなんですけれども、農林水産業費、大多喜県民の森運営費なんですけれども、これは印刷製本費、県民の森1万部というパンフレット1万部の発行ということなんですけれども、これはちょっと小さなことなんですけれども、毎年これは同じ数を計上されていると思うんですけれども、これはあまり町に対して費用対効果はないと思うんです。これは、たまには2分の1にするという、そういうお考えはないでしょうか、伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 県民の森パンフレット1万枚の作成を半分にするというようなお話でございますけれども、県民の森は町が指定管理で5年間の指定管理をしているところでございますけれども、県の指導によりまして、お客さんを多く受け入れなさいという指導をされております。大体年間10万人くらいはお客様は来ているんですけれども、だんだん減少してきてまして、最近では10万を切っているところです。できれば、こういう施設は県の指導もございますので、お客さんを多く受け入れたいということで、とりあえず1万枚のパンフレットはつくりたいというふうに思っております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 31ページ、これは30ページからの絡みで、農業費で農村コミュニティセンターの運営費の中で、せんだって利用したんですが、照明の蛍光灯が点滅とかが結構ありました。それと体育館の雨どいは修繕費のそれには入っていないみたいなんですけど、ペンキを塗るなり取りかえるなりしないと大分傷んでおりましたので、その辺がこの修繕費に入っているかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農村コミュニティセンターは、ご承知のように雨どいが大分傷んでおります。議員ご指摘のとおりでございます。今回は、この工事費の中には入っておりません。しかしながら、直さなければいけないと思っておりますので、できれば早い時期に、ことしとは行かないかもわかりませんが、早い時期に直したいと思っております。以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 31ページ、商工費の3の観光費で、中野駅のトイレのことを先ほど説明されましたけれども、大分今まで浄化槽を大きくしてもらったりいろいろ整備されております。それで、今回のその修理と内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 中野駅のトイレの整備ということでございますけれども、この整備につきましては、中野駅のトイレの男子便所を予定しております。それと申し上げますのは、男子便所は和式でございます。前の壁が大分近く便器が設置されておまして、前のほうに行けばいいんですけれども、なかなか前のほうへ行くと狭くて当たるというような

感じをそこで利用される方がするんじゃないかと思いますけれども、汚物が便器の中におさまり切れなくて外に、後ろにはみ出してしまいます。それで、大分苦情等がございますので、これを洋式に直しまして、また洋式にしますと詰まりを直すのもそんなに苦ではないということなので、洋式にしてそのような苦情、要するに和式から洋式にしたいということです。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 今説明を受けたんですけれども、当初、私も見に行ったときに、ドアが内側に開くんです。どうしても便器のほうへドアが行っちゃうんで、あれはやはりちょっと設計ミスというか、外側に開ければ別にそういうあれはないし、たまたま洋式がなかったので今回つけてくれるらしいんですけれども、その洋式も洗浄はついているんですか、ついていないんですか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ウォシュレットをつければよろしいんでしょうけれども、ウォシュレットはついていません。

○7番（吉野僖一君） わかりました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 23ページと関連が35ページにあるんですけれども、これは夜間職員の手当として計上されているんですけれども、多分この夜間職員が徴収に伺うんですけれども、夜間に行く理由は、恐らく保護者が日中いないということで、あるいは職員の方が日中出られないと、そういった理由だと思うんですけれども、まず1点目はその理由、夜間に伺う理由をお聞きしたいことと、それといすみ市の負担が4万9,000円ですか、それで35ページで職員手当等が8万5,000円支出されているんですけれども、これは大多喜町のみ支出された8万5,000円ですか、いすみ市と両方を兼ねているんでしょうか。それと対象の人数はどのくらい、それと出勤した日数は何日くらいなんですか。その辺がわかればお知らせしたいと思います。

それと、もう1点、24ページの農林水産業費県補助金なんですけれども、環境保全型農業、これは言うまでもなく農薬を減らしたり、環境にやさしい農業をやった場合に補助金が出るらしいんですけれども、これを具体的にどういった形の場合に出すか、具体例があったらお知らせしたいと思います。また、これを支出したその形があれば、その内容等をお知らせしたいと思います。

以上2点。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 学校給食センターの部分についてお答えさせていただきます。

まず、歳入のほうで23ページの一番頭の学校給食費負担金としまして、今回補正で4万9,000円を計上させていただいております。内容は、いすみ市負担分としてでございます。君塚議員のおっしゃるとおり、今回は給食センターの歳出が予算計上させていただいた分、職員手当、夜間の徴収手当が8万5,000円と役務費3万8,000円を足しました合計に対しまして、いすみ市が40パーセント負担していただくということで歳入で上げてあります。

続きまして、給食センターの歳出のほうでございますけれども、35ページの9教育費、目2の学校給食費の部分でございます。まず、職員手当としまして8万5,000円です。この部分につきましては、おっしゃるとおり、給食センターの職員が月に1回から2回、夜間徴収に伺っております。徴収につきましては、夜間だけではなくて日中の勤務時間にも数度行っております。どうしても夜間につきましては、1人では金銭を扱いますので、できないので2人の職員で申し合わせて月に一遍、一番効果が出ると思われる月末近くに行っているはずで、その分の予算が足らなくなりましたので、今回計上させていただきました。通常どれくらい行っているかということですが、夜間につきましては、5月が決算になりますので、その時期が非常に多くて、当初予算でいただいていた予算分について結構消費してしましまして、今回補正をさせていただく状況でございます。

（「対象人数はどれくらいですか」の声あり）

○教育課長（高橋啓一郎君） 対象者なんですけど、通常のかいいますか、現年度の賦課金につきましては、非常に対象者は少ない状況です。特に、大多喜町とそれからプラス旧夷隅町の4校の学校を受け持っておりますけれども、旧夷隅町の4校につきましては、ほとんど滞納がない状況です。現年から納付が未納で次の年に繰り越しまして過年になった部分なんですけど、今現在、たしか六十七、八件だと思います。それで、金額にしますと600万円強の金額が滞納として残っております。それで、その方の徴収にも、毎週その60件余りをすべて行くわけではないんですが、毎月焦点を絞って督促に伺っている状況です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 環境保全型農業ということでございますけれども、君塚議員がおっしゃるとおりの有機農業栽培でございます。有機農業栽培、化学肥料及び農薬をしないで農業生産活動で環境の負荷を抑えるということでございますけれども、大多喜では1件、

女性の方ですけれども、14.2アールの栽培でレンゲを有機肥料としてお米を生産しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） この対象農家が1件ということなんですけれども、この1件になったその理由は、1件しかなかったんですか、あるいはそういった希望をとって該当者を募った上で、1件しか予算がなかったから1件に絞ったのか、あるいはもっとあったんだけど、それに絞ったのか、その辺はどうなんですか。

それと、有機農業をやったから、あるいはそれが該当になっているという話なんですけど、先ほどの説明だと減農薬とかいろんなことをやった場合に該当になるというふうな説明があったんですけれども、減農薬をやったのには該当しなかったんですか、今回の場合は、その点をお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） この方が、どのようにしてこの環境保全型農業の直接支払交付金の対象者になったかといいますのは、ちょっと大変申しわけないんですけれどもわかりません。どうしてこの方が対象になったかというのは、どういう経緯でこの方が対象になったかというのは、申しわけないんですけれどもわかりません。エコファーマーという県の登録だったと思いますけれども、何かその認定された方で有機栽培をされる方が対象だということでございます。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） エコ農家と認定された場合、認定する条件があると思うんですけれども、有機栽培も最小限恐らく3年はやらなきゃいけないと思うんです。そういったことをクリアして、それで申請して、これは認定したのは県のほうだろうと思うんですけれども、町じゃないですよ、そのほかになかったんですか。

それと、有機栽培を盛んに主張されるんですけれども、そのほかにやはり環境にやさしい、いわゆる減農薬でやって、それが認定されるようなことはなかったんですか。また、そういった方向づけを指導をなさる気持ちはあるんでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変申しわけありませんけれども、どういう経緯でこの方が1人になったかというのはちょっとわからないんですけれども、多分、町のほうでもこの有

機農業、要するに農薬を使用しない作物の生産の指導をしていると思います。それで、こういう農業生産をすれば環境保全型農業に交付金が支給されるというようなお話も多分されていると思うんですけども、その辺のところがどういう経緯でなったかというのはちょっとわからないので、大変申しわけございません。また、後ほど資料を求めまして、君塚議員にはお知らせをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 先ほど給食センターの人件費の関係で、私が人件費を担当しますので回答させていただきます。何か議員はまだ納得されてないようでございます。

この予算の額は、学校給食費は12万3,000円、補正額があります。これは、管理関係につきましては、すべていすみ市と大多喜町が負担しています。その6割が大多喜町、4割がいすみ市から負担をいただいていますので、子供たちが食べるものについては給食費の中でいただいておりますが、それ以外の管理する分については、4割、6割の負担割合で運営しています。その辺、ご理解いただきたいと思います。

それで、先ほど教育課長が回答しましたけれども、滞納の整理につきましては、ほとんど大多喜町だけでございます。旧夷隅町のほうについては、学校である程度処理していただいておりますので、ほとんど滞納整理は大多喜町分が主でございます。しかしながら、そこにはいすみ市からの負担金が多少入っているというご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午前11時38分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時39分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第2、議案第7号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(関 晴夫君) それでは、議案第7号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては、保険税の賦課調定額の確定による補正、そして各交付金等の確定及び繰越金の補正でございます。

歳出につきましては、退職被保険者の療養給付費、高額療養費の補正、人間ドック受診件数増加による補正、国庫支出金返還金の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,533万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,880万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、45ページをお開

きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税2,111万7,000円の減額でございますが、医療給付分は当初予定しておりました税率を引き下げたことによる減額、介護給付分、後期高齢者支援分につきましては、限度額の引き上げ及び被保険者数の増加による増額となるものであります。

2 目退職者被保険者等国民健康保険税、補正額100万1,000円の減額でございますが、一般と同様に医療給付分は当初予定しておりました税率を引き下げたことによる減額、介護給付分、後期高齢者支援金分につきましては、限度額の引き上げ及び被保険者数の増加による増額でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、補正額286万7,000円の増額になりますが、22年度療養給付費の精算に伴う追加交付分であります。

次に、46ページをお開きください。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、補正額385万2,000円の増額となりますが、交付額の確定に伴います補正であります。

9 款繰入金、1 目繰入金7万2,000円の増額となりますが、総務費の歳出に伴う一般会計からの繰入金であります。

10 款繰越金、2 目その他繰越金で、補正額5,821万3,000円の増額であります。前年度からの繰越金でございます。

11 款諸収入、5 目退職被保険者等返納金で、補正額245万3,000円の増額であります。平成22年度退職被保険者医療費の確定に伴う返納金でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額1万6,000円の増額ですが、基幹システム更新に伴う保守点検委託料でございます。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費、補正額5万6,000円の増額ですが、国保運営協議会を例年2回開催しておりますが、今年度条例改正がありましたので、1回追加の開催が生じたことから委員報酬の増額であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、補正額はございませんが、財源内訳の変更によるものであります。

2 目退職被保険者等療養給付費、補正額1,712万7,000円の増額ですが、療養給付費の増額分でございます。

次に、48ページをお開きください。

2 目退職者被保険者等高額療養費、補正額358万1,000円の増額であります、高額療養費の増額分でございます。

8 款保険事業費、1 項保険事業費でございますが、人間ドック経費補助金の増額で57万5,000円でございます。

9 款諸支出金、1 項償還及び還付加算金、補正額2,398万4,000円の増額でございますが、平成22年度の精算に伴います国庫負担金の返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第8号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、議案第8号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正内容でございますが、平成22年度介護保険事業の精算に伴う国、県等への返還金と住宅改修に係るサービス利用料の増減に伴う保険給付費の補正でございます。

それでは、51ページをお開き願います。

平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ538万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,484万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、54ページをお開き願います。

歳入、第7款繰越金、1目繰越金、補正額538万5,000円の増額でございますが、前年度からの繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出でございますが、55ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介護住宅改修費、補正額60万円の増額、サービス利用料の増によるものでございます。

2項介護サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額100万円の減額、サービス利用料の減によるものでございます。

5款諸支出金、1項1目返還金及び還付金、補正額538万5,000円の増額でございますが、平成22年度介護給付費及び地域支援事業の精算に伴います国、県等への返還金でございます。

以上で、平成23年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、議案第9号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

57ページをお開きください。

議案第9号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成23年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億5,997万7,000円、補正予定額300万円の増でございます。計4億6,297万7,000円でございます。

第2項営業外収益、既決予定額1億4,053万円、補正予定額300万円の増でございます。計1億4,353万円でございます。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億5,759万6,000円、補正予定額81万2,000円の増でございます。計4億5,840万8,000円でございます。

第1項営業費用、既決予定額4億572万3,000円、補正予定額81万2,000円増でございます。
計4億653万5,000円でございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧内、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は1億2,154万5,000円は、当年度分、損益勘定留保資金1億2,154万5,000円にて補てんするものとする」を「資本的収入額を資本的支出額に対し不足する額1億2,365万6,000円は、過年度損益勘定留保資金22万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,342万7,000円に補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

58ページをお開きください。

収入、第1款資本的収入、既決予定額210万円、補正予定額1万円増でございます。計211万円です。

第2項固定資産売却代金、既決予定額ゼロ円、補正予定額1万円増、計1万円です。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億2,364万5,000円、補正予定額212万1,000円増、計1億2,576万6,000円でございます。

第1項建設改良費、既決予定額1,010万円、補正予定額212万1,000円の増でございます。
計1,222万1,000円でございます。

一般会計からの補助金、第4条、予算第7条中7,350万円を7,650万円に改める。

59ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、収入、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金、補正予定額300万円の増でございます。計7,650万円です。

支出、款1、水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額81万2,000円増でございます。計2億2,175万2,000円でございます。

明細につきましては、60ページの積算基礎資料によりましてご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金、補正予定額300万円増、計765万円。

節1一般会計補助金300万円、これは高料金対策による一般会計からの補助金でございます。

支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額81万2,000円の増、計2億2,175万2,000円。

節16委託料81万2,000円、これは浄水の放射性物質分析の委託料でございます。

61ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算実施計画書、資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入、項2固定資産売却代金、目1固定資産売却代金、補正予定額1万円増、計1万円でございます。

支出第1、資本的支出、項1建設改良費、目3取水施設費、補正予定額212万1,000円の増でございます。計212万1,000円でございます。

明細につきましては、62ページの積算基礎資料によりましてご説明をさせていただきます。

資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項2固定資産売却代金、目1固定資産売却、補正予定額1万円増、計1万円。

節1固定資産売却代金1万円。これにつきましては、使用しなくなった浄水場施設の固定資産の一部の売却代金でございます。

支出ですが、款1資本的支出、項1建設改良費、目3取水施設費、補正予定額212万1,000円、計212万1,000円。

節34工事請負費212万1,000円。これにつきましては、横山浄水場第1号井の取水ポンプの交換工事でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 60ページ、支出のところで最後ですけれども、浄水の放射性物質分析委託料、今までも既にやっていますが、これは総額幾らになるのでしょうか。そして、これは第一原発に起因するものですので、放射性物質の分析委託料総額については、東電に請求する考えはないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ただいまの質問の関係ですが、今回の補正では、今後の分も含めて、今までやってきた分もあるんですけれども、その分も含めまして補正のほうを当たらせていただきました。1 検体当たり大体7,875円いたします。面白浄水場、それから横山浄水場、そして伊保田浄水場、この3か所を週1で行っておりました。そういうことで、合計金額をちょっと今出してはいないんですけれども、今後、この補正予算を組ませていた

だいたのは、水質検査分として95検体、この分を組ませていただきました。

それと、あと汚泥の検査、この分の3検体、この分を含めまして計上させていただきました。

あと、もう一つのご質問の中のこのお金というのは東電のほうで補償してもらえないかということでございますが、今のところ国のほうからまだ確定ではないんですが、各自治体で行っています放射性物質に関する手当として、国のほうでも考えているというようなことで連絡が来ております。まだ全く確定ではございません。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 62ページの固定資産売却代金が1万円計上されています。何をどこに売ったのでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） まだ売ってはいないんですけれども、歳入として予定をさせていただきました。これは、今、二の丸浄水場、それから紙敷浄水場、こちらの施設は現在使っておりません。そういうことで、いずれ解体をしていかなければならないわけなんですけれども、その中で部品として売れるもの、売却できるもの、そういうものを現在拾い出しております。その中で補正後に幾分でも収益になればということで、今のところ考えられるのが塩素タンク、それから換気扇、それからブロー関係、そういったものは項目はたくさんあるんですけれども、水道事業会計の場合だと、売った場合に会計上マイナスが生じてくるということもありますので、すべてどんどん売ってしまうというわけにもなかなかいかないと思います。

あと、売り方なんですけれども、これはネット上で今現在、税務住民課のほうでも行っているんですけれども、ネット上に出して入札をかけるというような方法がとればということで、現在検討しております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、6番君塚義榮議員から所要のため午前中の審議で早退する旨の届け出が出されております。ご承知願います。それでは、休憩としますが、この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

(午後 零時06分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第5、議案第10号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) それでは、午前中に引き続きまして、63ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)でございます。

総則、第1条、平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条本文括弧中、「220万円」を「382万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款、資本的支出、既決予定額220万円、補正予定額162万9,000円の増、計382万9,000円。

科目、第1項建設改良費、既決予定額220万円、補正予定額162万9,000円の増、計382万9,000円。

提案理由でございますが、建設改良費、設備整備費、工事請負費の増額補正であり、理由が3点ございます。

1点目、暖房用循環ポンプの更新工事として80万8,500円を計上させていただきました。介護等の採暖方法は、ボイラーで加熱した温水を各居室に配管してあるダクトを流れ、必要に応じファンを回して温風を取り入れる方法を採用していますが、その温水を流し込む循環圧力ポンプが経年劣化し、腐食が激しく、しかもエアをかむなど十分機能を発揮しない状態となっております。暖房が必要なときに機能しなくては、利用者様に多大なご迷惑をおかけすることになりますので、ここで更新工事を行い、安心、安全にして施設介護の充実を図ってまいりたいと考えます。

2点目です。今の循環ポンプの故障にも関係しますが、その循環ポンプのパッキンから漏れた水蒸気を給湯用ボイラーが吸い込んでしまい、バーナー部を腐食させてしまい、付着火を引き起こしてしまい故障してしまいました。現在、代替品で対応していますが、このバーナーを更新するための費用として32万250円を計上させていただきました。

3点目です。浄化槽の循環ポンプと一部電気配線部分に故障が発見され、早期に修理しないと浄化槽の維持が保てないことから、その費用50万円を計上させていただきました。3点合わせて162万8,750円ですので、162万9,000円を補正計上させていただきました。

なお、資本的支出額に対して不足する額162万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明

○議長(正木 武君) 日程第6、認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第8号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてまでの各会計の決算認定を一括議題とします。

なお、本決算認定については、日程にお示ししたとおり、本日提案説明及び決算審査の報告までとします。

これより順次説明を求めます。

最初に、認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、平成22年度大多喜町決算書についてご説明をいたします。

2ページをお開きください。

○議長(正木 武君) 長くなりますので、座って説明してください。

○企画財政課長(小野田光利君) ありがとうございます。議長のお許しをいただきまして、座って説明をさせていただきます。

大多喜町歳入歳出決算会計別総括表でございます。

一般会計及び5つの特別会計につきましては、後ほど会計別に説明をさせていただきます

ので、ここでは合計額のみをご報告いたします。

まず、1の歳入でございますが、6つの会計の合計額で予算現額は81億3,231万7,000円、調定額は83億1,118万7,317円、隣の3ページになりますが、収入済額は79億9,639万2,586円、不納欠損額は5,127万3,935円、収入未済額は2億6,352万796円でございます。

次に、2の歳出でございますが、同じく6つの会計の合計額で申し上げますと、予算現額は81億3,231万7,000円、支出済額は75億8,327万3,803円、翌年度繰越額は3億6,444万6,000円、不用額は1億8,459万7,197円でございます。

以上が、平成22年度における6会計の歳入歳出の総括状況でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明いたしますので、20ページをお開きください。

大多喜町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。

まず、歳入でございます。金額につきましては、右ページの調定額から収入済額、不納欠損額、収入未済額と順に読み上げさせていただきます。

款1、町税は、調定額13億4,550万5,956円、収入済額11億3,976万9,638円、不納欠損額4,590万3,285円、収入未済額1億5,983万3,033円であり、収納率は84.7パーセントであります。このうち項1町民税の個人、法人を合わせた調定額は4億6,501万5,231円、収入済額4億3,495万8,732円、不納欠損額157万5,685円、収入未済額2,848万814円、収納率は93.5パーセントであります。

次に、項2固定資産税につきましては、目2の国有資産等所在市町村交付金と合わせた調定額が7億3,534万6,364円、収入済額5億9,830万8,095円、不納欠損額4,337万1,000円、収入未済額9,366万7,269円、収納率は81.4パーセントであります。

項3軽自動車税でございますが、調定額は2,716万9,300円、収入済額2,518万4,700円、不納欠損額12万8,200円、収入未済額185万6,400円、収納率は92.7パーセントであります。

次に、項4たばこ税でございますが、調定額及び収入済額ともに7,371万9,861円、収納率100パーセントでございます。

項5鉱産税でございますが、これも調定額、収入済額ともに282万7,800円、収納率100パーセントでございます。

22ページをお開きください。

項6特別土地保有税でございますが、調定額が3,574万400円、収入済額ゼロ円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額は3,574万400円で収納率はゼロパーセントでございます。

項7入湯税でございますが、調定額568万7,000円、収入済額477万450円、不納欠損額82万8,400円、収入未済額8万8,150円で収納率は83.9パーセントでございます。

款2地方譲与税でございますが、調定額、収入済額ともに7,738万7,054円でございます。このうち項1地方揮発油譲与税は、調定額、収入済額ともに2,277万6,000円であります。

項2自動車重量譲与税も、調定額、収入済額ともに5,461万1,000円であります。

項3地方道路譲与税につきましても、調定額、収入済額ともに54円であります。

款3利子割交付金でございますが、調定額、収入済額ともに288万3,000円であります。

款4配当割交付金は、調定額、収入済額ともに112万3,000円となっております。

次に、24ページをお開きください。

款5株式等譲与所得割交付金の調定額、収入済額ともに61万9,000円であります。

款6地方消費税交付金の調定額、収入済額ともに1億1,787万2,000円であります。

款7ゴルフ場利用税交付金でございますが、調定額、収入済額ともに1億2,158万6,488円でございます。

款8自動車取得税交付金の調定額、収入済額ともに2,570万5,000円でございます。

26ページをお開きください。

款9地方特例交付金でございますが、調定額、収入済額ともに2,589万7,000円でございます。

款10地方交付税の調定額、収入済額は、同額の16億6,333万9,000円でございます。普通交付税、特別交付税の内訳は備考欄にございますが、普通交付税15億1,527万7,000円、特別交付税1億4,806万2,000円でございます。

款11交通安全対策特別交付金の調定額及び収入済額は、同額の217万7,000円でございます。

款12分担金及び負担金でございますが、項1負担金は合計額で申し上げますと、調定額が1億7,607万5,899円、収入済額1億6,876万9,009円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額730万6,890円、収納率は95.9パーセントでございます。

内容につきましては、目1の民生費負担金から30ページになりますが、目8の総務費負担金まで、それぞれの事務事業実施に伴う受益者負担あるいは関係団体の負担金でございます。

次に、ちょっと飛びますが、30ページの下のほうになります。

款13使用料及び手数料でございますが、調定額9,060万5,074円であり、収入済額8,894万

5,096円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額165万9,978円、収納率は98.2パーセントでございます。

項1の使用料は、目1衛生費使用料から34ページ、目6教育使用料までになりますが、施設などの使用料でございます。合計で申し上げますと、調定額6,541万5,924円、収入済額6,375万5,946円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額165万9,978円、収納率は97.5パーセントでございます。

次に、34ページをお開きください。

34ページから36ページの項2手数料について、合計額で申し上げますが、調定額、収入額ともに2,518万9,150円、収納率は100パーセントとなっております。

内訳は、備考欄記載のとおりでございます。

36ページの中段になります。

款14国庫支出金は、全体の調定額、収入済額は同額で6億8,771万2,570円でございます。

項1国庫負担金ではありますが、調定額、収入済額ともに1億9,383万3,273円でございます。

内容であります、目1民生費国庫負担金から次の38ページ、目3教育費国庫負担金まで、それぞれの事業に係る国からの負担金収入であります。中でも大きいものは、目1の民生費国庫負担金、節8子ども手当給付負担金の9,957万1,331円でございます。これは、後ほどご説明をいたします歳出156ページの款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節20扶助費の子ども手当1億2,888万2,000円の財源となり、延べ9,914人に支給したものでございます。

また、目3教育費国庫負担金、節1公立学校施設整備費負担金3,514万9,000円は、平成21年度繰越明許分、大多喜中学校屋内運動場改築工事の負担金でございます。

次に、38ページの下のほうになります。項2国庫補助金は、調定額、収入済額ともに4億9,033万2,000円であります。

内容は、目1民生費国庫補助金から、44ページ上段の目6総務費国庫補助金まで、各種事務事業に対する国からの負担金でございます。中でも大きいものは、42ページの目5教育費国庫補助金、節4安全、安心な学校づくり交付金4,113万1,000円でございます。平成21年度繰越明許分の大多喜中学校屋内運動場改築工事の国庫補助金でございます。

次に、42ページ中ほどになりますが、目6総務費国庫補助金は、調定額、収入済額ともに4億1,775万7,000円でございます。

節 3 地域活性化経済危機対策臨時交付金は、平成21年度繰越明許分の公用車、エコカーでございますが、の購入及び大多喜中学校屋内運動場改築工事に対する交付金でございます。

節 4 地域活性化公共投資臨時交付金は、やはり平成21年度繰越明許分で、地域情報通信基盤整備推進事業、すなわち光ファイバー網の整備及び大多喜中学校屋内運動場改築工事に対する交付金であります。

節 5 地域情報通信基盤整備推進交付金についても、平成21年度繰越明許分で光ファイバー網の整備に対する交付金であります。

次に、44ページの上段でございます。

節 7 地域活性化きめ細かな臨時交付金につきましても、平成21年度繰越明許分で町道改良工事 2 件、橋梁維持工事 2 件及び水道事業会計繰り出しに対する交付金でございます。

項 3 国庫委託金は、調定額、収入済額ともに354万7,297円でございます。

内容でございますが、目 1 の総務費委託金から目 2 の民生費委託金まで、それぞれ国の事務事業に係る委託金収入でございます。

次に、款15県支出金でございますが、合計の調定額、収入済額ともに 2 億5,435万5,482円でございます。

項 1 県負担金、これも調定額、収入済額同額の 1 億1,100万2,881円でございます。

内容でございますが、このページから46ページの下のほうにかけましての目 1 の総務費県負担金から目 4 の教育費県負担金まで、事務事業に対する県からの負担金収入でございます。

46ページの下のほうになります。項 2 県補助金でございますが、調定額、収入済額同額の7,440万5,912円でございます。

目 1 総務費県補助金から 7 枚ほどめくっていただきまして、60ページの上のほうになりますが、目 8 教育費県補助金まで、各事務事業に係る県からの補助金でございます。

60ページの上のほうでございますが、項 3 県委託金は調定額、収入済額同額で6,894万6,689円でございます。

内容は、目 1 の総務費委託金から次の62ページ、目 5 消防費委託金まで、各事務事業に係る県からの委託金であります。

次に、62ページの款16財産収入でございますが、調定額2,298万7,936円、収入済額2,297万4,266円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額 1 万3,670円でございます。

項 1 財産運用収入でございますが、調定額763万7,142円、収入済額762万3,472円、不納欠損

額ゼロ円、収入未済額 1 万3,670円でございます。

目 1 財産貸付収入は、普通財産であります土地建物の貸付収入及び町が設置した光ファイバーを N T T に貸し付けた貸し付けの収入、目 2 の利子及び配当金は、調査建設基金及び福祉基金の利子であります。

64ページをお開きください。

項 2 財産売払収入でございますが、調定額、収入済額同額で1,535万794円でございます。

内容は、城見ヶ丘団地、1 団地の売払収入及び赤道の払い下げの売払収入でございます。

款17寄附金の調定額、収入済額は、同額の1,352万8,749円でございます。これは、有限会社たけゆらの里大多喜からの一般寄附金1,000万円のほか、株式会社増田製作所、千葉夷隅ゴルフクラブからの一般寄附金、ふるさとづくりや奨学金、小中学校図書購入、企業誘致情報紙作成等の指定寄附金でございます。

款18繰入金でございますが、これも調定額、収入済額同額の 3 億4,847万8,658円でございます。

項 1 基金繰入金でございますが、調定額、収入済額ともに 3 億4,689万7,000円でございます。

内容であります、目 1 財政調整基金繰入金から66ページの目 6 小中学校施設整備基金繰入金にかけまして、それぞれの目的事業に充当するための各種基金からの繰入金でございます。

66ページの下の方から68ページにわたりますが、項 2 特別会計繰入金であります、調定額、収入済額同額で158万1,658円でございます。これは、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療の前年度分の精算に伴う繰入金でございます。

次に、68ページの款19繰越金でございますが、調定額、収入済額同額の 3 億2,829万8,513 円で、前年度からの繰越金及び平成21年度繰越明許分の繰越金、自動車学校事業会計精算繰越金でございます。

款20諸収入でございますが、調定額6,746万6,439円、収入済額6,499万3,574円、収入未済額247万2,865円でございます。

内容について申し上げますと、項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 延滞金は、調定額、収入済額ともに143万6,089円であります。

項 2 受託事業収入、次のページの目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入についても、調定額、収入済額ともに203万4,477円でございます。

項 3 雑入の調定額は6,399万5,873円、収入済額は6,152万3,008円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額247万2,865円でございます。

内訳でございますが、目 1 高額療養貸付償還金については、調定額及び収入済額はゼロ円でございます。

目 2 延滞処分費の調定額、収入済額は、ともに1,388円でございます。

目 3 雑入の調定額は6,399万4,485円、収入済額6,152万1,620円、収入未済額247万2,865円でございます。

その内容は、71ページから79ページまでの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、78ページの中段をごらんください。

款21町債でございますが、調定額、収入済額同額の 4 億3,180万円でございます。

項 1 町債、目 1 衛生費から80ページの目11一般補助施設整備等事業債まで、各種事業の実施に係る財源に充当する起債でございます。

以上が歳入合計でございますが、予算現額計で57億3,669万9,000円でございます。調定額は58億540万3,818円、収入済額55億8,821万4,097円、不納欠損額4,590万3,285円、収入未済額 1 億7,128万6,436円でございます。

以上が、一般会計の歳入決算の状況でございます。

82ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

収入済額を中心にご説明を申し上げますが、節欄及び備考欄につきましては、概要のみの説明とさせていただきますので、ご了承ください。

款 1 議会費、支出済額は7,600万4,498円でございます。

内容につきましては、83ページから85ページにわたりますが、町議会議員12名の報酬や議会事務局職員 3 名分の人件費、議会活動に要する事務的経費、また会議録作製委託料、県・郡・町村議会議長会負担金、政務調査費補助金や各関係機関への負担金等でございます。

84ページの下段をごらんください。

款 2 総務費でございますが、支出済額は14億3,494万6,217円でございます。

項 1 総務管理費の支出済額は12億5,720万3,912円でございます。

目 1 一般管理費の支出済額は 2 億7,888万4,782円でございます。これは、区長63名分の報酬や常勤特別職 2 名、それに一般職19名分の人件費と役場全体に及ぶ事務管理経費や機械器具の保守管理、事務機器の使用料、事務機器等の備品購入費などでございます。

次に、90ページの下段になります。

節19負担金補助及び交付金につきましては、備考欄に記載のとおり、91ページから93ページにかけての各関係機関等への負担金や補助金でございます。

次に、92ページに飛びますが、92ページの下段でございます。

目2文書広報費の支出済額は1,018万6,092円でございます。

内容につきましては、備考欄記載のとおりでございますが、主なものを申し上げますと、節11需用費の消耗品費542万1,683円は、法規集追録代、また94ページですが、印刷製本費は広報おたき5万400部及び町勢要覧2,000部の印刷代であります。

節13委託料は、ホームページの更新委託や例規集のデータ更新に係る業務委託料が主なものであります。ホームページのアクセス件数は14万2,017件でございました。

次に、94ページの下の方から96ページにかけてでございますが、目3財政管理費の支出済額は783万5,023円でございます。これは、予算書、決算書の印刷製本費、財務会計システム用のパソコンソフト保守委託料及び財務会計ソフトの借上料が主なものでございます。

96ページの間4になります。会計管理費で支出済額は48万3,869円でございます。これは、会計室における事務管理経費でございます。

96ページから102ページまでの間5財産管理費の支出済額は4億7,525万4,729円でございます。

内容につきましては、102ページの節15工事請負費、役場庁舎耐震補強増改築工事2億4,612万円、また節25積立金の財務調整基金積立金1億2,000万円、減債基金積立金3,000万円、地域雇用創出積立金2,000万円をはじめ町有車両管理、町有建物及び町有林等の維持管理経費などでございます。

次に、102ページの下の方の段になりますが、間6企画費の支出済額は4億2,661万5,101円でございます。職員6名分の人件費のほか主なものを申し上げますと、106ページの節13委託料は、携帯電話会所基地局設置の設計管理委託料、また108ページの節15工事請負費は、地域情報通信、すなわち光ファイバー網の整備事業経費、また節19負担金補助及び交付金として109ページから111ページにかけての関係団体の負担金補助及び交付金、その他夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金、老川方面4路線ほか1路線の補助をしております地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道利用増大対策関係補助金、いすみ鉄道の下部の補助をいたしますいすみ鉄道基盤維持補助金、中止となった大多喜ダム跡地の草刈りに対する沢山川周辺区域環境管理事業補助金などでございます。

この中で、歳入がある主なものを申し上げますと、光ファイバー網の整備事業につきましては、交付金及び財産貸付収入があり、また携帯電話基地局設置には県補助、また沢山川環境管理事業には、県委託金の収入がございます。

110ページ下段から112ページ上段の節25積立金では、過疎地域の自立促進のための基金積み立て及びふるさと納税の寄附金を原資とした基金に積み立てをいたしております。

次に、112ページになりますが、目7電子計算費、支出済額4,293万3,953円は、町のコンピュータ業務に係る経費であり、ネットワーク回線料及び電子計算機器の保守委託やデータ出力委託料、また電子計算機のリース料が主なものでございます。

114ページから118ページになりますが、目8諸費、支出済額は1,501万363円でございます。

主な内容を申し上げますと、節12役務費は、町の管理責任にある事故が発生した場合の総合賠償保険料などでございます。

116ページの節19負担金補助及び交付金は、防犯灯1,137基の電気料金に対する補助金をはじめ、交通安全協会や防犯組合連合会への補助金、宇筒原集会施設新築工事の補助金などでございます。

節23償還金利子及び割引料でございますが、税の過誤納返還金、住民税減額特別措置還付金、国庫支出金の精算返還金等が主な内容であります。

118ページの項2町税費の支出済額は1億347万8,048円でございます。

目1税務総務費、支出済額は7,147万9,485円でございます。これは、税務職員10名分の人件費と税務事務管理費等でございます。

次に、120ページになります。

節19負担金補助及び交付金でございますが、たばこ税増収対策補助金、青色申告会活動補助金等が主な内容でございます。

次に、120ページから124ページになりますが、目2賦課徴収費の支出済額は3,199万8,563円であり、節8報償費は、納期前納付報償費でございます。

122ページの節13委託料は、評価額算定のための不動産鑑定や地図修正委託料、パソコンの保守点検委託料、電算機ソフト変更、地図情報データ修正委託料、町税賦課のための所得税のデータを受信する国税連携対応システム開発委託料等でございます。

節14使用料及び賃借料は、税の賦課に係る事務機器やパソコン用ソフトの借上料等でございます。

次に、124ページの中ほどから128ページになりますが、項3 戸籍住民基本台帳費、支出済額は5,144万435円でございます。職員4名分の人件費や出張所の臨時職員2名分の賃金、本庁及び老川西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費でございます。

次に、128ページをごらんください。

項4 選挙費、支出済額は876万5,201円でございます。

目1 選挙管理委員会費の支出済額は22万652円でございます。

内容といたしましては、選挙管理委員会定時開催等による委員報酬4名分、13万2,400円が主なものであり、そのほかは事務的管理経費及び団体の負担金でございます。

次に、130ページになります。

目2 参議院議員選挙費の支出済額は743万5,181円でございます。これは、7月11日に執行された参議院議員選挙の経費でございます。

132ページをお開きください。

目3 千葉県議会議員選挙費の支出済額は110万9,368円でございます。平成23年4月10日執行の千葉県議会議員の選挙費用を計上したもので、当選挙区は無投票でございましたので、準備に伴うもののみが決算額となっております。

続きまして、134ページになりますが、項5 統計調査費の支出済額は1,355万6,486円でございます。

目1 統計調査総務費の支出済額は912万742円でございます。これは、国勢調査、工業統計調査等、統計調査に係る職員1名分の人件費のほか、事務的経費と各種団体等への負担金でございます。

目2 各種統計調査費でございますが、支出済額は443万5,744円で、統計調査員69名への報酬や事務管理経費でございます。

136ページになります。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の支出済額は50万2,135円でございます。各種監査等に伴う監査委員報酬、事務的管理経費や監査委員研修負担金でございます。

項3 民生費、支出済額は11億2,578万5,157円でございます。

138ページをお開きください。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の支出済額は3億921万6,222円でございます。この内容として大きなものは、職員5名分の人件費のほか、節8の報償費でございます。民生委員活動報酬や福祉タクシー協力金51名分の出産祝金等でございます。

次に、140ページの節13委託料は、身体障害者や知的障害者に係る外出支援及び生活支援等、障害者福祉関係業務委託料でございます。

節19負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、町保護士会、町遺族会、町身体障害者福祉会、町社会福祉協議会、生活ホーム運営事業等の各種団体への補助金や負担金でございます。

次に、142ページ、節20の扶助費につきましては、重度身体障害者医療費補助、介護給付費、身体障害者及び知的障害者の自立支援のための医療給付及び日常生活用具給付費等でございます。

次に、144ページの節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目2国民年金費の支出済額は489万5,566円で、職員1名分の人件費のほか、国民年金事務の執行に関する経費でございます。基礎年金の被保険者は2,209人でございます。

次に、146ページから148ページにかかりますが、目3老人福祉費の支出済額は5,319万6,418円でございます。そのうち節8報償費は、敬老祝金や祝品でございます。

節13委託料は、高齢者の緊急通報システム業務委託や外出支援サービス委託料が主なものでございます。

節19負担金補助及び交付金は、老人クラブ活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金でございます。

節20扶助費につきましては、老人日常生活用具給付事業、福祉タクシー利用助成金、老人保護措置費でございます。

節25積立金は、福祉基金積立金の3,000万円と基金のうちの1億円の国債の利子分でございます。

節28繰出金は、老人保健特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目4青少年助成対策費の支出済額は55万389円でございます。

内容につきましては、青少年相談員25名分の報酬及び活動に係る経費でございます。

次に、150ページになりますが、目5介護保険事業費、支出済額は1億4,968万4,535円でございます。介護保険事業の推進に係る経費でありまして、13節委託料はパソコン用ソフトの保守委託料及び要支援者のケアプラン作成業務の委託料であります。

節28繰出金は、介護保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

次に、152ページをお開きください。

目 6 後期高齢者医療費の支出済額は 1 億 6,510 万 6,474 円でございます。後期高齢者医療事務に係る療養給付費、後期高齢者医療広域連合負担金及び一般会計からの特別会計への繰出金でございます。

項 2 児童福祉費の支出済額は 4 億 4,313 万 5,553 円でございます。

目 1 児童福祉総務費の支出済額は 5,109 万 1,347 円でございます。

内容は、職員 4 名分の人件費のほか、扶助費が主たるものであり、乳幼児医療費や児童医療費等でございます。

次に、154 ページから 156 ページになります。

目 2 児童措置費の支出済額は 1 億 3,969 万 8,868 円でございます。

主な内容は次のページになりますが、節 20 扶助費の各児童手当や特例給付費、延べ児童数 1,539 名、子ども手当延べ児童数 9,914 名などの支給事務に要した経費でございます。

目 3 母子福祉費の支出済額は 128 万 7,922 円でございます。これは、ひとり親家庭等医療費等の助成金でございます。

目 4 児童福祉施設費の支出済額は 2 億 5,105 万 7,416 円でございます。

保育園嘱託医 6 名分の報酬及び職員 28 名分の人件費、また 158 ページの節 7 の賃金は、臨時の保育士 11 名、臨時の調理員 2 名の賃金でございます。

節 11 需用費は、保育園児 232 名や放課後児童クラブ 57 名の運営に係る消耗品・光熱水費や給食用賄費等でございます。

次に、160 ページ中ほどになります。節 12 役務費は、保育園運営に係る各種手数料でございます。

162 ページにわたりますが、節 13 委託料は、2 つの保育園の警備や設備の保守点検をはじめ、清掃管理業務等の委託料、園外保育委託料及び園児の送迎バス委託料でございます。

節 14 使用料及び賃借料は、つぐみの森保育園用地借地料や放課後児童クラブ入所者送迎用車両借上料等でございます。

164 ページをお開きください。

款 4 衛生費の支出済額は 4 億 8,659 万 5,884 円でございます。

項 1 保健衛生費の支出済額は 1 億 9,079 万 4,181 円でございます。

目 1 保健衛生総務費の支出済額は 1 億 7 万 4,045 円でございます。

環境生活課職員 6 名分の人件費のほか、166 ページになりますが、国保国吉病院負担金が主なもので、そのほか関係団体の負担金でございます。

166ページになりますが、目 2 予防費の支出済額は3,355万3,364円でございます。

節 1 報酬は、予防接種費及び保健事業協力医の報酬等でございます。

節 7 賃金は、住民健診等の保健師や健康コーディネーターの雇用によるものであります。

節11需用費は、各種健診に当たり必要な消耗品、医療材料費等でございます。

次に、168ページをお開きください。

節13委託料は、予防接種また331人が受診をいたしました健康診査及び4,821人が受診をいたしましたがん検診、健康管理システムソフト関係等の委託が主なものでございます。

次に、170ページでございますが、節20扶助費は、新型インフルエンザワクチン接種1,278名及び肺炎球菌ワクチン接種の助成金でございます。

目 3 環境衛生費の支出済額は3,692万9,064円であり、環境対策審議会委員 4 名分の報酬や職員 3 名分の人件費のほか、合併浄化槽設置16基分の補助が主な内容でございます。

次に、172ページから176ページになりますが、節 8 報償費は、不法投棄監視員 9 名分の謝礼等でございます。

節11需用費から節14使用料及び賃借料まで、水質浄化対策事業やごみの不法投棄対策事業、バイオディーゼル燃料製造、産業廃棄物建設に対する裁判等に伴う経費でございます。

節19負担金補助及び交付金であります。合併浄化槽整備事業補助金16基や生ごみ処理機購入補助金 1 基、そのほか関係機関の負担金でございます。

次に、176ページ、上のほうになりますが、目 4 母子保健事業の支出済額は555万6,135円でございます。母子保健事業の運営に係る協力医報酬や健康診査に当たり必要な消耗品や健康診査、母子保健訪問指導の委託料等でございます。

目 5 火葬場費、支出済額は1,268万1,577円でございます。

次の178ページにまたがりませんが、火葬場の施設修繕料や管理経費、施設の夜間警備や設備の点検管理、火葬炉運転業務などの委託料、また火葬炉改修工事が主な内容でございます。

次に、178ページ下のほうから次の180ページまでになりますが、目 6 地域し尿処理施設管理費の支出済額は199万9,996円でございます。これにつきましては、船子城見ヶ丘団地内にあり、47戸が利用しておりますし尿の集中処理施設維持管理経費でございます。

次に、180ページの上のほうになります。

項 2 清掃費、支出済額は 1 億6,790万2,703円でございます。

目 1 清掃総務費の支出済額は6,620万8,429円で、環境センター 4 名分の人件費と夷隅郡環

境衛生組合負担金が主な内容であります。

節7賃金は、環境センターで分別作業に従事する臨時職員1名分の賃金でございます。

次に、182ページ、節19負担金補助及び交付金でございますが、夷隅郡環境衛生組合の負担金でございます。

目2塵芥処理費の支出済額は1億169万4,274円でございます。環境センターの管理運営に係る経費でございます。

節11需用費は、光熱水費、ごみの分別収集カレンダー印刷費、施設やショベルローダーの備品の修繕や点検などでございます。

次に、184ページの節13委託料は2,020トンのごみの収集委託料や粗大ごみ処理委託料、ごみ袋作成、ごみ袋の販売委託料、一般廃棄物処理業務委託料、いすみクリーンセンターごみ処理委託料、大多喜町ごみ処理基本計画策定の業務委託料等が主な内容であります。

節19負担金補助及び交付金は、処理を委託しているいすみクリーンセンターへの塵芥処理負担金であります。可燃ごみ2,384トンの処理をお願いしております。

次に、186ページにまたがりませんが、項3上水道費、目1上水道運営費の支出済額は1億2,789万9,000円でございます。水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金や南房総広域水道企業団に対する補助金、南房総広域水道企業団の構成市町村の出資金、また平成21年度繰越明許分の特別会計への繰出金でございます。

続きまして、186ページの中段になります。

款5農林水産業費、支出済額は1億4,421万3,928円でございます。

項1農業費、目1農業委員会費の支出済額は1,026万1,022円でございます。これは、農業委員会委員11名分の報酬及び関係職員1名分の人件費、188ページになりますが、事務的経費のほか関係機関への負担金が主な内容であります。

次に、188ページの下段になります。

目2農業総務費の支出済額は4,686万1,844円でございます。農林課関係職員6名分の人件費でございます。

次に、190ページになりますが、目3農業振興費、支出済額は568万7,395円でございます。これは、農家組合長100名分の報酬のほか農業振興に要する事務的経費、192ページになりますが、農業生産団体育成強化や産業まつり実行委員会補助、農業近代化資金等利子補給など、農業振興のための各種補助金及び関係機関等への負担金が主なものでございます。

次に、192ページの最下段から194ページにわたりますが、目4畜産業費の支出済額は18万

8,000円でございます。これは、県草地協会負担金及び家畜伝染病予防事業補助金でございます。

目5農地費支出済額は970万1,592円でございます。平沢ダム管理委託料、各種土地改良事業に係る負担金が主なものでございます。

196ページになりますが。

○議長（正木 武君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時04分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時17分）

○議長（正木 武君） 一般会計歳入歳出決算認定について説明を続けます。

○企画財政課長（小野田光利君） 196ページをごらんください。

節13委託料は、平沢ダム管理委託料及び西部田地区土地改良事業の公図修正に係る用地測量でございます。

節14使用料及び賃借料は、川畑から田代に抜ける基幹農道ののり面の高所草刈り作業車の車両借上料が主なものでございます。

節15工事請負費は、養老溪谷拠点センター建設に伴う旧のJA倉庫の解体撤去費でございます。

節16原材料費は、農林道補修用砕石やU字溝等の材料費でございます。

198ページをお開きください。

節22補償補てん及び賠償費は、笛倉、小内、小沢又、平沢の土地改良事業換地精算金でございます。土地改良法による精算事務で同額の歳入がございます。

目6集落センター運営事業費の支出済額は51万9,438円で、これは基幹集落センターの管理運営経費でございます。年間2,126名の利用がございます。

200ページにまたがりますが、目7味の研修館運営費、支出済額は416万3,809円であり、味の研修館管理運営費等であります。年間3,681名が利用しております。

次に、202ページにまたがりませんが、目8農村コミュニティセンター運営費、支出済額285万3,510円は、農村コミュニティセンターの施設管理運営費でございます。年間7,633人が利用しております。

項 2 林業費の支出済額は6,397万7,318円でございます。

目 1 林業総務費、支出済額は2,478万6,657円でございます。林業関係職員 2 名分の人件費のほか、204ページになりますが、サル、シカの捕獲報償金、有害鳥獣駆除委託料、206ページの関係機関の負担金等であります。

目 2 林業振興費、支出済額は801万6,262円でございます。森林の機能を維持していくための間伐や草刈り等を行う森林機能強化対策事業委託金、森林整備地域活動支援事業交付金、また農林業振興協議会へのサル、シカ、イノシシの被害対策事業に係る補助金や猪等防護柵設置事業補助金であります。

目 3 大多喜県民の森運営費の支出済額は2,785万8,258円でございます。大多喜県民の森管理運営に関する経費であり、職員 2 名分の人件費のほか、208ページになりますが、臨時作業員 2 名及び臨時職員 3 名の賃金、竹細工と各種講座等講師謝礼、その他、次の210ページになりますが、バーベキュー場のガス配管の工事請負費、また施設運営用備品の購入等でございます。

次に、212ページになりますが、目 4 都市交流施設運営費、支出済額は331万6,141円でございます。石神に設置をしましたイノシシの解体施設の管理運営に関する経費で、猪捕獲報償金、販売のための細菌検査、販売手数料、施設管理事業委託料等でございます。処理頭数は144頭であります。

款 6 商工費、支出済額は7,862万8,702円でございます。

項 1 商工費、214ページになります。

目 1 商工総務費の支出済額は3,882万4,161円でございます。職員 6 名分の人件費のほか、商工関係の事務及び管理経費でございます。

目 2 商工業振興費、支出済額は1,184万9,923円でございます。商工業振興に係る臨時職員 1 名分の賃金のほか、事務的経費でございます。

次の216ページになりますが、節13委託料については、商い資料館の夜間警備及び施設管理業務でございます。

218ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金については、経営改善普及事業及び総合振興事業の商工会への補助金をはじめ商店街の街路灯251基の電気料金補助金等が主なものでございます。商工会への補助は、運営補助やプレミアム商品券発行事業補助でございます。

目 3 観光費、支出済額は2,795万4,618円でございます。観光振興に係る経費でございます

が、人力車車夫の賃金、公衆便所の消耗品や光熱水費のほか、220ページにまたがりませんが、節11需用費は観光施設の修繕であり、節12役務費は公衆便所のし尿処理手数料、浄化槽清掃、点検、法定検査の手数料等であります。

222ページの節13委託料は、麻綿原駐車場警備、忠勝公園管理委託や公衆便所の清掃委託あるいは町営駐車場管理業務委託、遊歩道維持管理委託等でございます。

節14使用料及び賃借料は、2町営住宅の借地料、紅葉シーズンの養老溪谷に設置する仮設トイレ借上料等であります。

節15工事請負費は、大多喜城駐車場にあります観光物産センターの屋根塗装工事、中野駅浄化槽改修工事が主な内容でございます。

次に、224ページになりますが、節19負担金補助及び交付金は、夷隅川種苗保放流事業補助金、お城まつり、レンゲまつり補助金、町観光協会や関係団体への補助金、負担金であります。

款7土木費、支出済額は3億457万797円でございます。

項1土木管理費、支出済額は1億2,924万3,403円でございます。

目1土木総務費の支出済額は7,152万1,372円でございます。職員8名分の人件費と次の226ページになりますが、臨時職員賃金1名分、道路照明31基の電気使用料、また節13委託料では、道路台帳更新業務委託、パソコン及びソフト保守委託料、またその借上料を228ページの節18の使用料及び賃借料で支出してございます。

節19負担金補助及び交付金は230ページにまたがりませんが、土木事業に係る関係機関への負担金でございます。

230ページの目2登記費の支出済額は3,301万3,497円でございます。職員4名分の人件費のほか、232ページになりますが、測量機器の修繕料、紙敷ほか2件の未登記用地の測量委託料、測量機器の保守委託料等でございます。98件の処理をいたしました。

次に、目3国土調査費、支出済額は2,039万3,844円でございます。234ページにまたがりませんが、地籍調査に係る臨時職員2名及び調査地区から雇い上げる推進員賃金のほか、測量ぐいや境界ぐい等の購入、小沢又、小田代地先の地籍調査に伴う測量、地図等の作成委託料でございます。0.86平方キロメートルの調査を実施いたしました。

234ページの目4道の駅管理費、支出済額は431万4,690円でございます。236ページにまたがりませんが、これは石神地先にあります道の駅の維持管理費等でございます。

236ページの項2道路橋梁費の支出済額は1億5,532万8,863円でございます。

目 1 道路維持費の支出済額は1,951万4,905円でございます。町道の補修員や臨時作業員等に係る経費及び町道等を維持していくための経費であります。

238ページになりますが、節14使用料及び賃借料は、重機類の借上料であります。

節15工事請負費は、増田小土呂線の排水整備工事、会所弓木線のトンネル照明改修工事、三又地先の案内板撤去工事でございます。

節16原材料費は、舗装修繕、排水整備、路肩やのり面を補修するための材料の購入でございます。

目 2 道路新設改良費、支出済額は 1 億1,480万435円でございます。これは、担当職員 3 名分の人件費と次の240ページになりますが、積算資料等の購入の事務的経費のほか、節13委託料は、町道増田小土呂線ほか 2 路線の路線用地測量、船子東前線の地質調査、宇野辺当月川線の設計業務、大戸環状線ほか 1 路線の境界標建植業務等の委託でございます。

節15工事請負費には、平成22年度道路改良工事として小倉野線ほか 2 路線、平成21年度繰越明許分として、やはり小倉野線の道路改良工事があります。また、災害防除工事として平成22年度事業分の弓木平沢線、平成21年度繰越明許分として黒原上野線ほか 1 路線であります。

節17公有財産購入費は、小土呂中ノ台名杉線の道路用地の買収であります。

また、節18備品購入費は、塗装膜厚計等の購入であります。

242ページをお開きください。

目 3 橋梁維持費、支出済額は1,934万6,250円でございます。これは、橋梁長寿命化のための台帳点検マニュアルの作成委託料、また工事としては平成21年度繰越明許分の三又大橋の橋梁補修工事、同じく繰越明許分の筒森、小倉野、折倉橋ほか 4 橋の塗装工事でございます。

目 4 交通安全対策費、支出済額は166万7,273円でございます。

節15工事請負費は、町道の区画線工事であります。

節16原材料費では、カーブミラー20か所、ガードレール 6 路線の交通安全対策用材料購入費であります。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費、支出済額は904万3,120円でございます。関係職員 1 名分の人件費のほか244ページから246ページの上段になりますが、町並み整備事業で取得したシンボル塔などの施設管理の経費であります。

246ページになります。

項 4 住宅費、支出済額は1,095万5,411円でございます。

目 1 住宅管理費の支出済額は573万4,724円で、町営住宅を管理する経費でございます。

町営住宅入居者選考委員 5 名分の報酬をはじめ、退去住宅の修繕料、大多喜団地、田丁団地の借地料等であります。

248ページをお開きください。

目 2 宅地造成費の支出済額は522万687円で、城見ヶ丘団地管理経費であります。

節19負担金補助及び交付金は、船子城見ヶ丘分譲地、住宅用地取得補助金交付要綱に基づく城見ヶ丘団地定住化補助金の500万円であります。

款 8 消防費の支出済額は 2 億8,284万6,277円であります。

項 1 消防費、目 1 常備消防費の支出済額は 2 億2,797万4,602円であります。これは、夷隅郡市広域常備消防負担金が主な支出であります。

目 2 非常備消防費の支出済額は3,088万4,560円であります。

節 1 報酬は、消防団員366名や消防委員会 4 名分の報酬であります。

250ページになります。

節 8 報償費は、訓練や各行事あるいは火災等における団員出動手当であります。

節11需用費につきましては、団員の作業服、長靴等の補充や各消耗品購入及び操法大会、出初式等の経費でございます。

節13委託料は、消防団員の健康診査に要する経費であります。

252ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金は、団員の公務災害の補償事務、退職報償金支給事務負担金や団員福祉共済掛金、このほか消防協会等の団体負担金、補助金でございます。

目 3 消防施設費、支出済額は1,151万9,961円であります。

節11需用費は、各分団における消耗品や消防車の燃料費、また車両の排気ガス対策、ホース乾燥塔の修繕料等であります。

254ページになりますが、節13委託料は、久保、八声、葛藤の各排水機場の水門管理委託料が主なものであります。

節15工事請負費は、防火水槽 2 基のネットフェンス改修工事、第 9 分団、第21分団のホース乾燥塔設置工事、平沢地先及び弓木地先への消火栓設置工事であります。

節18備品購入費は、発電機 3 台の購入及び車両の排気ガス対策備品であります。

256ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金につきましては、各分団の機械器具置場改修改築工事の補助金、黒原地先の消火栓改修工事に伴う水道課への負担金であります。

目4災害対策費の支出済額は1,246万7,154円であります。主な支出といたしましては、大雨警戒の際の職員手当、次のページになりますが、防災行政無線施設保守委託料、また平成21年度繰越分の全国瞬時警報システム設置工事、避難用機材等の購入であります。

258ページになります。

款9教育費、支出済額は7億6,639万6,703円であります。

項1教育総務費、目1教育委員会費の支出済額は107万9,113円であります。これは、教育委員4名分の報酬や教育委員会活動に要する事務費等であります。

次の260ページになりますが、目2事務局費、支出済額は9,927万8,494円であります。これは、教育長や教育委員会職員6名分あるいは語学指導助手1名分の人件費と教育委員会の運営管理に係る経費であります。

次に、262ページになります。節7賃金は、大多喜小学校、大多喜中学校、西中学校に配置した特別支援教育支援員3名の臨時職員賃金であります。

次に、264ページの節19負担金補助及び交付金は、関係機関への負担金補助金であります。

次に266ページ、節25積立金では、小中学校施設整備基金積立金として3,000万円を積み立ていたしました。基金残高は4,736万1,000円でございます。

項2小学校費、支出済額は9,335万7,310円であります。

目1学校管理費の支出済額は8,178万7,360円であります。各小学校の各種消耗品、電話料や児童・学校職員の健康検査手数料、備品の購入費等の経費であります。

節11需用費268ページになりますが、修繕料は町内5小学校の施設修繕料であります。

次に、270ページになりますが、節13委託料では、各学校の夜間警備やパソコン等の保守点検委託料のほか西畑小学校屋内運動場改築工事に伴う測量地質調査耐震診断設計業務を中心に、総元小学校の校舍防水工事の設計管理等を行っております。

節14使用料及び賃借料は、各学校における事務機器及びパソコン使用料であります。

節15工事請負費につきましては、西畑小学校バルコニー手すりの改修、屋根がわら補修、総元小学校校舍防水改修、污水管改修工事等であります。

次に、274ページになります。

目2教育振興費、支出済額は1,156万9,950円であります。

節8報酬費は、卒業記念品、運動会参加賞あるいは校内研修会講師の謝礼等であります。

節18備品購入費は、教材備品等の購入費であります。

次に、276ページの節19負担金補助及び交付金は、クラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金であります。

節20扶助費は、保護児童の学用品等の補助や特別支援教育就学奨励費であります。

目3学校建設費の2億3,914万円は、西畑小学校屋内運動場改築事業であります。全額平成23年度に繰り越しをいたしましたものであります。この事業は、国の補正予算により実施するもので、安全・安心な学校づくり交付金の対象事業であります。

項3中学校費、支出済額は3億449万9,029円であります。

目1学校管理費、支出済額は6,842万3,830円であります。

節11需用費は287ページにまたがりませんが、各中学校における消耗品、光熱水費あるいは修繕料等の経常経費であります。

節12役務費は280ページにわたりますが、各中学校の電話料やインターネット接続料等の通信運搬費、学校職員、生徒の健康診査料、設備等に係る手数料などが主なものであります。

280ページの節13委託料は、各学校の夜間警備や電気、空調、エレベーター、プール浄化槽装置、浄化槽等の各種保安業務、大多喜中学校送迎バス委託料、大多喜中学校屋内運動場建設附帯工事及び大多喜中学校照明設置工事の設計管理委託料等であります。

282ページにわたりますが、節14使用料及び賃借料は、各学校における事務用機器及びパソコン借上料等であります。

節15工事請負費は、すべて大多喜中学校で外構工事、照明設置工事、テニスコート整備工事等であります。

節18備品購入費は、2中学校の備品の購入であります。

節19負担金補助及び交付金は、269人分のスポーツ振興センター共済掛金が主な内容であります。

節20扶助費は、災害共済の給付金であります。

282ページ下段の目2教育振興費の支出済額は1,030万8,999円でございます。

節8報償費は、次のページにまたがりませんが、節8報償費は、卒業記念品、次のページの運動会参加賞あるいは校内研究会講師謝礼等であります。

節11需用費は、2中学校の消耗品、修繕料であります。

節18備品購入費は、2中学校で使用する図書、備品の購入で、詳細は主要施策の成果説明書30ページに記載のとおりであります。

節19負担金補助及び交付金は、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金あるいは遠距離通学生徒の通学費補助金、助成金等であります。

次に、286ページの節20扶助費は、特別支援教育の就学奨励費や要保護、準要保護生徒に対する補助金であります。

目3学校建設費、支出済額は2億2,576万6,200円であります。

節12役務費は、平成21年度繰り越し事業の大多喜中学校部室棟新築工事及び屋内運動場改築工事の各種手数料であります。

節13委託料は、同じく大多喜中学校部室棟新築工事及び屋内運動場改築工事の施工管理委託料であります。

288ページにわたりますが、節15工事請負費は、やはり平成21年度繰越事業の大多喜中学校部室棟新築工事及び屋内運動場改築工事が主な内容であります。

項4社会教育費、支出済額は7,382万9,932円であります。

目1社会教育総務費の支出済額は4,293万2,229円で、社会教育委員の報酬のほか職員5名の人件費であります。

次に、290ページをお開きください。

節13委託料は、旧田代分校の清掃管理業務委託料であります。

節19負担金補助及び交付金は、町子供会育成会連絡協議会補助金、町文化団体活動費補助金のほか関係団体負担金であります。

目2公民館費、支出済額は1,918万2,100円であります。公民館運営審議会委員報酬のほか公民館の維持管理経費であります。

節8報償費は292ページにわたりますが、成人式記念品や研修会、各種教室の講師謝礼等であります。

次に294ページになります。

節13委託料は、公民館の夜間警備をはじめ清掃管理業務委託あるいは各種保守点検委託料のほか、公民館バスの運行管理委託料、また建物調査業務委託料であります。

296ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金は、各種協議会の負担金であります。

目3図書館費、支出済額は426万858円であります。

298ページにわたりますが、年間1万4,221人が利用した図書館天賞文庫の管理運営経費及び図書の購入費であります。

目4文化財保護費、支出済額は684万9,745円であります。文化財審議委員報酬や文化財の管理に要する経費であります。

節7賃金は、埋蔵文化財発掘調査として、大多喜城跡栗山台遺跡の調査を実施した際の臨時職員延べ487名分の賃金であります。

次に、300ページの節19負担金補助及び交付金は、町内の林やかぐら等の無形文化財保存育成に係る地域団体への補助が主なものであります。302ページにまたがりませんが、目5視聴覚教育費、支出済額は60万5,000円であります。これは、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金であります。

次に、302ページの項5保健体育費、支出済額は1億9,435万2,825円であります。

目1保健体育総務費、支出済額は2,532万1,569円であります。これは、体育指導員報酬や海洋センター職員3名分の人件費のほか306ページの節19負担金補助及び交付金に記載の町体育協会補助金及び郡体育協会負担金、その他関係団体負担金が主な内容であります。

306ページ中段の目2学校給食費の支出済額は1億5,719万1,785円であります。学校給食センター運営委員7名分の報酬や職員6名、臨時調理員9名分の人件費、賄い材料費、給食配送委託料等が主な内容であります。

308ページをお開きください。

節7賃金は、給食センターの臨時調理員9名分の賃金であります。

節11需用費は、給食センター施設管理用消耗品、光熱水費、施設修繕料、賄い材料費であります。

310ページをお開きください。

節13委託料は、施設の管理業務及び給食配送委託料、害虫駆除業務等の委託料であります。

次に、312ページになりますが、節15工事請負費は給食センターの設備改修工事であり、節18備品購入費は、調理用備品のほか給食費収納管理システムの購入であります。

目3体育施設費、支出済額は1,183万9,471円であります。これは、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費であります。

314ページになりますが、節13委託料は海洋センターや野球場、プール、テニスコート等の維持管理委託で、夜間警備、清掃管理、野球場の芝管理、プール監視業務、シルバー人材

センターに委託している施設内の草刈り等であります。

次に、316ページをお開きください。

款10災害復旧費、支出済額は1,957万8,181円であります。

項 1 公共土木施設災害復旧費、318ページの目に河川災害復旧費の支出済額も1,957万8,181円と同額で、道路災害 2 か所分の復旧工事費であります。

節13委託料は、大久保川の測量設計委託料及び田丁川の用地測量業務委託であります。

節15工事請負費は、田丁川河川災害復旧工事であります。

節17公有財産購入費は、田丁川河川災害復旧工事に伴う用地買収であります。

次に、320ページをお開きください。

款11公債費、支出済額は 5 億3,145万5,120円であります。

項 1 公債費、目 1 元金、支出済額は 4 億4,372万3,487円であり、目 2 利子、支出済額は 8,773万1,633円であります。これらの支出は、今までに実施した事務事業に充当した起債の償還金の元利及び利子であります。

款12予備費、当初予算額は500万円でございますが、緊急等で予備の支出及び流用した額は269万9,000円ございました。流用先につきましては、土地開発基金のニットライト跡地売却に当たり、必要となった土壤汚染調査及び不動産鑑定委託料及び環境係所有の公用車の車両修繕料、また産業廃棄物最終処分場に係る裁判に伴う弁護士費用、町営住宅中野団地の水道管漏水修理、また大雨警戒 4 件の職員時間外手当に係る経費であります。

以上、歳出合計でございますが、予算現額計で57億3,669万9,000円、支出済額は52億5,102万1,464円であります。翌年度への繰越明許費が 3 億6,129万6,000円、翌年度への事故繰越額が315万円であります。予算に対しての不用額が 1 億2,123万1,536円であります。

以上が、一般会計歳入歳出決算の事項別明細書の状況でございます。

次の322ページをお開きください。

実質収支に係る調書でございますが、この表は、会計年度の実質的な収入支出の額を示したものでございます。

以上で決算額の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） 次に、認定第 2 号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別

会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

決算書の325ページをお開きください。

○議長（正木 武君） 座って結構です。

○企画財政課長（小野田光利君） すみません、座って説明をさせていただきます。

決算書の325ページでございます。

この特別会計は、いすみ鉄道の運行維持を図るために合併の前の1市5町からの拠出金をもとに設けられた基金を運用するための会計であります。

基金の運用は、主にいすみ鉄道への赤字助成であります。いすみ鉄道は、平成20年度から上下分離方式により運営をしております。基本的には、上部は鉄道経営で当ることとなっておりますが、特別な場合に生じた上部損失や長期収支見込みに基づく車両更新の一部の負担金は、基金を取り崩し当会計で受け入れ、鉄道経営の安定を図ることとなっております。

それでは、事項別明細書により決算内容についてご説明いたしますので、332ページをお開きください。

歳入でございますが、金額につきましては、右ページの収入済額を読み上げさせていただきます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金288万8,733円につきましては、鉄道経営対策事業基金に対する利子であります。

款2寄附金、款3繰越金、款4雑収入につきましてはございませんでした。

款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金3,318万6,701円につきましては、いすみ鉄道への赤字助成分を基金から繰り入れたものであります。

歳入合計は、調定額、収入済額同額で3,607万5,434円でありました。

次に、歳出についてご説明をいたしますので334ページをお開きください。

右ページの支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で読み上げさせていただきます。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費の支出済額は3,607万5,434円、繰越額はゼロ円、予算現額に対する不用額は2,566円であります。

内訳であります。目1事業費、節25積立金288万8,733円は、鉄道経営対策事業基金への積立金であります。繰越額はゼロ円、不用額は2,267円であります。

目2助成金、節19負担金補助及び交付金の3,318万6,701円は、いすみ鉄道への損失分交付金であります。繰越額はゼロ円、不用額は299円でございます。

歳出合計は3,607万5,434円、不用額は2,566円でありました。

336ページの支出収支額につきましては、収支同額でありましたので、翌年度への繰り越しは発生をいたしませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） ここで10分間休憩します。

（午後 2時58分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

○議長（正木 武君） 認定第3号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、認定第3号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本町の国民健康保険事業は、景気の低迷が続き、被保険者の所得は減少する一方、保険給付費は年々増加傾向にあります。また、後期高齢者支援金も増加していることから、大変厳しい財政状況となっております。

平成22年度末の町の国民健康保険の加入状況を見ますと、加入世帯2,123世帯で、前年度と比較いたしますと2世帯の減でございます。

被保険者につきましては3,590人と、前年度末と比較いたしますと60人の減となっております。

なお、決算の概要につきましては、主要施策の成果説明の37ページから43ページにかけてお示ししてございますが、明後日、委員会協議会がございますので、この場は省かせていただきます。

それでは、決算書により決算内容の説明をさせていただきますので、342ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の合計から申し上げます。

予算現額13億5,411万5,000円、収入済額13億7,326万469円、不納欠損額512万450円、収入未済額8,924万5,240円でございます。

次に、歳出でございますが、346ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額で13億5,411万5,000円、支出済額13億888万2,323円、不用額4,523万2,677円でございます。

歳入歳出差引額で6,437万8,146円となりました。

それでは、決算の詳細につきまして事項別明細より説明させていただきますので、350ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入明細でございますが、主に収入済額を説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、予算現額 3 億104万3,000円、調定額 4 億983万7,152円、収入済額 3 億1,547万1,462円、不納欠損額512万450円となっており、収納率につきましては77.0パーセントでした。

1 目一般被保険者国民健康保険税、収入済額 2 億8,566万7,685円、収納率が77.7パーセントで、各節につきましては、医療給付分、介護納付分、後期高齢者支援金分の現年度課税分と滞納繰越分でございます。

次に、352ページをお開きください。

2 款一部負担金につきましては、収入はございませんでした。

3 款使用料及び手数料でございますが、1 目督促手数料で調定額、収入額ともに 1 万4,800円でございます。

4 款国庫支出金ですが、調定額、収入済額ともに 3 億5,973万6,145円でございます。

1 目療養給付費等負担金ですが、療養費国庫負担金等ございまして、調定額、収入済額とも 2 億9,055万9,610円でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金ですが、高額医療費の共同事業国庫負担金ございまして、調定額、収入額とも745万4,855円でございます。

次に、354ページをお開きいただきたいと思います。

3 目特定検査負担金でございますが、特定健診の国庫負担金ございまして、調定額、収入額ともに141万6,000円でございます。

次に、2 項国庫補助金ですが、1 目出産一時金補助金で調定額、収入額ともに30万円でございます。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金で、調定額、収入額ともに59万2,335円でございます。

3 目財政調整交付金で、調定額、収入済額ともに6,824万1,000円でございます。

5 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金で、調定額、収入済額ともに 4 万3,200円ござい

います。

5 款療養給付費交付金で 1 目療養給付費交付金、社会保険診療報酬支払基金より被保険者に係る交付金で、収入済額8,395万5,000円でございます。

次に、356ページをお開きください。

6 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、調定額、収入済額ともに 1 億9,948万7,232円でございます。

7 款県支出金、予算現額6,860万7,000円、調定額、収入済額ともに6,690万5,855円でございます。

1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、高額医療費の県負担金分でございますして、調定額、収入済額ともに745万4,855円でございます。

2 目特定健康診査負担金、特定健診の県負担金でございますして、調定額、収入済額ともに141万6,000円でございます。

2 項県補助金でございますが、1 目財政調整交付金、調定額、収入済額ともに5,803万5,000円であります。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金としてのもので、実績に応じた交付分でございますして、収入済額 1 億9,259万1,399円でございます。

次に、358ページをお開きください。

9 款繰入金、予算現額 1 億2,680万6,000円、調定額、収入済額ともに 1 億2,469万6,089円でございます。

1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、法定繰入金でございますして、1 節保険基盤安定繰入金、これは平成20年度より軽減割合を 7 割、5 割、2 割に変更した軽減相当分の国、県、町の法定負担金でございますして、収入済額3,752万1,000円でございます。

2 項保険基盤安定繰入金、保険者支援分として、収入済額747万2,030円。

3 節職員給与費等繰入金、収入済額3,404万1,059円。

4 節助産費等繰入金、収入済額400万円。

5 節財政安定化支援事業繰入金、収入済額519万7,000円。

6 節財政調整繰入金、収入済額2,406万8,000円でございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、収入済額1,239万7,000円でございます。

次に、360ページをお開きください。

10款繰越金につきましては、調定額、収入済額とも2,881万9,626円ございまして、1目療養給付費交付金繰越金で、療養費に係る前年度からの繰越金で、収入済額263万3,812円でございます。

2目その他繰越金につきましては、前年度繰越金として収入済額2,618万5,814円でございます。

11款諸収入、調定額、収入済額とも158万2,861円でございます。

1項延滞金及び過料ですが、1目一般被保険者延滞金で調定額、収入済額とも17万8,400円でございます。

2項雑入ですが、2目一般被保険者第三者納付金で、収入済額92万2,666円。

3目退職被保険者等第三者納付金で、収入済額10万8,164円でございます。

次に、362ページをお開きください。

4目一般被保険者返納金で、収入済額1万7,367円でございます。

6目雑入で、健診などの徴収金で35万6,264円でございます。

以上が歳入の明細でございます。

引き続き、歳出の明細をご説明いたしますので、364ページをお開きください。

1款総務費、1目一般管理費は、人件費及び事務的経費で、レセプトの電算処理経費、県国保連合会の負担金でございまして、支出済額3,768万6,559円でございます。

次に、366ページをお開きください。

2項1目運営協議会費は、町国民健康保険運営協議会の2回分の委員報酬で、支出済額8万6,800円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、支出済額7億7,580万8,320円で、内訳といたしまして、

1目一般被保険者療養給付費、支出済額7億756万7,072円。

次に、368ページをお開きください。

2目退職者被保険者等療養給付費は、厚生年金、共済年金などの受給者で、65歳未満の方の医療費で、支出済額5,759万1,472円でございます。

3目一般被保険者療養費は、補装具や接骨医などの療養費で、支出済額790万4,734円でございます。

4目退職者被保険者等療養費、支出済額53万5,216円でございます。

5目審査及び手数料は、レセプトの審査手数料として220万9,826円。

2項高額療養費でございますが、一般被保険者並びに退職者等の高額療養費で、支出済額

9,988万909円。内訳といたしましては、次の370ページをお開きください。

1 目一般被保険者高額療養費分で、支出済額9,031万1,346円でございます。

2 目退職者被保険者等高額療養費分で、支出済額956万9,081円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費で、介護給付費と高額合算として支出済額482円。

3 項移送費につきましては、支出はございませんでした。

次に、372ページをお開きください。

4 項出産育児一時金、15件の支出済額で630万3,150円でございます。

5 項葬祭費で24件分でございます、支出済額120万円でございます。

次に、374ページをお開きください。

3 款後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金、支出済額 1 億3,983万6,899円、2 目後期高齢者関係事務費拠出金、支出済額 1 万8,891円でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者関係事務費拠出金、支出済額24万6,665円。

次に、376ページをお開きください。

5 款老人保健拠出金、支出済額60万8,261円で、1 目老人保健医療費拠出金で、支出済額59万7,100円でございます。

2 目老人保健事務費拠出金、支出済額 1 万1,161円でございます。

6 款介護納付金、1 目介護納付金、40歳以上で65歳未満の方で国庫加入者1,483名分の介護保険料として納付する支出済額7,018万829円。

7 款 1 項共同事業拠出金、支出済額 1 億6,351万464円。

1 目高額療養費共同事業拠出金、1 レセプト80万円を超える医療費にかかわる共同事業拠出金で、支出済額2,981万9,420円。

次に、378ページをお開きください。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、1 レセプト30万円を超える医療費にかかわる共同事業拠出金で、支出済額 1 億3,369万550円。

3 目その他共同事業拠出金、支出済額494円でございます。

8 款保健事業費、支出済額1,039万7,384円。

1 項 1 目保健事業費、人間ドック関係経費でございます、ドックの受診者40名、支出済額204万9,005円でございます。

次に、380ページをお開きください。

2 項 1 目特定健康診査等事業費、平成20年度より保険者の責任によりまして健康診査を実

施しておりますが、受診者数853名、その健診の結果、保健指導の参加者25名の経費、支出
済額834万8,379円でございます。

次に、382ページをお開きいただきたいと思います。

9款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金、支出済額26万1,200円。

2目退職者被保険者等保険税還付金、支出済額3万2,400円。

3目償還金、過年度国庫支出金等の返還金で、支出済額282万3,592円でございます。

10款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出の明細でございます。

次に、384ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

収入済額13億7,326万円、歳出総額13億888万2,000円、歳入歳出差引額6,437万8,000円、
実質収支額6,437万8,000円でございます。

以上で、平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 次に、認定第4号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決
算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、認定第4号 平成22年度大多喜町老人保健特別会
計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

本会計につきましては、平成20年4月より後期高齢者医療制度が新設され、レセプトの再
審査等にかかります医療分の支出、診療報酬支払基金への返還金が主な支出でございま
す。

また、本会計につきましては、平成22年度をもって廃止となります。

概要につきましては、主要成果の説明書の44ページにお示ししてございますので、これも
後日の委員会協議会で詳しく説明をさせていただきますので、この場合は決算書により説明を
させていただきます。

それでは、決算書の388ページをお開きください。

歳入、予算現額合計でございますが、94万1,000円、調定額73万7,799円、収入済額73万
7,799円、不納欠損等はございませんでした。

次に、390ページをお開きください。

歳出、予算現額94万1,000円、支出済額73万7,799円、不用額20万3,201円でございます。

歳入歳出差引額ゼロ円でございます。

それでは、歳入の事項別明細書についてご説明申し上げますので、394ページをお開きいただきしたいと思います。

1 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、社会保険診療報酬支払基金からの法定交付分で、調定額、収入額ともに521円でございます。

1 目 医 療 費 交 付 分、過年度分として調定額、収入額ともに521円でございます。

2 款 国 庫 支 出 金、1 目 医 療 費 国 庫 負 担 金で、調定額、収入済額ともに2,130円でございます。

3 款 県 支 出 金、1 目 医 療 費 県 負 担 金で、調定額、収入済額ともに532円でございます。

4 款 繰 入 金でございますが、396ページをお開きいただきしたいと思います。

町の法定繰入金でございますして、調定額、収入済額ともに5,106円でございます。

5 款 繰 越 金でございますが、前年度からの繰越金で72万8,727円でございます。

6 款 諸 収 入でございますが、2 項の返戻金として、調定額、収入済額ともに783円でございます。

以上が歳入の明細でございます。

引き続き、歳出の事項別明細についてご説明申し上げます。

398ページをお開きいただきしたいと思います。

1 款 総 務 費、1 目 一 般 管 理 費、老人保健の事務的経費でございますして、支出済額5,106円でございます。

次に、400ページをお開きください。

4 款 繰 出 金、1 目 繰 出 金、一般会計に平成20年度分からの精算として支出済額73万2,693円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、402ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額73万8,000円、歳出総額73万8,000円、歳入歳出差引額ゼロ円、実質収支額ゼロ円でございます。

以上で、平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 次に、認定第5号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、認定第5号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

この制度は、平成20年4月から新しい医療制度として発足いたしまして、75歳以上の高齢者の生活を支える医療として提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療費をみんなで支える、長寿を国民みんなが喜ぶことができる仕組みとして発足した制度でございます。現在、新たな制度の移行について検討されているところでもございます。

では、決算の概要ですが、これも主要施策の成果説明で、45ページから46ページにかけて成果説明がございます。これも後ほど委員会協議会で説明をしたいと思いますので、今回は決算書により説明申し上げます。

それでは、決算書の406ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の合計でございます。

予算現額1億826万3,000円、調定額1億781万5,478円、収入済額1億606万2,278円、不納欠損額7万1,600円、収入未償額168万1,600円でございます。

次に、歳出の合計でございますが、408ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額1億826万3,000円、支出済額1億589万3,378円、不用額236万9,622円で、歳入歳出差引額16万8,900円でございます。

それでは、歳入の内容からご説明申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、412ページをお開きいただきたいと思います。

主に収入済額の説明を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額7,095万7,350円で、収入済額6,920万4,150円、収納率で97.5パーセント、内容につきましては、75歳以上の被保険者2,068名分と障害認定を受けておられる65歳以上で75歳未満の方20名分を含めまして、合計2,088名分の保険料でございます。

1 目特別徴収保険料、収入済額5,093万200円、収納率は100パーセントでございます。これは、年金からの徴収分でございます。

2 目普通徴収保険料、収入済額1,827万3,950円、収納率は91.2パーセントで、現金納付や

口座振替によるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料、収入済額 1 万7,900円でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金233万3,236円で、事務費の一般会計からの繰入金でございます。

2 目保険基盤安定繰入金、収入済額3,268万8,192円で、保険料の軽減対象者分の繰入金で、県が4分の3、町が4分の1を負担しております。

4 款繰越金、1 目繰越金で、前年度からの繰越金で、収入済額18万2,200円でございます。

5 款諸収入でございますが、414ページに移りまして、1 目保険料還付金で、収入済額163万6,600円でございます。

以上、歳入でございます。

次に、歳出の明細をご説明申し上げます。

416ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、後期高齢者医療の事務的経費でパソコンシステム関係が主なものでございまして、支出済額203万3,113円でございます。

2 項徴収費でございますが、保険料の徴収経費で、支出済額31万8,023円でございます。

2 款後期高齢者広域連合納付金で、次の418ページをお開きいただきたいと思います。

1 目後期高齢者広域連合納付金ですが、被保険者から納付されました保険料を保険者であります広域連合へ納付するもので、支出済額 1 億190万5,642円でございます。

3 款諸支出金ですが、1 目保険料還付金163万6,600円でございます。

以上、歳出の明細でございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。

420ページをお開きいただきたいと思います。

1、歳入総額 1 億606万2,000円、歳出総額 1 億589万4,000円、歳入歳出差引額16万8,000円、実質収支額16万8,000円でございます。

以上で、平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 次に、認定第 6 号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、認定第 6 号 平成22年度大多喜町介護保険特別会

計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明させていただきます。

高齢化の進行が著しく高齢化率32.3パーセントと、全国平均を上回るペースで進む中、1人でも多くの高齢者が住みなれた地域で自立した生活を保ち、健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指し、平成21年度から第4期介護保険事業計画が開始され、平成22年度は中間年度としてサービスの提供基盤のより一層の充実を図ってまいりました。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいったところでございます。

それでは、平成22年度の決算の概要ですが、主要施策の成果説明書、47から52ページにかけてお示しをさせていただきますが、後日の委員会協議会にてご説明申し上げますので、この場は省略させていただきます。

決算内容につきまして、決算書によりご説明申し上げます。

まず、決算書424ページをお開きください。

歳入の合計ですが、予算現額8億9,622万1,000円、調定額8億9,352万8,629円、収入済額8億9,204万2,509円、不納欠損額17万8,600円でございます。

次に、歳出の合計ですが、426ページをお開きください。

予算現額8億9,622万1,000円、支出済額8億8,066万3,405円でございます。

歳入歳出差引額1,137万9,104円でございます。

次に、決算明細については、事項別明細書にてご説明をいたしますので、430ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、調定額1億3,878万4,620円、収入済額1億3,729万8,500円、収納率98.9パーセント、内容につきましては、65歳以上の被保険者3,440名分の保険料でございます。不納欠損額17万8,600円ですが、12名分で経済的困窮者、行方不明者などの法的事項による処理分でございます。以下、収入済額を主に説明させていただきます。

2 款使用料及び手数料、収入済額5万4,080円につきましては、督促手数料、情報公開手数料でございます。

3 款国庫支出金、収入済額2億908万918円です。

1 目介護給付費負担金1億3,750万円ですが、介護給付に関する法定国庫負担金でございます。

2 項国庫負担金、収入済額7,158万918円。

1 目調整交付金、収入済額6,787万1,000円でございますが、介護保険の財政調整を図るた

め第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して市町村に交付されるものでございます。

432ページをお開きください。

2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業に対する国庫補助金で、収入済額96万1,262円でございます。

3目地域支援事業交付金につきましては、包括的支援・任意事業に対する国庫補助金で、収入済額は274万8,656円でございます。

4款県支出金、収入済額1億3,085万4,959円、1項1目介護給付費県負担金、介護給付にかかります県法定負担金、収入済額1億2,900万円でございます。

2項1目地域支援事業交付金ですが、介護予防事業費県補助金で、収入済額48万631円でございます。

2目地域支援事業費交付金ですが、包括的支援・任意事業県補助金で、収入済額137万4,328円でございます。

5款支払基金交付金、収入済額2億4,463万9,000円で、次の434ページに移りまして、1目介護給付費交付金ですが、法定交付金であります。収入済額2億4,280万2,000円。

2目地域支援事業支援交付金ですが、同様に法定交付金であります。収入済額183万7,000円でございます。

6款繰入金、収入済額1億4,894万5,402円、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ですが、介護給付費、地域支援事業の法定繰入金及び職員人件費、事務費の繰入金で、収入済額1億4,725万9,349円でございます。

2項基金繰入金、1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で、収入済額168万6,053円でございます。

436ページをお願いします。

7款繰越金、1項1目繰越金2,026万2,150円、前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入、収入済額90万7,500円ですが、2項1目雑入で生活保護者認定調査等手数料、運動教室参加者負担金でございます。

以上、歳入の明細でございますが、次に歳出の明細の説明をさせていただきます。

それでは、438ページをお願いいたします。

1款総務費、支出済額4,335万3,963円。

1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額3,705万1,511円ですが、職員5名分の人件費

及び介護保険事業の事務的経費でございます。

次に、440ページをお願いいたします。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、支出済額44万3,963円ですが、被保険者に対します保険料の徴収事務費等でございます。

3 項介護認定審査費、1 目介護認定調査費等、支出済額273万6,500円につきましては、認定調査時の臨時看護師賃金、医師意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

次に、442ページをお願いいたします。

2 目介護認定審査会共同設置負担金、支出済額307万2,389円ですが、2 市 2 町による審査会共同設置にかかわる負担金でございます。

4 項 1 目運営協議会、支出済額 4 万9,600円ですが、町介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

2 款保険給付費、支出済額 8 億996万7,006円。

1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 2 億1,067万1,024円、訪問系及び通所系サービス、短期入所にかかわる給付でございます。

2 目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1,200万2,769円ですが、認知症対応型共同生活介護給付分でございます。

次に、444ページをお開きください。

3 目施設介護サービス給付費、支出済額 4 億6,999万8,938円、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所しております方への給付費でございます。

4 目居宅介護福祉用具購入費、支出済額42万1,016円、入浴あるいは排せつ等に使用する福祉用具の購入費でございます。

5 目居宅介護住宅改修費、支出済額181万4,498円、手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、対象額20万円を上限に費用を支給します。

6 目居宅介護サービス計画費、支出済額3,016万9,584円、介護支援専門員によります居宅介護サービス計画作成費でございます。

次に、446ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、支出済額1,964万304円、要支援 1、要支援 2 の方に対する介護予防サービスに要する経費でございます。

3 目介護予防福祉用具購入費、支出済額14万679円、要支援 1、要支援 2 の方に対する福祉用具の購入経費でございます。

次に、448ページをお願いします。

4 目介護予防住宅改修費、支出済額42万4,574円、要支援 1 及び要支援 2 の方に対する住宅の手すりや段差解消等に要する経費でございます。

5 目介護予防サービス計画給付費、支出済額271万5,920円につきましては、介護予防ケアプラン作成費でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、支出済額77万5,350円、国保連合会に審査手数料として支払う経費でございます。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、支出済額1,731万3,236円、利用者の負担額が一定額を超えた場合に支給をしたものでございます。

450ページをお願いします。

中ほどより上です。5 項高額医療合算介護サービス等、1 目高額医療合算介護サービス費、支出済額217万7,024円、介護給付費と医療費の合算により高額分で支給をしたものです。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、支出済額4,170万2,090円、一定の基準に該当するものが施設サービスを利用した場合、食事・居住費にかかわる経費の一部を助成するものです。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金として、支出済額334万4,600円ですが、前年度の繰越金等の積み立てでございます。

4 款地域支援事業費、支出済額1,056万6,339円、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費137万5,127円、介護認定被該当や介護が必要となるおそれのある人に対して、介護予防を図る経費でございます。

454ページをお開きください。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費、支出済額337万3,126円、一般高齢者を対象にした介護予防事業の経費でございます。

次に、456ページをお願いします。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目任意事業費、支出済額131万5,389円ですが、介護保険事業の安定的な運営と地域の実情に応じた必要な支援を行う経費でございます。

2 目包括的支援事業、支出済額450万2,697円、包括支援センター関係職員の人件費でございます。

5 款諸支出金、支出済額1,343万1,497円。

次、458ページをお願いします。

過年度分の精算に伴う国・県支払基金返還及び過年度保険料還付金でございます。

以上が歳出の明細でございます。

次に、460ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 8 億9,204万2,000円。

2、歳出総額 8 億8,066万3,000円。

3、歳入歳出差引額1,137万9,000円。

5、実質収支額1,137万9,000円。

以上で、平成22年度介護保険特別会計決算の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

認定第1号から認定第6号までの平成22年度大多喜町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の説明が終わりましたので、ここで決算に対する監査報告をお願いします。

矢代代表監査委員。

○代表監査委員（矢代健雄君） 皆様ご苦労さまです。ちょっとしばらくの間、こちらに耳を傾けていただきたいと思います。

初めに、町の監査委員は江澤勝美議員さんと私の2名で行っております。2月から日も浅く限られた時間での監査は限界があります。高橋議会事務局長さん、渡辺主査補さん、小倉副主査さんの連携で効率的に進めることに徹しております。

地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、町の事務事業の運営管理が行われているか、地方自治法第199条に基づき審査指導を行うよう心がけております。収入をつかさどる地方交付税をはじめ、国・県からの安定的財源確保が年々難しくなっており、町税の減少に伴い、今後自主財源をいかに確保していくかが大きな課題です。

皆さんのほうにお配りしてあります監査委員の報告ということで、24ページに簡単ですが、結びを書いております。余り長くしゃべっても、大変きょうは長い時間かかっておりますので、ここに書いてある要点は中ほどになりますが、上のほうはここに書いたとおりでございますので一々読みませんが、真ん中辺でございます。

業務に携わるすべての職員の執行状況を飯島町長さんはじめ各課長さん方が、職員の把握、育成に努め業務改善を推進すること、さらに依然として多額の収入未済が生じており、

経済の不透明な状況と雇用情勢を判断すると、今後も収入未済額の増加が懸念されます。自主財源の確保を雇用情勢を判断すると、今後も収入未済額の増加が懸念されます。自主財源の確実な確保と税負担の公平性の見地からも、滞納整理事務の専門的能力を有するものの体制の整備、新たに滞納を発生させないよう、初期の迅速・的確な対応が引き続き要求されております。町の収入を賄う町税、国民健康保険等の未収金の管理、回収を滞納整理計画に基づいて成果を上げてください。町債の状況は48億4,383万7,000円で、前年に比べ1,192万3,000円の減少をしておりますが、投資的経費が5億7,340万5,000円増加しております。引き続き無駄を省き、いずれ債務負担をなくし、将来大きな災害時の出費や健全な資金の投資のために、新庁舎の建築を契機に備蓄に努める必要があると考えます。

もう一つの項目の一般会計の財政の健全化のほうにつきましては、指摘する事項はございませんので、ご報告申し上げます。

一般会計のほうにつきましてはの監査報告をこれで終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

なお、次は水道事業会計決算認定でございますので準備しておいていただきたいと思います。

（午後 4時10分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時21分）

○議長（正木 武君） 認定第7号 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、認定第7号 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定によりご説明いたします。

なお、大変恐縮ですが、座らせていただきます。

初めに、決算関連の事業報告から入らせていただきます。

水道事業会計決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

1の概況、（1）総括事項、アの業務状況ですが、本年度の給水状況は、給水戸数3,754

戸、前年度比6戸増となっております。給水人口9,491人、前年度比228人減でございます。年間総配水量147万863立方メートル、前年度比2万8,441立方メートルの増でございます。年間総有収水量ですけれども、112万6,885立方メートル、前年度比8,321立方メートルの増であります。有収率は76.61パーセント、前年度比0.94パーセント減となりました。

イの建設改良状況ですが、本年度、地域活性化、きめ細やかな臨時交付金の予算を一般会計より出資金として受け入れ、企業債などを合わせ配水管布設工事、舗装本復旧工事や老朽化した加圧ポンプ交換等を実施いたしました。

ウの経理状況ですが、収益的収入は4億5,767万4,000円で、前年度比231万2,000円、0.51パーセントの増となりました。これは給水収益の増によるものでございます。また、収益的支出は4億5,286万8,000円と前年度比1,423万8,000円、3.05パーセントの減となりました。

以上の結果、収益的収支において480万6,000円、税抜き純利益が生じ、累積欠損金は3,240万7,000円となりました。

資本的収入は1億8,353万2,000円で、前年度比8,161万7,000円、80.08パーセントの増となりました。資本的支出は3億801万3,000円で、前年度比8,372万1,000円、37.33パーセントの増となりました。

以上の結果、資本的収入において1億2,448万1,000円の不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37万7,000円、過年度分損益勘定留保資金15万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,495万円及び減債積立金900万円により補てんいたしました。

今後も施設整備等の充実を図るとともに、経営の健全化に努め、さらに安全で安定した給水に努めてまいります。

それでは、決算報告書税込みのご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出。

収入の第1款水道事業収益の決算額は4億7,324万8,193円。内訳ですが、第1項営業収益3億2,820万8,258円、内容といたしましては、水道料金、材料売却収益、手数料、雑収益等でございます。

第2項営業外収益1億4,503万9,935円、内容といたしましては、一般会計からの補助金、県補助金、雑収益等でございます。

支出の第1款水道事業費用の決算額は4億6,793万1,581円。内訳ですが、第1項営業費用4億878万5,811円、内容といたしましては、原水浄水費、配水給水費、総係費、減価償却費

等でございます。

第2項営業外費用5,826万9,049円、内容といたしましては、企業債支払利息、雑支出でございます。

第3項特別損失87万6,721円。

第4項予備費はございません。

次に、(2)の資本的収入及び支出。収入の第1款資本的収入の決算額は1億8,353万1,729円。内訳でございますが、第1項負担金402万9,900円、内容といたしましては、加入負担金、工事負担金等でございます。

第2項企業債1億4,950万1,829円、これは繰上償還に伴う民間金融機関及び地方公共団体金融機構からの借り入れでございます。

第3項出資金3,000万円、地域活性化、きめ細やかな臨時交付金を一般会計より出資金として受け入れ、配水管布設工事に充てたものでございます。

支出の第1款資本的支出の決算額は3億801万2,811円。内訳でございますが、第1項建設改良費5,702万378円、内容といたしましては、配水管布設工事、舗装復旧工事、加圧ポンプ交換等でございます。

第2項企業債償還金2億5,099万2,433円、内容といたしましては、通常の償還金と繰上償還分でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書の税抜きでございます。

1の営業収益。

(1)給水収益3億1,164万7,679円。

(2)その他営業収益98万5,952円。

合計といたしまして3億1,263万3,631円でございます。

2の営業費用。

(1)原水及び浄水費2億933万6,373円。

(2)配水及び給水費2,551万388円。

(3)総係費4,647万3,266円。

(4)減価償却費1億1,272万6,762円。

(5)資産減耗費245万2,995円。

(6)その他営業費用43万8,878円。

合計で 3 億9,693万8,662円でございます。

この結果、営業損失は8,430万5,031円となりました。

3 の営業外収益。

(1) 受取利息及び配当金はゼロでございます。

(2) 他会計補助金7,350万円。

(3) 県補助金7,147万7,000円。

(4) 雑収益 6 万2,869円。

合計いたしまして 1 億4,503万9,869円でございます。

4 の営業外費用。

(1) 支払利息5,312万5,774円。

(2) 雑支出192万6,475円。

合計いたしまして5,505万2,249円。

営業外の利益8,998万7,620円で、この結果、経常利益は568万2,589円となりました。

5 の特別損失。

(1) 過年度損益修正損は87万6,721円で、当該年度の純利益、黒字の分ですが、480万5,868円となりました。

前年度繰越欠損金、前年度までの累積の赤字でございますが、3,721万2,415円で、当該年度末処理の欠損金、平成22年度までの累積赤字ですけれども、3,240万6,547円でございます。

4 ページの剰余金計算書、税抜き、それから 5 ページの欠損金処理計算書、税抜き、貸借対照表、税抜きは記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

次に、事業報告の内容についてご説明させていただきます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

(2) の議会議決事項ですが、報告・認定各 1 件、議案 5 件すべて記載のとおり可決されました。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

(3) の規程規則等改正事項でございますが、大多喜町水道事業管理規程の一部を改正する規定 2 件で、内容は記載のとおりでございます。

(4) の行政官庁認定事項でございますが、平成22年度市町村水道総合対策事業補助金交付申請等 3 件でございます。

(5)の職員に関する事項でございますが、当該年度末人員は合計7人で、前年度と変わっておりません。

また、給料等につきましては、下表の記載のとおりでございます。

(6)料金、その他、供給条件の設定、変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2の工事等でございますが、(1)建設改良工事概要では、横山地先配水管布設工事等6件を実施しており、内容といたしましては記載のとおりでございます。

(2)の主な修繕工事では、伊保田地先、伊保田浄水場取水ポンプ修理等を実施しており、内容といたしましては記載のとおりでございます。

(3)の保存工事の概況ではございますが、量水器交換工事を実施し、工事費は141万7,080円で行いました。

11ページから13ページ中段までについては、重複する部分がございますので、割愛させていただきます。

13ページの(2)企業債の状況ですが、前年度末残高19億3,983万4,492円で、本年度借入額は1億4,950万1,829円でございます。

本年度償還額は2億5,099万2,433円で、本年度末残高は18億3,834万3,888円でございます。

17ページ、18ページに企業債明細書がございますので、お開きいただきたいと思います。

初めに、17ページの左側2から7の財務省財政融資資金、利率が7.5から7.1パーセントのものです。国の特例措置保証金免除によりまして、平成22年度中に繰上償還をし、未償還残高はゼロとなりました。その資金といたしまして、18ページの左側67から72、いすみ農業協同組合、千葉興業銀行等から利率0.43から0.222パーセントで借り換えし対応いたしました。これにより、利息で約1,650万円の負担軽減が図られました。

13ページにお戻りいただきたいと思います。

(3)のその他、会計経理に関する重要事項の「ロ」経営健全化に関する指標の報告の部分でございますが、資金不足率は平成22年度、ゼロパーセント未満でありまして、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲でございます。これは、資金不足比率の算定方法によりまして、事業の規模に対して資金不足額を除いて算出した比率でございます。

14、15ページの収益費用明細書、税抜き、16ページの固定資産明細書は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと存じます。

以上で、平成22年度大多喜町水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、ここで決算に対する監査報告をお願いします。

矢代代表監査委員。

○代表監査委員（矢代健雄君） それでは、監査報告をさせていただきます。

平成22年度大多喜町水道事業会計決算審査について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成22年度大多喜町水道事業会計決算について審査したので、その結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、1ページをあけていただいて見ていただきたいと思いますと思いますが、平成22年度大多喜町水道事業会計決算につきましては、審査の期日は平成23年7月1日、場所は大多喜町役場大会議室において、私と江澤議員によりまして審査をいたしました。

審査の手順につきましては、4番目に書いてありますが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関係法令に基づいて作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計諸帳簿及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施いたしました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

その結果、審査の結果といたしましては、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。審査の詳細については、2ページから5ページ、7ページとございますので、ひとつ先ほど説明もいたしましたので、時間の関係で、数字的にはこの数字に従って重複しますので、割愛させていただきたいと思います。

なお、8ページになりますが、所感といたしまして、ちょっと上のほうを割愛させていただきまして、6行目から平成22年度の水道事業は、年間有収水量が112万6,885立方メートルで、前年度比8,321立方メートル増という状況ですが、これは給水人口が減少の中、利用者

への供給量が多かったことによるものと思われます。

なお、有収率は76.61パーセント、前年度比0.94ポイント低下し、全国平均と比較すると7.51ポイント低くなっております。このことは、施設の有効性、安全性と収益性、営業費用を営業収益で賄っていない状態にかかわる非常に憂慮すべき状況であります。しかしながら、その中で漏水防止と保守管理に取り組んでいる姿勢は評価できます。このことについては、後でちょっと最後に申し上げたいと思います。

営業成績は、総収益が前年度比231万1,000円、0.5パーセント増加し、総費用は前年度比1,423万9,000円、3.0パーセント減少しました。その結果、当年度の純利益が480万6,000円となり、前年度繰り越し欠損金と合わせ、当年度末処理欠損金は3,240万7,000円となりました。しかし、営業未収利息の回収はいまだに大きな課題となっております。平成21年度は2,315万9,000円、22年度は2,587万5,000円で、管理回収の具体策を早急に進めることが必要と思われます。

その次はちょっと割愛させていただきまして、これまでの事業実績に要した支払利息、要するに借入金の公債が経営を大きく圧迫しております。過去10件の水道施設の改良拡張を重ね整備してまいりましたが、その結果、企業債残高が18億3,834万円、毎年元金が約1億1,000万円、支払利息が1年間で5,313万円、利率にしますと2.89パーセント、減価償却費は1億1,273万円、大ざっぱですが、計2億7,586万円の固定支払いが発生し、常に1億4,000万円の規模の不足となり、一般会計や県からの対応でしのいでおりますが、今後、収益を悪化させないよう引き続き金利の5パーセントを超える高利のものは、借り換えを進めることをお願いいたします。

設備面では、耐用年数を過ぎた水道管、石綿管等の改修についても、安全面から災害で破損する危険性とさらに健康面でも心配され、計画的に改修を進める必要があります。町民にとって大切なライフラインとして企業団や近隣の市町村と連携を密にして、安全、安心な水の安定供給に努めるとともに、健全な水道事業の運営に向けて、さらなる努力をお願いいたします。

最後になりますが、平成22年度に入ってから8月に3件ほど大きな水漏れを発見されまして、それを収益のほうに大きく貢献する対策が8月にございました。面白、横山の方面です。そういうことで、大変すばらしい、担当者としては大変なことですが、これからも大いに期待しておりますので、大切な水漏れについてはご努力をお願いしたいと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、認定第 8 号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について説明をお願いします。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 認定第 8 号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算書に基づきご説明いたします。

それでは、決算内容について、平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書、1 ページ、2 ページをごらんいただきたいと思います。

（1）収益的収入及び支出。

収入でございます。

第 1 款特別養護老人ホーム事業収益の決算額は 3 億607万9,313円となります。

内訳としましては、第 1 項営業収益の決算額は 3 億581万5,596円。

第 2 項営業外収益の決算額は26万3,717円となります。

次に、支出ですが、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用の決算額は 2 億7,956万3,332円となります。

内訳としまして、第 1 項営業費用の決算額は 2 億7,956万3,332円。

第 2 項営業外費用の決算額はゼロ円です。

第 3 項予備費の決算額もゼロ円となります。

次に、（2）資本的収入及び支出。

収入ですが、第 1 款資本的収入、これは補助金並びに企業債等でございます。予算額及び決算額ともゼロ円となります。

続いて支出ですが、第 1 款資本的支出の決算額は141万5,103円となります。

内訳としましては、第 1 項建設改良費の決算額は141万5,103円となります。

これについては、キャッチベッド 2 台、地デジ対応テレビ 3 台の更新、浄化槽電子制御盤交換工事、資材倉庫屋根ふき替え修繕工事の合計の経費であります。

続いて、13ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書により説明いたします。

（1）事業収益。

款 1 事業収益は 3 億607万9,313円となります。

項 1 営業収益は 3 億581万5,596円。

目 1 介護報酬収益は、施設入所者の介護給付費交付金と短期入所者の介護給付費交付金で、合わせて 2 億6,112万3,925円となります。

目 2 介護負担収益は、施設入所者の個人負担金並びに短期入所者の個人負担金でございますが、4,469万1,671円となります。

項 2 営業外収益26万3,717円。

目 1 受取利息と目 2 寄附金はありません。

目 3 その他営業外収益のみです。主に臨時職員雇用保険立てかえ分と自動販売機の電気料相当分でございますが、26万3,717円となります。

次に、（2）事業費用ですが、款 1 事業費用、項 1 営業費用 2 億7,956万3,332円。

目 1 総務管理費。主に職員31名分の人件費、特別養護老人ホーム運営委員会委員 4 名分の報酬。そして、事務消耗品、経理関連パソコンの借り上げなどの経費でございますが、1 億7,642万1,300円。

目 2 施設管理費、主にエレベーターや浄化槽の保守点検や電気、ガス、水道料金などで2,451万4,878円。

目 3 居宅介護事業費、短期入所者介護のための臨時職員 1 名分の経費などで307万7,744円。

目 4 施設介護事業費、長期入所者介護のための臨時職員19名分の人件費、4 医療機関への報酬、そして食料品などの賄い材料代などの経費で6,713万6,482円。

目 5 減価償却費841万2,928円。

目 6 資産減耗費はありません。

項 2 営業外費用もありません。

申しわけありませんが、再度 3 ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（正木 武君） 説明の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長します。

○議長（正木 武君） 引き続きお願いします。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君）　続いて、平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業損益計算書についてご説明いたします。

1、営業収益ですが、（1）介護報酬収益と（2）介護負担収益を合わせて3億581万5,596円となります。

2、営業費用ですが、（1）の総務管理費、（2）施設管理費、（3）居宅介護事業費、（4）施設介護事業費、（5）減価償却費を合わせて2億7,956万3,332円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は2,625万2,265円となります。

3、営業外収益ですが、（3）その他営業外収益のみで26万3,713円となります。

4、営業外費用はありません。

したがって、経常利益は2,651万5,981円となり、当年度末処分利益剰余金も同額の2,651万5,981円となります。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業剰余金計算書についてご説明いたします。
利益剰余金の部です。

1、未処分利益剰余金。

（1）前年度未処分利益剰余金、（2）前年度利益剰余金処分額ともにありません。

（3）当年度純利益、当年度未処分利益剰余金は2,651万5,981円です。

続いて、資本剰余金の部です。

1、補助金。1、前年度末残高です。2億595万4,000円。

2、3はありません。

4、当年度末残高は2億595万4,000円。翌年度繰り越し資本剰余金は2億595万4,000円となります。

続いて、平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業剰余金処分計算書案についてご説明いたします。

1、当年度末未処分利益剰余金2,651万5,981円。

2、利益剰余金処分額、（1）利益積立金として200万円を積み立てました。

したがって、3、翌年度繰り越し利益剰余金は2,451万5,981円となります。

5ページをお願いいたします。

平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表についてご説明いたします。
まず資産の部です。

1、固定資産、有形固定資産ですが、イ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具機具及び備品を合わせて有形固定資産の合計は3億9,900万338円となります。固定資産合計も同額でございます。

2、流動資産ですが、（1）現金預金と（2）未収金を合わせて流動資産の合計は3億8,866万3,383円となります。

1の固定資産と2の流動資産を合わせて、資産の合計は7億8,766万3,721円となります。

6ページをごらんください。

負債の部です。

3、流動負債の合計は510万3,864円となり、負債の合計も同額でございます。

続いて、資本の部です。

4、資本金、（1）自己資本金5億5,008万9,876円、（2）借入資本金はありません。資本金の合計5億5,008万9,876円となります。

5、剰余金、（1）資本剰余金の合計2億595万4,000円、（2）利益剰余金の合計2,651万5,981円で、剰余金の合計は2億3,246万9,981円となり、資本の合計は資本金と剰余金を合わせて7億8,255万9,857円で、負債資本の合計は7億8,766万3,721円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告をお願いいたします。

矢代代表監査委員。

○代表監査委員（矢代健雄君） それでは、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査された平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算について審査したので、その結果について報告いたします。

1ページをあけていただいております。

審査の概要は、先ほど水道事業のときにも申し上げましたとおり、ここに書かれたとおりの手続をとりました。

なお、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、るる説明すればよろしいんですけども、ここに書いた数字のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

最後に、6ページでございますが、平成22年度資金不足比率は、経営健全化比率以下であり、経営利益は介護報酬の収益増で2,651万5,000円の黒字となっております。業務実績で

も、前年度比施設入居者延べ利用者が486人、短期入所延べ利用者においても95人も増加しております。さらに、物件費等の経費軽減に努め、特別養護老人ホーム事業の安定運営に努力していることは評価でき、当年度の純利益は2,651万5,000円となりました。このように長い間、健全経営を目指して多くの役職員が一丸となって努力して積み重ねたことが、今その結果が出ております。日ごろの仕事ぶりに心から感謝申し上げます。

大変雑駁な監査報告でございますが、今の会計健全化の審査についても、別紙のほうのなんですが、特に指摘すべき事項はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

なお、監査委員としまして、ちょっときょうは時間がなかった関係で一般会計のほうにつきましても、大変ルールに基づかない報告をしてしまいましたので、どうか皆さん、最初の一般会計のほうも、せっかくそれぞれ決算の概要をいろいろ数的に分析したものが資料として出ておりますので、もう1度確認しておいていただきたいと思います。本来は、もうちょっと落ちついてやるつもりでしたが、どうも何か時間が大分迫っちゃったものですから、初めての監査報告ということで大変粗末な監査報告をしてしまいましたが、今後一生懸命に努力いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

終わりにしたいと思います。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

あさって15日は午前9時から総務文教常任委員会協議会が開催されます。また、翌16日は午前9時から福祉経済常任委員会協議会が開催されます。いずれの委員会協議会も、役場2階の第3会議室ですので、時間厳守でご参集をお願いします。

なお、所属していない委員会についても傍聴はできますので、議案調査のためぜひ活用されますようお願いいたします。

9月21日は午前10時からこの会場で本会議を開きますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会します。

長時間お疲れさまでした。

（午後 5時06分）

大 多 喜 町 第 3 回 定 例 会

(第 3 号)

平成23年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成23年9月21日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	苅 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	代表監査委員	矢 代 健 雄 君
総 務 課 長	花 崎 喜 好 君	企画財政課長	小野田 光 利 君
税務住民課長	関 晴 夫 君	健康福祉課長	磯 野 幸 子 君
子育て支援課長	石 井 政 一 君	建 設 課 長	磯 野 道 夫 君
産業振興課長	菅 野 克 則 君	環境水道課長	川 寄 照 恭 君
特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君	会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君
教 育 課 長	高 橋 啓一郎 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 謙 周	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第3号)

日程第 1 認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について(質疑

～採決)

- | | | | |
|-----|---|-------|---|
| 日程第 | 2 | 認定第2号 | 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 3 | 認定第3号 | 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 4 | 認定第4号 | 平成22年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 5 | 認定第5号 | 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 6 | 認定第6号 | 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 7 | 認定第7号 | 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 8 | 認定第8号 | 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について(質疑～採決) |
| 日程第 | 9 | 選挙第1号 | 選挙管理委員及び補充員の選挙について |

○議長（正木 武君） おはようございます。

9月12日及び13日の本会議並びに決算認定にかかる委員会協議会の審議に続き、大変ご苦勞さまでございます。

9月11日に本会議で、議案第2号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、及び9月13日に本会議で、議案第6号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算が提案され、質疑に対して回答がされていない事項がありましたが、この回答について執行部から報告したいとの申し入れがありました。

この2件の議案については既に採決が終わっておりますが、重要なことでありますので、全議員のところで報告するよう許可をしましたので、議会の開会前に恐縮ですが、よろしくお願いをいたします。

なお、この回答及び報告事項は議事録に記載いたしますのでご承知願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、議長のお許しがありましたので、前回お答えできませんでした平成22年度納期前報奨金約210万円支出して、幾ら納税があったのかにつきましてお答えいたしたいと思います。

主税といたしまして、平成22年度納期前報奨金といたしまして1,297件、125万7,300円支出しておりますが、納税額といたしましては、主税ということでありますので、国民健康保険税も含み、2億5,262万590円であります。また、町外の方を対象とする固定資産税につきましては418件、84万8,900円の報奨金を支出しております。納税額は9,106万6,260円でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 税務住民課長からの報告を終わります。

次に、産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、前回お答えできませんでした環境保全型農業直接支援対策事業交付金につきましてご説明をいたします。

この環境保全型農業直接支援対策事業につきましては、今年度からの事業でございますので、できる限り環境に影響を与えない、または環境へ影響の少ない農業及び農法を行い、土づくりを通じて化学肥料や農薬の使用を減らし、環境への影響を軽減するように配慮した営農活動に取り組む者に対しまして支援を行う事業でございます。

事業の対象者といたしましては、エコファーマー認定を受け、販売を目的とした生産を行

う農業者、または農業者のグループで、対象となる取り組みといたしまして、化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みとレンゲ等の緑肥の作付の組み合わせや、化学肥料、農薬を使用しない有機農業への取り組み等が交付金の対象となっております。

今回の保全につきましては、化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みとレンゲを緑肥とした組み合わせにより、水稻を作付している農家1件を本事業の対象としてございますが、これはこの事業の対象者としての条件として、エコファーマーの認定を受けているのが第一の条件ですが、そのほかにレンゲ等の緑肥を栽培し、土壌に還元していることなど、環境に配慮した取り組みをするということで、4項目ほどございますが、この条件に当てはまる該当者を県の農業事務所のデーターをもとに抽出いたしましたところ、町内で1件の農家が該当しておりましたので、農家の意向を踏まえまして申請をいたしました。

今後といたしましては、広報や農家組合長会議等で事業について周知したいと考えますが、環境に配慮した農業への取り組みということでありますので、エコファーマー認定者にも直接事業の周知を図っていきたいと考えております。ちなみに、エコファーマー認定と申しますのは、県農業事務所へ5年間の認定計画書を提出し、県の審査会を経て認定される認定計画書は作物ごとに指針がありまして、指針に基づく計画を策定するというところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 以上で、産業振興課長からの報告を終わります。

時間が10時になっておりませんが、本会議に入りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） 改めておはようございます。非常に強い台風15号の北上に伴いまして、各地で非常に大きな災害が発生しておりますが、気象庁では最大級の台風であると警戒を呼びかけております。

したがいまして、きょうの議事進行につきましては、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時50分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、第3回議会定例会の最終日でございますが、議長さんを初め議員の皆様方には日ごろから大変ご多忙の中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりましてご了承をいただきたいと思います。

さて、本日の定例会最終日の会議事件でございますが、平成22年度の一般会計ほか5特別会計の決算認定及び事業会計の決算認定でございますが、既に本定例会2日目に提案説明をさせていただき、各常任委員会協議会にて詳細な説明をさせていただきましたので、本日は質疑と認定のみとなっておりますので、よろしくご審議いただき、ご可決、ご承認くださるようお願いを申し上げまして、あいさつといたします。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。9月14日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号から認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） これより日程に入ります。

日程第1、認定第1号から日程第8、認定第8号までの平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に説明が終わっておりますので、9月13日の議事に引き続き、各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑の際は決算書記載のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては議題以外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いをします。

また、数多くの項目については質疑を行う場合は、できるだけ区切って1項目ずつ質疑するようにお願いします。

日程第1、認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての議事を

続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） ページはちょっと示せないんですけれども、決算書のいたるところにコンピューター関係の支出が計上されております。町全体でこのコンピューター関係の費用が幾らになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それではお答えさせていただきます。

パソコンシステム等の経費についてのご質問でございますので、私のほうでまとめて回答させていただきますと思います。

まず、13節で委託料というのが各科目に出てきます。それと14節の使用料、これの中にも出てくると思いますので、その2つを申し上げます。

まず委託料でございますけれども、委託料につきましてはパソコンのソフトの保守委託、あるいはシステムの保守委託、そういうものがございます。それと新しくシステムを開発する場合の委託料、それがございます。全会計混ぜまして約6,500万ほどの委託料を計上して、支出をしてございます。

そして使用料でございますけれども、使用料につきましてはソフトの使用料、あるいはシステムの使用料、あと機種の借上料等がございます。トータルしますと、使用料で5,900万ほどの計上がございます。そのうち、今回基幹系のシステムを新しく変えることによりまして臨時的な経費、そして庁舎が新しくなりましたので、それに伴います移転の経費、そういう臨時的な経費を除きますと、委託料で臨時的な経費が3,100万ほどございます。ですので、経常的な委託料としましては、3,300万ほどの委託料の経費がございます。

使用料につきましては、全体で先ほど申し上げました5,900万ほどでございますが、臨時的な経費が350万ほどございます。ですので、経常的な経費が5,500万ほどになります。使用料と委託料のトータルで、全体的には1億2,400万ほどになります。そのうち、先ほど申し上げました臨時的経費を引きます。臨時的経費が両方あわせまして3,500万ほどありますので、おおよそ9,000万ほどがパソコンの経費となっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 使用料については、これはハードの面で仕方がないと思うんですけども、ソフトの面につきましては、恒常的に3,000万前後毎年あるということですよね。年によってはもっと超えるときもあるのではないかと思いますけれども、何だかんだといって1億前後のお金が毎年電算関係で出ています。それに対して町の職員としてきちんと対応できる職員がどのくらいいるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） きちんと対応というのはなかなか難しいんですが、各セクションごとに総務課だったら総務課の担当がおります。そして戸籍だったら戸籍の担当、パソコンを動かす担当がいます。その担当ごとに職員が配置をされております。しかしながら、じゃ総務課の職員がその戸籍のパソコンを動かせるかということ、そうはいきませんので、各担当ごとに、パソコンそのものは同じパソコンではございますけれども、使用の中身が違ってきておりますので、それはなかなか担当が越えて使うことは難しいのかなというふうに考えてます。

人数的に何人かというのは、ちょっと申し上げられませんが、各担当ごとにやっていると。移動した場合には、移動後にそういうことを勉強して、また新しいシステムを覚えていくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） パソコンを使える職員ではなくて、パソコンを操作するというか、この委託料、ソフトやシステム開発とか、こういうのにすごいお金がかかっているわけですけども、もうIT政府とか言われてからかなり久しくなっていますけれども、自前でソフトを自分の町に即したものを、自分である程度まで開発できる、あるいは修理もできるというような職員集団が必要ではないかと思うんです。いつまでもこう外注で動かしていくというのは非常に物足りない。今大学でも、情報関係、このIT関係の学生、大変力を入れて養成していると思うのです。そういう専門の職員をこれからどんどん雇っていくという、そしてできるだけ自前のソフト開発をしていくという考えはないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） パソコン関係の専門の、要するにプロパーといいますか、そういう職員の採用といいますか、育成をしてはどうかというふうなお考えのようでございますが、町としましては今のところ、従前は確かに20年以上コンピューター関係に携わっている職員

がいました。それというのは、町のほうで基幹系のやつを全部開発をやっておりましたので、そういう職員を置いておったのですが、今現在、逆にそういう職員を置くよりも委託でシステムを借りたほうが、あるいは買ったほうが安いというふうなことでございます。

3回目のご質問なので、この後質問はないと思うんですけれども、一応その前にお答えしておきますけれども、職員のほうもそれなりにやはり費用対効果というふうなことでどうかというふうなご質問をされたと思っておりますが、それなりの人数も減らしてきておりますので、この5年間でおおむね30名強の職員が減っております。それというのも自動車学校の関係もございましたけども、それ以外でも、20名以上の職員が減っておりますので、そういう面で、費用対効果を考えますと、そちらのほうが安く上がっているというふうに我々考えておりますので、今後も専門職員を置いてやる考えは今のところはございません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） これもページ数を特定ちょっとできません、たくさんあって。各課で修繕料とか工事請負費とか物品購入費、この物品購入費そんなに大げさなものじゃなくていいんですが、いろんなところで計上されています。これ町全体で幾らくらいになるでしょうか。そして、この3つの項目の町業者への発注率というのはどのくらいでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 修繕料、工事請負費、物品というご質問でしたが、物品となりますと、ちょっと消耗品関係等かなり多くなりますので、一応私ども事前にご連絡いただきましたので、備品購入の関係をちょっと調べさせていただいております。

まず修繕料からご報告をさせていただきたいと思います。決算額ですが、2,515万8,930円でした。件数としては411件でした。町内の業者の発注率なんですけども、これ金額で申し上げますと、ちょっと町外、例えば金額一つでも大きいものがあると、大分率が変わってしまいますので、件数でちょっと発注率のほうを計算させていただきました。町内業者の発注率が65.2パーセントでした。ただいまのが修繕費でございます。

続きまして、工事請負費のほうですが、決算額が9億3,351万8,226円でございます。件数は75件でした。これも町内の業者の発注率は、件数で計算をさせていただきましたが、68.0パーセントでした。

続きまして、備品購入費でございます。決算額が2,844万3,776円、179件でした。

これも件数で町内業者の発注率を計算させていただきましたところ、20.7パーセントでございました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 件数でいきますと、小さい町ですから、全部町内に発注するとはいかないのは理解できますが、ちょっと額のほうも教えていただけますか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 額のほうでお答えさせていただきたいと思います。

修繕料のほうの町内業者の発注の額ですが、1,246万142円でございます。49.5パーセントでございます。

続きまして工事請負費ですが、町内業者の発注額です。1億7,038万9,925円、18.3パーセントでございます。

続きまして備品購入費、町内業者発注額287万1,859円、10.1パーセントでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 修繕費や工事請負費ですけれども、130万未満の物件に関しては指名登録の手続が要らないということですが、どういう業者さんにどのような形で発注が行っているのか、伺いたいと思います。というのは、今仕事が職人さんない、できるだけ少しでも仕事が欲しいというのが皆さんの願いなんですけれども、特定の業者さんに偏るというようなことがないのかなという思いがありまして、この発注方法の選定について伺います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 修繕料からお答えをさせていただきたいと思います。

基本的に町内業者を選定するように私どもも指導しておりますし、また指導を受けております。そういった中で、消防自動車とか、例えば給食センターの備品関係の修繕とかになりますと、ちょっと特殊な部分がございます、町内でやっておらない、営業されておらない部分というののもかなりございまして、また建設課の例えば重機類とか、そういったものの修繕とかに関しては、ちょっと町内でやっている業者さんがいらっしゃらないために町外に発注をさせていただいております。

その他、やはり修繕料ですと、車関係とかが結構多いので、そういったものにつきまして

は町内の自動車組合さんのほうにお願いをしております。

また工事請負費につきましては、金額によって指名業者の選定の数等いろいろ違ってきますので、その基準にのっとって行っておりまして、決して町外を優先にとかということはございません。金額によつての選定でございます。

また備品につきましても、基本的にはもう町内で発注ができるものについては町内に発注をしておりますので、特別な偏り等はございません。図書館の関係とか、そういったものについては町内ではやっておらないケースも個々にございますので、基本的には町内ということですが、どうしてもだめなものにつきまして町外に発注をすると、特段そういったものに対しては町内ということで、処理できるものは町内で発注しているような状況です。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 65ページです。寄附金のふるさと納税についてお伺いをしたいと思います。

納税の寄附金195万ということでありましてけれども、この内容についてお願いをしたいと思っておりますけれども、22年度が195万で、今までの累計がわかりましたらお願いをしたいと思っております。

このふるさと納税の寄附金は、それぞれの目的が別の寄附かと思っておりますけれども、その目的別の内訳がわかりましたらお願いをしたいと思っております。

それから、この金額は寄附ということで入っておりますけれども、今までに使われたことがあるのかどうか、ちょっと幾つか言いましたけれども、おわかり。もう1回言ったほうがいいですか。大丈夫ですか。

以上です。お願いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ふるさと納税につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成22年度は、先ほどのご質問の中にありましたとおり195万のふるさと納税の寄附がございました。今までの総額でございますが、13名の方から全21件の寄附がございました。22年度の寄附金を含みまして、総額が256万5,000円でございます。21年度末は61万5,000円の残高がございまして、22度においても195万のうち75万は基金に積み立て、残りの120万は23

年度に太陽光発電の導入促進補助金として使いたいと考えて参加をさせていただいております。過去にこのふるさと基金、またふるさと納税のほうで使われた経緯はございません。

今後においても、大多喜町の発展のために使ってくれという納税の趣旨でございますので、そのような趣旨にのっとった使い方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 寄附は目的別といったのは、その町のためにというのはもちろんなんですけれども、全体的に。福祉のために使ってくれとか、学校のために使ってくれとか、そうやって環境に使ってくれとか、そういう指定の中で寄附はされるんじゃないかというふうに思いましたので、その内訳はどうかかなということで質問したんですけれども、わかればお願いをしたいと思います。

それから、ふるさと納税ができたときに、これは地方にとってはすごい財源になるということだったんですけれども、それぞれの市町村のことを余り見てはいませんが、市町村によっては相当集まっているところもあるようであります。このふるさと納税を少しでも増やす努力はされているのか、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ふるさと納税のほかに、65ページですけれども、その下に教育費の寄附金とか、商工費の寄附金と項目ごとにちょっと分かれておりまして、それぞれの寄附金ごとに、目的ごとに使わせていただく目的になっております。この内容で使っているかどうかまでは、今のところちょっと把握はできませんが、目的ごとに使用していくという方針でございます。

それと、今一応寄附金を基金のほうには積み立てておりますが、今のところそれを増やしていくという方策はとっておりません。今後において検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） この教育の寄附金とか商工費の寄附金というのは、ひっくるめてふるさと納税という意味でよろしいんですかね。一にふるさと納税ということはありませんので、ふるさと納税とはそういうものかなと思って別のものであるかなと思ったんですけれども、これもその国の中のふるさと納税ということで理解していいということなんですね。え、違うの。

それで、今ここで質問したのは、寄附をくださる人が町に目的を持って寄附をしてくれて、

基金を先ほど75万積み立てたということでありましたけれども、それぞれの目的に応じて使わないと当然いけないわけで、そうすると小さい金額だとなかなかすぐに使うことはできないだろうし、何年かためてその金額というか、いわれる部分になったら使うという話になると思うんですけれども、納税をした人から言いますと、せっかく寄附したのにいつまでも積んで何もしてないんじゃないかというように、当然関心がある人ですから大多喜に寄附をしてくれるわけですから、積み立てですつとそのままというのは非常に問題があると思うんですね、そのままでは。

ですから、納税者にどういうことで使ったというか、そのまま積み立てておくのならおくでいいから、ちゃんとお知らせしてあげないと、これはどんどんできればもっと増やしていきたい部分だと思うんでね、せっかく寄附した人が、ああ、何も使ってくれないのかということになると次は来なくなっちゃう可能性もあるんで、そういう部分がちょっと心配になりましたので、目的別はどうなっているのかということでお聞きをしたし、そういうことを寄附をされた方に配慮をしていかなければいけないというふうに思うので、その辺はどのようにお考えになっているか伺います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ちょっと私今、答え方が悪かったようですが、その65ページの一般寄附金、ふるさと納税の寄附金、教育費寄附金、商工費の寄附金、総額で1,352万8,749円ほどございまして、それぞれ目的別になっております。

一般寄附金については特別あれではないんですけれども、大多喜町ふるさとづくり寄附金としてのふるさと納税寄附金となっております。その他につきましては、教育費なんかでございまして、小・中学校の図書の購入費の寄附金として使ってくださいよとか、あと一般寄附金については町のためにどんな形でもという特別な指定がない寄附金等もございまして。

ふるさと納税につきましては、町外の方、大多喜町に関係する町外の方からの寄附金で、ふるさと納税としての目的として寄附をされたもののみを振り分けてございます。確かに、今は基金に多分積むだけで、それ以上の増やす努力はされてないということはおっしゃるとおりだと思います。

またどのように使ったか、これからお知らせをするということはおっしゃるとおりでございますので、このような形で使わせていただいて、ただいま基金が例えばどのくらいありますよとか、そういったお礼を兼ねてのお知らせは今後していきたいと考えております。また基金についても今後増やしていくような努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 先日、委員会でちょっと聞きそびれてしまったんですけれども、320ページ、災害復興費の復旧費なんですけれども、ここで予備費ということで500万予算額があるんですけれども、これ災害等あった場合なんですけれども、この金額では少ないんじゃないかなと思うんです。

それともう1件ですけど、国・県の補助もあると思いますけれども、町独自で出さなければいけないものもあると思いますので、その辺についてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今の藤平議員さんのおっしゃっているところなんです、320ページの災害復旧費とおっしゃったんですが、災害復旧費は10款でございます。予備費は12款で、全く違う項目なんです、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 藤平さん、もう1回はっきり言ってください。款が違う。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 320ページの款の12です、予備費。すみません、ここなんですけれども、500万計上されておりますけれども、災害等あった場合、この金額では少ないんじゃないかなと思います。それで県・国の補助があると思いますけれども、また町独自で出さなければいけないものもあると思うんですけれども、この金額のその辺についてお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 予備費についてお答えをさせていただきたいと思います。

災害等、大きなものがあつた場合には、この予備費からの対応ではなく、その都度補正予算を編成をいたしまして、それによって対応をいたしますので、予備費は500万の中で対応していきたいというか、そのほかにその小さな、例えば款項ごとにどうしても急を要するようなものに使用していくと。災害についてとか大きなものにつきましては、その都度補正予算を編成して対応していくという形での金額の設定でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） それにしてもこの500万というのは少し少な過ぎるんじゃないか

なと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 確かにその500万という金額が多いか少ないかという話になってしまうと、非常に難しいところではありますが、一応22年度の決算でも不用額も230万ほど出ておりますので、その年に余り大きな充当等がなければこの金額の中でおさまると考えて設定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 21ページの歳入の中で、町税の不納欠損額4,590万3,285円、この内容を説明していただければと思います。

それと、歳入で町営住宅の未納金、今不納金がないという話でございますけど、歳入未済額が結構あるという話で、現在住宅に入っている人の中で、本人が支払いできない場合は保証人にいろいろいる言うわけですね。その中でその保証人をとるときの対応はどうしているか。

内容は、友達とか会社の仲間なんていうのは、絶対保証人というのはやってはいけないと思うんですね。まずそういう保証人が今とれない。私も以前、選考委員会する中で、私のときに保証人をじゃ2人か3人にしようよと、そんなような話から始まってやってるんですけど、現在はどうなっているんでしょうか。その2点お聞きします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまの不納欠損についてのご質問でございますけれども、総額で4,900万ということでございますけれども、町民税につきまして131万2,385円、件数といたしまして48件、人数として36名、それと法人町民税が26万3,300円、件数が4件、人数も4件ということでございます。

軽自動車税が12万8,200円、件数が31件、人数といたしましては22名で、固定資産税が4,337万1,000円、件数といたしまして105件、人数といたしまして58名、それと入湯税82万8,400円、件数が2件で人数が1名ということで、町税合計が4,590万3,285円、件数が190件、人数で104件でございます。

この4,500万の内訳ですが、法人が1件ございまして、その1件につきまして4,010万8,000円、それと個人の会社になりますが、小売業をやられている方の分として546万6,357円、合わせまして、2件で4,557万4,357円の不納欠損になっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 滞納者ということでございますけれども、現在4件ほどございまして、1件は税務住民課の収納対策係のほうに依頼しておりまして、ほかの3件につきましては、かなり前からの滞納者といいますか、3名は10年くらい前からの滞納者でございます。それが残っているというふうな状況でございます。

当初は、確かに議員さんがおっしゃるとおり、保証人につきましては1名であったと思うんです。その後そういうようなことが発生することから2名にしようというようなことで、2名にした経緯がございます。現在保証人といいますか、そういう方からお願いしているというのは1件ほどございます。ほかの方につきましては分納ということで約束をいただきまして、毎月担当が行って徴収をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 保証人の選定はどのようになっていますか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 当初は会社の方とかそういう方がいまして、いろいろ会社をやめたりなんかするとそういうのができないというふうなことで、現在につきましては、両親とか、そういう身元の確実な方といいますか、そういうような方を選ぶようにしております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 税務課長、もう一度お聞きしたいんですけど、今年度収入未済額が1億5,983万3,033円ございますね。これが来年度で決算の場合どのくらいの不納欠損の予想といいますか、見込み。難しいかな。はっきりわからないかな。去年もそんなことあって私質問したんですけど、そんなような予想といたらおかしいけれども、予想というのはわかりませんか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまの野村議員のご質問ですが、今、執行停止等かけてあるものの中には入っておりますので、それは3年経過すると不納欠損処分という形になったりもします。それとあと一番大きなものとしては特別土地保有税が1件、3,800万程度の

ものがあるんですが、それにつきまして、会社の存在も明らかではありませんので、恐らく不納欠損という形で上げさせていただくようなことになるかと考えておりますけれども、できるだけ不納欠損等少なくするように努力していきたいと考えております。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 232から233ページ、款で国土調査費の人件費、賃金136万6,200円と臨時職員と推進員52万950円、それと絡んで235ページの地籍調査等委託料、その辺が絡んでいるかどうか、それとその地籍調査に対して、この金額に対して国・県の補助金というか、その辺がわかれば教えてください。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 国土調査費の賃金ということでございますが、これにつきましては、事務を行う方で臨時職員2名分136万6,200円と、臨時推進員賃金ということで、これは現地で立ち会っていただいて、くいつかそういうものを運んでもらったり、あるいは草刈り、あるいは現地、一緒に立ち会っていただく、あとは地主さんや何かに連絡していただくというような感じの業務を行っておる方でございます。

それと、234ページの地籍調査委託料でございますが、委託料につきましては、小沢又地先第1地区と小田代の第3地区、小田代第4地区のそれぞれ測量、あるいは成果をつくるというそういうものの委託した経費でございます。これの中の内訳でございますが、国・県で4分の3、町が4分の1負担というような経費負担になってございます。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） その委託している会社はできれば何社かあると思うんですが、町内か町外かそこら辺、会社名等わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現在行っておりますのは、町内業者の根本測量さんがやっています。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） もう1点、249ページ、款で宅地造成費の中の城見ヶ丘の団地の定住化補助金、これ500万とありますけれども、昨年が1件ということであると思うんですが、その後、この間ちょっと下見に行ってきましたら、何軒かたてまえというか、工事中という

ことで、その後昨年の売れた件数とことしの４月から今年度の売れた件数がわかりましたら
お願いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 22年度では1件でございます、今年度、23年につきましては2件
ほど売れてございまして、1件ほど欲しいというふうな話も来ているようでございますけれ
ども、現在のところ23年は2件でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 20ページ、21ページですけれども、町民税の個人の部ですが、21年度
と比べますと、22年度は約10%ほど税収が減っております。それで、21年度、22年度分の町
民税の現年度分のそれぞれの平均値を幾らぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 住民税のそれぞれの平均値というご質問でございますけれど
も、特別徴収につきましては、平成21年度 9 万1,700円、普通徴収につきましては 6 万6,200
円、平成22年度になりますけれども、特別徴収につきましては 8 万6,300円、普通徴収につ
きましては 5 万8,400円になります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 企業の倒産件数はわかるでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 企業の倒産廃業件数になりますけれども、町外本社といいま
すか、町外に本社がある会社 2 社、町内のものが 1 社、町外につきましては、撤退というこ
とで、町内につきましては、廃業、個人の会社組織についてはちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ページが幾つかにわたっているんですけれども、臨時職員の給与のこ
とですけれども、保育園とか給食センターとか老人ホームでは常用的な臨時職員がいらっし

やると思います。その年収、平均どのくらいなのかわかりますか、臨時職員さんの。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 臨時職員の平均の給与といいますか、賃金でございますが、月額で申し上げます。月額14万1,000円ほどでございます。これは常勤的にというのはおかしいんですが、半年を単位として雇用している人の平均でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 206ページ、県民の森の経営について伺います。

県民の森については、県からの指定管理で受託していると思いますが、20年、21年、22年度の経営状況について伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 県民の森の運営費の収支でございますけれども、平成20年度につきましては、収入が3,216万3,664円、支出が3,135万4,461円で、80万9,203円のプラスでございます。平成21年度につきましては、収入3,294万4,848円、支出が3,240万9,579円で、53万5,269円のプラスでございます。

平成22年度につきましては、収入が3,229万7,306円、支出が2,785万8,258円で、443万9,048円の黒字でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 22年度はずば抜けて黒字決算みたいなものになっているんですけれども、その要因は何なんでしょうか。

それから、臨時職員作業員、今年度は1,006万1,000円が報告されています。作業員の数と臨時職員の数と、それぞれの仕事内容、あるいは雇用内容について伺います。

もう1点、それから印刷製本費に6万1,000円かかっていますけれども、どういう形でこれが使われているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 22年度の443万9,048円の黒字の要因でございますけれども、人件費、要するに職員の人件費が1人減でございました。それが主な要因でございます。

それと、あと賃金が1,006万1,400円ということですが、県民の森は臨時職員と臨時

作業員を雇用してございます。臨時職員 3 名分で493万1,500円、仕事の内容といたしましては、受け付け等事務職員の手伝い、遊歩道、工芸室、研修室、バーベキュー場、キャンプ場の管理等でございます。臨時作業員が 4 名で、賃金は512万9,900円、作業内容といたしましては、草刈り、遊歩道補修、竹・笹園、あるいは植木等の管理、キャンプ場の清掃、まきつき等でございます。

もう 1 点、印刷製本ございましたけれども、印刷製本費につきましては 6 万1,000円でございます。現物をお見せしたほうが一番早いのではないかと思いますけれども、こういう青い催し物の案内等、あともう 1 つ、この会場周辺での案内、これをお客さんに配る、これを 2 万1,000と 4 万でつくりました。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ここで22年度400万を超すプラスが出たんですけれども、このプラスはどこでどういうふう処理されるのか、一般会計に入って、町の財源として使われるのでしょうか。それから、臨時職員の方々の年齢構成はどうなってますでしょうか、おおよそで構いません。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 余剰金につきましては一般会計に入っています。

それと、作業員の年齢構成でございますけれども、若い方ですと、20代の方がおります。40代、あと70代前半ぐらいの方もいます。あと60代。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 基金の積立金についてお伺いをしたいと思います。

今回幾つかありますので、ページだけちょっと申し上げますと、103ページの積立金、財調と減債基金と地域雇用創出の積立金、この 3 点と、次に113ページ、過疎地域自立促進基金の積立金、それから149ページ、福祉基金の積立金、あと267ページの小学校の施設の積立基金ということで、22年度も多くの基金を積み立てていただきました。非常に飯島町長初め職員の皆さんには、今までない形で基金のほうを積み立てているということで、大変評価したいと思います。

それで、それぞれの基金ということになれば、最悪の場合はどこでも使えるんでしょうけ

れども、目的別の基金ですから、それに充当するというのが本来の姿かと思いますけれども、今回、それぞれの金額でなりましたその内訳の理由、どうしてここにこの金額を入れたのか、それぞれに説明をいただければありがたいと思います。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですけれども、10分間休憩します。

（午前10時50分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

○議長（正木 武君） 4番小高議員の回答を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 22年度の基金の状況と、それぞれの基金にどの根拠において基金の額を積み立てたのかというご質問だと考えておりまして、それに対して答弁をさせていただきます。

22年度の基金の積立額でございますが、約2億6,700万円ほどございまして、それぞれの基金で積み立てたもの、また取り崩したものの、また利子分のみを積み立てたもの等ございます。一応一般会計の財政調整基金のほうに1億2,000万円、そのほか減債基金、やはり起債の関係の元利償還の分の基金の償還に3,000万円、また地域の雇用創出基金に2,000万円とか、大きいものでそういったものを積み立てております。それぞれ基金につきましては、設置及び管理条例がございまして、その目的に沿って基金を積み立てさせていただいております。

ただ、その金額をどうやって決めたかという話になってきますと、必要な場所に必要額を積み立てたという予定でございまして、小学校等につきましては、老朽化に伴う建てかえとか、その辺を将来予測して金額を積み立てさせていただいております。

あと財政調整基金の1億2,000万につきましては、当初予算の編成のときにどうしても取り崩してというか、最初から予算化をさせていただいて使わせていただくのに一番額が多くなっているような状況でございます。

あと過疎対策の過疎地域の自立促進の基金のほうにも3,000万円を積み立てさせていただき、今後の過疎の地域を脱却するための基金として3,000万円を積み立てさせていただいております。詳細な額をどういうふうにしたかという話になりますと、ちょっと明確なお答えではないかもしれませんが、以上で終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 基本的には基金ですから、議会の承認があればその目的でなくてもほかに充当することは十分あり得ると思うんですけれども、町も5か年計画ということをつくっている中で、今後のそれぞれの計画があるわけで、せっかく基金を積むのであれば、当然そういう計画に沿った積み立てをそれぞれにするべき話だろうというふうに考えましたので、ちょっとお聞きをしたんですけれども、前にこれも話したかと思えますけれども、借金ばかりじゃなくて、貯金も当然バランスよくやらなくちゃいけないでしょうと申し上げたときに、基金を積むのは、そこにお金が死んじゃうんだと。次にどんどん投資しなければ行政サービスは進んでいけないんだというような過去の行政の人たちの考え方でありましたので、そういう意味から言うと、本当に基金も必要なところに積んでいくべきだろうというふうに思っています。

例えば、小学校の施設積立金ですけれども、もう統合をしてという話で、計画の中ではもうプールの改修があるぐらいかなという部分がありましたので、じゃまた基金を積むということをやめるのかなという思いもありましたので、ちょっと質問をさせていただいたんですけれども、明確なそういう振り分けはないようであります。

別にそれがどうということはないんですけれども、基本的には必要なところにしっかりと将来に備えて積んでいくということをお願いをしたいと思います。課長の考えあればひとつお願いしたい。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 小高議員のおっしゃるとおりだと思います。私どももこれから必要な場所に必要額を積み立てていくように、その目的、また計画にのっとり積立額を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

5 番荻込議員。

○5 番（荻込孝次君） ページは183の塵芥処理費につきましてお尋ねをします。

細かい数字はその次のページなんですけど、大多喜町の処理場の焼却は、もう焼却をやめてからかなりの年月がたちますけれども、そのために今その処理をいすみクリーンセンターに年間5,000万円以上の負担金を払ってやっているわけでありましたが、委託料とか負担金合わせますと、1億円の経費でゴミ処理をやっておるわけなんですけれども、ゴミというのは毎日出

るもので、この処理もかなりの金がかかる施設でありますので、それを今広域行政で契約をしていると思うんですが、どのくらい契約の具体性、進捗率がどのくらいになっているか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 広域でのごみ処理計画ですね、これがどのくらいまで進んでいるか、進捗的なものがあるかというご質問ですけれども、広域のほうではいすみ市の山田4区、5区、6区ですね。実際に予定されているところが6区というところでございます。

地元説明会ということで、これも広域事務のほうで行っておりまして、そのときにいろんな要望も出ておりました。例えば、煙を出さない、それから排水、そういったものも出さない、においを出さない、そういったもの、それから当然収集運搬車が行き来しますので、道路関係、そういったものの要望も出ておりました。それが行われたのが7月か8月だったと思うんですけれども、実際にそのときにじゃこれからやろうとする場所の正式な地元からの要望書というのは、これは管理者のほうでちょっと待ってくれというようなことも出ていたようで、正式には現在まだ上がってきておりません。それで現在事務的なものでどういうことが進んでいるかといいますと、明日も予定されているんですが、広域ごみ処理の建設計画推進の幹事会が、あした勝浦のほうで行われます。

じゃその内容というのはどういうものかといいますと、負担割合、いわゆる人口割、均等割、ごみ処理割、この3種類で、率をそれぞれの関係している市町で案をつくってくれということでございました。それで、それらを持ち寄って中身を詰めていくということでございます。ですから、とりあえず大多喜町の案的なものについては、極力負担がかからないようにということで、人口割、それからごみ量割、ごみの量についても郡市内の中では大多喜町、かなり少なくなっております。そういうことで、均等割はなるべく避けて、負担が高くなりますので。そういう案を出させてもらいましたので、それで決まるわけではございませんが、とりあえず町の案ということで案を出させていただいております。

今年度の予定としては、調査関係、測量関係、もう予算化がされているわけなんです、これはまだ進んでいない状況にあります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 課長の説明で大体わかったんですけれども、契約をされてからかなりの年月がたったりして、随分ゆっくりしていたなというような印象を受けるわけなんです、

まだ調査測量やっているということは、まだまだこれからかなりの年月がかかるんじゃないかと思うんですけれども、その処理の方法ですね、そういうものはどのようにするのか、それまでまだ決まっていなないんじゃないかと思うんですが、それが恐らく課長なんかはある人の紹介で施設を見にいったと思うんですけれども、その後、私なんかもちょっとその施設を見にいったわけなんですけれども、余り金をかけずに、とにかくごみというのはなくせばいいんだというその業者の方針で、かなりの小規模で金のかからない方法でやっていたんですけれども、ああいう方法ももう少しにおいを出さないとか、水の問題を考えれば、ああいう小規模の施設でも大多喜町ぐらいの人口だと処理できる施設ではないかと思うわけなんです、これから町でもあのくらいだったらやればできる施設ではないかなと思うんですが、今広域で考えているわけですから、広域でもそういう考えを取り入れるようにご提案をさせていただくといいんじゃないかと思うわけです。

それと同時に、ごみの問題ですから、緊急性をもっともう少し早く計画されるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 218ページ、商工振興費の負担金補助及び交付金の項目で、中小企業経営改善資金等利子補給金、22年度から新規に始まった事業ですけれども、この制度の内容と22年度の実績についてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 商工振興費の負担金補助及び交付金の中の中小企業経営改善資金等利子補給金48万4,628円のご質問でございますけれども、これにつきましては、町内に店舗、工場、営業所等を有する会社及び個人が経営の近代化を図ることを目的に資金の融資を受けた場合、利子の一部を大多喜町が補給する制度でございます。

利子補給対象資金といたしましては、千葉県制度融資及び株式会社日本政策金融公庫が取り扱う事業用資金の融資で、運転資金の場合は当該融資額のうち500万円まで、設備資金の場合は当該融資額のうち3,000万円までが対象となっております。

利子補給対象期間は融資を受けた日から5年以内、利子補給額は借入利率の2分の1以内で、1パーセントが上限ということです。22年度の実績ということでございますけれども、事業運転資金30件ございまして、42万9,715円支出をしております。設備資金が4件ござ

いまして、5万4,913円でした。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 315ページ、委託料なんですけれども、プール浄化槽点検委託料5万5,020円計上されているんですけれども、これはどこの業者に委託されているのか伺いたします。

また、点検方法はどのような方法でされているのか、伺います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ご質問の委託料、プール浄化槽保守点検委託料の5万5,020円なんです、こちらは海洋センターB＆Gのプールでございます。

内容につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、申しわけありませんが、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 223ページ、観光費の中の13委託料で、清掃管理業務委託料133万1,000円とあります。この業務内容について伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 観光費の委託料、清掃管理業務委託料の133万1,000円でございますけれども、これにつきましては、公衆便所10か所の清掃業務でございます。通常作業回数は週2回の月8回となっておりますけれども、麻綿原につきましては、4月から5月、9月から3月は週1回の清掃でございます。

また、栗又駐車場及び葛藤温泉街にございます公衆便所、11月12日から12月2日まで、秋の紅葉ということでお客さん大勢おいでになります。その間は毎日掃除をすることになっております。ちなみに火曜日と金曜日が基本的な清掃の日程でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 観光地のトイレというのは、その観光地の顔で、必ずほとんどの方が降りるとトイレに行くのではないかなと思うんですけれども、私は時々栗又のトイレを使わせていただくのですが、いつ行ってもきれいだなと思うことがないんですね。土曜日から日曜日の早朝に私ちょっと寄らせていただくんなんですけれども、これは汚点になるのではないかと

いう思いをいつも抱いております。

今の答弁ですと、毎日するのは葛藤、栗又の秋のシーズンの間だけなんですけれども、駅トイレとかそういうのは別として、観光地のトイレにつきましては対策を変える必要があると思うんですけれども、その考えはどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 栗又のトイレ、大変汚れているということでございますけれども、トイレは快適に使用したいというのが皆さん、大方思っているところでございます。公衆便所につきましては、うちの便所は大分きれいに使うんですけれども、なかなか公衆便所はきれいに使っていただけません。きれいに使っていただくということをお願いするところでございますけれども、トイレの清掃につきましては、予算的なこともございますので、予算的な面も考慮いたしまして、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） 173ページ、節の8の報償費の不法投棄監視員の54万、これ地区別に監視員がいるのか、全部で何人いらっしゃるのか、またこの年度で不法投棄があったのか、逮捕ができたのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 不法投棄の監視員の謝礼としまして、54万決算してございます。これは地区別でございます。それぞれ大多喜町をブロック別に分けてございます。監視員の数は9人でございます、9人の方が大体月4回から5回ぐらい見ていただいていると。そして、当然その結果を報告書として町のほうに上げていただいております。

検挙的なもの、22年度中にも数的にはやはりありまして、件数はちょっと今現在定かではないんですけれども、警察に通報しまして、その捨てられたごみの中から根拠となるもの、個人なり会社なりが特定できるものについては追っかけで警察とともに違反者といいますと、それを追求してございます。

今年度のことなんですけれども、4月以降にもやはりございまして、2件ほどそれを最終的に見つけたということでございます。そういうことで、監視員の方々には日ごろ動いていただいて、報告をいただいて、それによって悪質なものについては警察と追求していくという体制でおります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） それにつきましては、私も最近ある程度知っているので、うちのほうで1人警察に逮捕、もうダンプでごみばかり持ってくる場所を押さえたのと、あとうちのほうの林道で2台ぐらい捨ててあるんだけれども、手元を見ていないんだけれども大体わかるんだけれどもね。

それとあと私が届けたのが、基幹農道はかなりああいう場所は捨てるいいところの現状になっているので、川畑のトンネルから平沢のダムの手前のトンネルのあの区間で、我々が届けたのは君津の診療所の金庫があそこに捨てられてあったんですよ。それはわからなかったんだけれども、警察に届けたら、警察のほうでやった結果、最後に一応君津の診療所の金庫が捨てられたということで、一応感謝の電話だけにはありましたけれども、この人数でいいのか悪いのかというのはまたひとつこういうこともあるので、また考えてもう少し監視員という目立つような形をもっと持っていったらいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 野口議員の言われているとおりだと存じます。現在、9人体制ということで、130平方キロ弱ですけれども、この行政区域というのは非常に大きいです。山間部が約70パーセントですので、細い道に入りますと、わからないということがたくさんあります。今後、この9人体制がどうかということも検討させていただいて、また監視員の方がもうちょっと目立つような形で監視ができる、そういった体制も今後検討していきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 266ページ、教育費です。

奨学金積立金15万2,000円計上されています。どのように運用されているのか、あるいは学校別の貸し出し人数とか、金額とか、返還状況とか教えていただきたいと思います。そしてまた今年度の新たな応募者数はどのくらいあったのでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 奨学金の基金の運用状況についてご説明をさせていただきます。

平成22年度末の基金の決算は、全部で3,287万3,657円になります。その内訳なんですが、現金としまして、781万9,657円あります。あと残りの金額は貸与金となりますが、貸与金の合計が2,554万、今現在貸し付け中であります。

その貸付の状況でございますけれども、31人に対して今返済をいただいているところです。それとお二人の方が経済的な理由で今猶予ということで、話し合いで猶予することが決まっております。あと残りの7人いらっしゃるんですが、その方は今現在こちらから貸付を実行中の方でございます。

7人の内訳なんですが、19年度に3人の方、それから20年度にお二人、それから21年度にお一人、22年度もお一人、合計7人でございます、今現在貸し付けている方です。新しい最近の状況、23年につきましては、広報に毎年載せているんですけども、応募の方がいらっしゃらなかった状況でございます。

実際の運用の金額なんですけれども、22年度は寄附を15万2,049円いただきまして、奨学基金として中に入れさせていただいております。これはお二人の方からいただいたものでございます。

あと実際7人、先ほど今奨学金を受けている方がいらっしゃると申し上げましたが、この奨学金制度が始まった当初、もうおおむね40年以上も前になるんですけども、高校生を主体にしておりましたが、今現在、7人とも私学の大学生の方でございます。そういう状況なんで、出身の中学とかそこまでちょっとまだわからないんですけども、大体今現在の奨学金の運営状況について説明させていただきました。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 274ページと284ページ、教育費の中の備品購入の中の図書です。図書費として小学校では99万9,000円、中学校では42万9,000円計上されております。各学校どういうふうに配ったかということは、成果説明書にあります。大規模校が突出して高い配分になっているんですけども、配分の基準はどんなふうなものでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 小・中学校に配分しております図書購入費についてご説明させていただきます。

274ページで小学校費、それと285ページで中学校費がそれぞれ分かれております。

配分なんです、小学校、中学校とも基本的に学校の均等割としまして、おおむね15万円程度を基準としております。

あと、児童・生徒数によりまして、小学校は1人当たり600円程度、中学校につきましては、1人当たり650円程度で人数掛け合わせまして、それぞれの学校のおおむねの予算希望額として教育課では出させていただいているんですけれども、財政との折衝の中で何パーセントか、丸々というわけにはなかなかいきませんで、その9割強を予算としていただいているところです。

また、各学校の蔵書数、それから前年の実績もありますので、若干学校によって上下する学校も出てきます。基本的な計算は先ほど申し上げたとおりで計算しております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 64ページなんですけれども、これ一般寄附金1,000万円載っていますけれども、これはただ都市交流センターからの寄附金というふうに伺っていますけれども、これは間違いないと思いますけれども、四、五年前は大体町へ3,000万の寄附があったんですけれども、それが3分の1ぐらいに減っちゃったんですよ、最近は。売り上げからすると、恐らく3分の1の売り上げということはある得ないと思うんですよ。せいぜい1割ぐらいの減収じゃないかと想定するんですが、私も不勉強で申しわけないんですけれども、そういった中で、3分の1に減った大きな要因というのは、社長としてどういうところ考えられますか。まずそれをお聴きしたい。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、今の利益の件でございますけれども、確かに5年前、約3,000万円程度の利益が出ておりました。毎年毎年、この5年間下がり続けている状況でございます。それで売り上げ状況を見ますと、毎年大体対前年比95、96パーセント、大体下がり続けている状況でございます。ですから、売り上げは確かにこの利益で3分の1になったのかというと、そうではないことは確かなんです。

ただ、当然職員もずっとそこに勤務しておりますから定期昇給がございます。また、経費的にも、いわゆる施設もある程度老朽化して、修繕費もかさんでくるということもございます。そういったこともございまして、必ずしも売り上げと利益というのは比例するものではございませんが、全体的には老朽化とそういう全体的な経費が上がっていると、これは事実

でございます。

それで、このたけゆらのたしか農産物を出荷されている皆さん方の会合、総会に私も出席させていただいたんですが、そのときに私、ちょっと気になっておりましたので、5年間の全体的な決算状況を全部把握をいたしました。今申し上げましたように、5年間下がり続けているんですが、このままの状況でいきますと、恐らく5年後、利益がなくなるかなというふうな状況でございます。そういうことで、今からこの辺について分析しながら歯どめをかけないと、いずれ赤字転落になりますということでお話も申し上げましたけれども、そういう点につきまして、さまざまに取り組みをさせているところでございます。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） それで生産量は不足している、あるいは売り上げが足りない、その一つの要因として、トップの力というのがあると思うんですよ。いわゆるあそこを管理している指定管理者である部長ですか、今、トップは。その部長が国の総理大臣みたいに1年とか1年ちょっとでくるくる変わっているんですよ。そういったことであると、長期的な経営ができないわけですね、計算が。

それで、なった本人も恐らく役場の天下り式であそこに居座って、1年間そこら辺ですぐ交代して、また天下りみたいな形で。それが農業関係の専門で、役場で仕事をしていた方がそこに行くならいいですけども、そうじゃなく、全然職が違うのがぽこっと行って、半年や1年でやっと従業員にしかられながら覚えて、その途端にやめちゃって、また違うところに行くんですよ。そういうことであると、経営能力というのは恐らく出てこないと思うんですよ。それも一因だと思います。

それともう1つは、今、エコ農業で非常に厳しくなっておりまして、例えば1坪のものをつくっても、そこに生産利益を出さないと出せないわけですね。あそこに出荷できないわけなんです。だからおばあさんとかおじいちゃんとか年配の方、あるいは極端な職業転換してすぐ農業やった人なんか、その生産利益を書くのが非常に苦痛に思っているらしいんですよ。私自身もあそこに生産しているんですけども、1坪や2坪つくってもそこへ肥料何グラム入れた、いつ種まいた、どういった品種だ、農薬いつまいた、わずかな場所でも、それ全部出さないといけない。

そういったことで、せっかく今まで生産軌道に乗ってきたんですけども、そういった制約があるために、つくれない、出荷できないという方もあると思うんですよ。それは社会情勢がそういうふうになったんだからやむを得ないんですけども、そういったことで、社

長として責任者として、天下りみたいな役場職員を毎年1年ぐらいでくるくる変わっているんですけども、それはどういう原因でそういったことになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、ご指摘のとおり、確かに役場の天下りであると言われても仕方がない状況であることは間違いございません。実際に、私もことしの3月ですかね、吉野輝代治さんが1年やってくれたんで、そのまま続けていただけるかなということであったんですが、いろいろな事情でどうしてもということでやめられて、いろいろ探しましたがけれども、なかなか受けてくれる人がいないというのも事実なんですよね。

実際に、確かに経営的にそういうものに携わった方でない方がやるというのはなかなか難しいのかな、年間の売上高にしても、約3億からありますので、これはそう簡単にできる代物ではないかなと思います。そういうことで、その辺はやはりこれから大きな改善点になるうかと思います。

ただ、その中でもう1つは道の駅という一つのビジネスモデルとといいますか、これがもうそろそろ、大体モデルというのは30年モデルと言われます。そういうことになると、もう道の駅もほぼ半ば過ぎております。ピークをちょうど過ぎた時点かなという状況にあるんですね、このモデルも。全国各地、道の駅はいいということで一斉につくり始めて、もう今は過剰な状態に来ております。

非常に過当競争の中にありまして、ですから製品を売る場合でも、今のように確かに厳しいいろいろな規制というのがかけられるのは、これはもう当然その時代の中で仕方がないんですが、またそれをやらないとなかなか商品として販売ができない。これは他の道の駅でも皆やっていることなんで、どうしてもこれはやっていただかなければまずいなど。でないと、なかなか商売の販売は難しい。当然クレーム等の問題も非常に多いわけでございます。

そういうことで、これは一つの考え方としてやっていただくと。当然のことながら、技術力とか、そういったものは高めながらやっていかなければならないと思います。

ただ、もう一つの今の経営につきましては、若干私も思うところはございまして、その辺はちょっとこの後、また交代するようなことがありましたら、ある程度専門的に生え抜きでもよろしいですし、そういう事業に携わっている方がいいのかなと思います。ただ、それも農業と精通している方じゃないとなかなか難しいかなと思っていますので、そういったことはまたこれから検討の課題にしたいと思います。

○議長（正木 武君） 6 番君塚議員。

○6 番（君塚義榮君） あそこも一つの経営の場所でございますので、営業でやはり金もうけしないといけないわけですね。だからそれにたけた人が、できれば数年ぐらい一緒にいてもらえば、生産者一人一人の経営状態なんかわかるんですけれども、現在の今の状態じゃない、過去からそうなんですけれども、各生産者の土地、畑を回ったこと恐らくないと思うんですよ、経営者が。

だから部長あたりと、あるいは従業員の何人かで、だれその経営状態を見るとか、特に多くやっているところを見たりなんかして、あそこで何か生産できるな、あそのやり方ちょっとまずいなとか、そのくらいの指導ができるような状態をつくらないと、生産者個人個人に全部お任せするということは、あその経営面ではちょっとマイナスじゃないかなと私は思っているんですけれども、あそこができた当初、私もちょっとあれにかかわったことはあるんですけれども、その当時は年に一遍か2回くらい、主だったところをぐるぐる回って、それで生産者の意見交換したり何かして意欲を高めたことはあったんですけれども、最近は個人個人がみんな技術を持ったから、そんなこと知らなくてもいいよというふうな形になっているかもしれませんけれども、やはり何回かあそのリーダーの方が回ってくれと、じゃ真剣にやらなきゃいけないなというふうに生産者も思うわけですよ。野放しじゃなくて。そういった方法も一つの技術向上等、意欲を増すために必要ではないかなと私は思うんですよ。

それと、ちょっと別問題になるかもしれませんが、前々から私もお願いしてあるんですけれども、道の駅のほうの町内の観光案内板ですか、あそこはずっと空欄になっているんですよね。あそこは恐らく国の管理だと思うんですけれども、どこの道の駅に行っても、大体大体最近のやつはそういった施設がきちっと整って、ぼたんを押すと、大多喜町のどこそこで食事ができる、こういった観光名所があるというふうなことができるんですけれども、近々圏央道ができるし、インターチェンジもすぐ10分足らずのところにいるわけですから、また入り込み客も違いますから、そういった観光案内施設をあそこにつくってもらうように努力してもらいたいんですよ。

せっかくあそこに設備があるんですから、場所があるんですから、あそこで休憩して、やはり町内の観光をPRできる、そういった施設があると観光客も非常にいいんじゃないかと。また波及効果も多くなるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ国のほうへ要望してもらったらいかがでしょう。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず1つは、部長がある程度見ているということで、生産者のところを見て回るという、これも一つのご提案として検討したいと思います。ただ、あそこの仕組みといたしまして、生産者組合にある程度店舗の売り場というものをお任せしているということがございます。そこが既に皆様方にお話しして、生産者組合である程度自主管理をしているというのが現実にあります。ですから、生産者組合でそれぞれの生産者の方のところに見にいつていると、そういうことで、若干あそこの部長、あるいは中にいる人たちが見に行けるというんですか、その辺がなかなか難しいところもあるようでございますが、その辺はまた調整したいと思います。

それと、もう1つは、たけゆらの今の部長以下の職員の仕事がほとんど手いっぱいに近いことは間違いないんですね。売り場のところで部長も当然レジに立ったりなんかしなければならぬ状況で、人手が実は目いっぱいであることも事実なんです。

今、私も生産者組合の皆さんとお話しているときに、品物が売りたいときに不足している状況が非常に見受けられるということで、この間、生産者組合の会合の中でも、どうしても午後になると製品が並んでないということで、買い物客が来ても売るのがないという現象であるということで、実はその辺も今取り組んでいただいているところでございます。その辺また進めてまいりたいと思います。その辺は今皆さんと協議しているところでございます。できるだけ商品を並べていただくということで、今検討しているところでございます。

またもう1点の、いわゆる案内ですかね、これも先ほどもお話が出ましたけれども、委託でやっている部分があるんですね。それでそのフレームができたところに、今度は職員が入れ込むわけでございますけれども、なかなか今言いましたように、時間的なものといいますか、人手が足りないというのも事実なんですね。ですから、ある程度の情報というのは確かにフレームさえできていれば、あとは職員が入れ込めばできるものではございますけれども、その辺はこれからちょっと検討したいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 先ほど荻込議員と野口議員からごみの問題、不法投棄の監視員ということで質問あったんですが、町民が町の顔が見えないとか何とかいろいろ言われまして、そういう不法投棄したら罰則規定があるとか、ごみのポイ捨て禁止条例とか、昔何年か前に一般質問でやったんですが、大多喜町はまだ考えていないと。だけれども、やはり一般町民が

それを見てもやたらに注意したら。

○議長（正木 武君） 吉野さん、決算とちょっと違いますので、よろしくお願いします。

○7番（吉野僖一君） そういうことで、監視員の費用とかかかるのであれば、そういう看板設置とか考えたほうがいいんじゃないかと、そういうことで質問します。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議がございますので、これから討論に入ります。

初めに、認定第1号について反対者の発言を許します。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成22年度大多喜町一般会計決算に反対の立場で討論に参加させていただきます。

民主党政権が発足して、この2年間で首相が3人も変わるという迷走した政局の中で、国民は一層の苦境に追い込まれています。町民の懐ぐあいを反映する個人町民税は前年度に比べ10パーセントも落ち込んでいます。先ほどの質疑でも明らかになりましたように、特別徴収であるサラリーマンは前年度比5.3パーセント減、自営業者を中心とする普通徴収は11パーセントも落ち込んでおります。こういうときだからこそ、住民の福祉の増進を本旨とする地方自治体は住民の暮らしを応援してほしいものです。

財政面で見ますと、実質収支では2億3,250数万、積立金では2億6,099万の剰余があり、合わせて5億円近い剰余金を残した22年度の会計ですが、問題はなかったでしょうか。住民の暮らしを応援するという点では、22年度より始まった商工業者への利子補給制度は、利用者が34名と時宜を得た施策であったということは評価したいと思います。

また、県からの委託である県民の森経営につきましては、22年度で4年目かと思いますが、大幅な黒字経営、これについても評価したいと思います。ただ、職員の雇用という面で、今町が常用的にお願いしている臨時職員、多分一部を除いては、1年働いても年収、先ほどの

答弁によりますと、1月14万、これ12倍しまして168万、今世間的には年収200万以下をワーキングプアというふうにくくっていると思いますけれども、年収200万に届かない賃金で、町で働いている。行政が官製ワーキングプアを出している、このことは認められることではありませんし、雇用の問題でいえば、半年以上働いたときには、正規の職員に採用しなければならないという労働法の規定があると思いますが、それを契約更新という形で切り抜けていることも、ある意味では脱法行為ではないかと思われます。

あともう1つ、西ドイツでは州が16あるそうですが、そのうちの14州が大学授業料を廃止に踏み込んだというニュースが最近ありました。理由は、大学の授業料というのは社会的な不公平を広げるもので、貧富の格差を広げるもので、これは障害だと。だからもうけてはならないというものだそうです。

まさに行政は住民の、国民の不公平をただし、公平性を追及すべきです。せめて義務教育期間中だけでも、親の経済力を受けない子育て支援こそが求められています。中学生の医療費の無料化、22年度未実施です。23年度から入院費だけ行われていますけれども、このことは2年連続して町では4億円を超えた剰余金を生み出しております。お金の問題ではなく、政治哲学の貧困から来ているのではないのでしょうか。

そのほかにも、多大な経費のかかるIT化への対応、外出支援サービスなど、改善の手がつけられておりません。住民を見つめ、地域を見つめ、住民の福祉、憲法13条は国民の幸福権、憲法25条は生存権を保障しているものですが、これらの憲法の精神の実現を目指し、上意下達ではなく、住民の福祉を大いに増進、自分の頭で考え、策を練り、住民の福祉を大いに増進させていくことを願い、反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） それでは、大多喜町の平成22年度一般会計決算認定を賛成の立場から討論させていただきます。

歳入総額55億8,821万4,000円、歳出総額52億5,102万2,000円、歳入歳出差引額3億3,719万2,000円、また繰越明許費繰越額1億145万7,000円、事故繰越額315万、翌年度の繰り越し財源であります。また実質収支額に要するに不用額として、次年度へ繰越額は2億3,258万5,000円あります。この中で事故繰り越しの315万は自動車学校の共有地調査の件でございますが、当初予定者数が大幅に増えたための事故繰り越しですので、やむを得なかったと思います。その他の事業執行に対する予算のお金の使い方は妥当と思います。

よって、私は平成22年度大多喜町一般会計決算については賛成をいたします。

また、今後の決算についての課題とお願いがあります。特に不用額については、努力して歳出削減を行って生じた成果としての不用額と、事業が進展しなかったために使わなかったような失敗の結果としての不用額を区別して今後説明していただければ、さらによいのではないかと思います。

それぞれの担当課から内部事業評価が提出されましたが、驚いたことには、満点をつけた内部事業の評価もございました。私は行政に満点はないと思っておりますので、いささか不満な面もございます。しかしながら、自己評価ですから理解するところもありますが、行政評価が有効性を発揮するためには、内部評価と外部評価の両方が必要であると思います。そして、自己評価だけを頼っているとみずから限界があると思います。専門知識のある学識経験者などの第三者機関による評価や、当事者である町民等による評価などを今後導入すべきであると思います。最近、地方自治体の中にはかなりの数で導入されているとのことでございます。

最後をお願い事を話しましたが、既に町長にはこの件では私話してあると思いますので、町長も検討しますということですから、ひとつよろしく願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号 平成22年度大多喜町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

なお、昼食後、12時30分から議会運営委員会を開催する旨、議会運営委員長より報告を受けておりますので、委員の方は出席を願います。会場は1階の相談室です。

それでは休憩といたします。

(午後 零時 00 分)

○議長（正木 武君） 会議を開く前に、先ほどの藤平議員からの質問に対して、教育課長から回答がありますので、よろしくお願いします。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 午前中に学校、それからB & Gのプールのことでご質問を受けました。それで藤平議員さんにお答えができなくて、改めてこの場で遅くなりましたが、ここでお答えをさせていただきます。時間いただいてありがとうございます。

決算書の315ページの中段になります。13委託料としまして、プール清掃装置保守点検委託料 5 万5,020円について、どのような内容であるかというご質問をいただきました。

こちら海洋センターB & Gのプール浄化槽の点検でございます。プール開業中といいますか、行っている期間、シーズンに2回実施しております。1回当たり2万6,100円に消費税がかかりまして、その2回分でございます。

点検項目なんですが、この浄化の方式が砂式の沈下タンクでありまして、浄化タンク本体の塗装とか圧力計、それからそれぞれ空気とかの弁、それから配管の確認を行っております。

あと、実際その砂のろ材の判定、操作バブルの機能確認、弁類の開閉確認、またポンプやモーターの雑音確認、水漏れ確認、電流系の確認などを行っております。

海洋センターのほかにも教育関係で小・中学校で5校プールを行っておりますが、実質的な浄化装置の仕組み、それから内容がやはり保守点検をやっております、この内容でございます。

これは基本的にはプールの水を浄化するための装置でございますけれども、以前に藤平議員さんからEM菌という有機物の微生物を使った活用で、自然にやさしい水の浄化についてご意見、提案をいただきました。ことしの3月に学校プールに早速試そうと思ったところなんですけれども、調べてみましたら、菌を購入してから培養することが必要で、なかなか教育委員会の事務職員ではやり切れないということで見送らせていただきました。本当に申しわけないです。

EM菌の利用は、環境にやさしい水の浄化方法の一つだと認識しておりますが、今までできなかったんですが、今後機会を見てできることがあれば試してみたいと思っております。お答えになっているかどうかわからないんですが、ちょっと時間をいただいて答えさせてい

いただきました。失礼します。

○議長（正木 武君） 以上で教育課長からの回答を終わります。

○議長（正木 武君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 55 分）

○議長（正木 武君） 日程第2、認定第2号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） まず、今回の基金の取り崩しでありますけれども、損失の補てんに埋める基金の取り崩しの要綱があると思うんですけれども、要綱について簡単で結構ですから説明を願いたいと思います。そして今回、繰り入れをする仕組みといいですか、ちょっと私も勘違いしております、21年度分を出すと思うんですけれども、上部の部分と下部の部分の公の資金を入れる状況についてちょっと説明をお願いします。

それから、いすみ鉄道の22年度の決算、収支について簡単で結構でありますから説明をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 鉄道経営対策事業基金の繰入金でございます。基金からの繰り入れがどのような要綱でというご質問に、初めにお答えさせていただきます。

大多喜町のいすみ鉄道経営安定対策事業補助金交付要綱でございます。平成15年7月15日に告示をされております。その中の趣旨といたしましては、いすみ鉄道株式会社の地域公共交通機関としての重要性にかんがみ、経営に対する助成を行い、もって地域公共交通機関の維持確保を図ると、そのために補助金を交付するという趣旨になっております。

また、2条では補助対象経費でございますが、補助対象となる経費は、当該年度の前年度の事業年度においていすみ鉄道株式会社に経営損失が発生した経費から、上下分離方式により算出された関係市長が負担する経費を控除した額を当該年度に補助をしますというような要綱になっております。

また、補助のほうの仕組みでございます。補助金のほうは基金より上部の赤字分の補助を

する、先ほどご説明をいたしました経営安定対策事業補助金と、またいすみ鉄道の基盤維持の補助金の２種類がございます。

基盤維持につきましては、鉄道施設の保有及び管理に要する経費に対して、大多喜町補助金交付規則により補助をします。基盤維持につきましては大多喜町だけではなく、２市２町、また県からも補助をするということになっております。

先ほどご説明したとおり、経営安定の補助金につきましては、前年度の赤字分を移転するという形になっております。基金から取り崩す分でございます。前年度の赤字分を補てんする補助金につきましては、この鉄道経営対策事業基金に一度繰り入れまして、その歳出の中でいすみ鉄道に補助をするという、まさにこの会計を通して補助をしております。

それともう１つが、いすみ鉄道の22年度の収支でございます。平成22年度のいすみ鉄道の収入につきましては、２億1,426万9,000円、経費は３億3,808万円、差し引きの赤字は１億2,381万1,000円ございました。

その原因としましては、やはり輸送人員の減少で、昨年度に比べまして、9,000人ほど減となっております。その内訳といたしましては、普通旅客が8,000人ほど増にはなったんですけども、通勤定期が1,000人ほどの減、また通学定期が１万6,000人ほどの減になっております。これは野村議員さんからもご質問をいただきましたが、大多喜高校の生徒の居住関係とか、生徒の数等が減ったために、その通学定期の減収を誘発しているものだと考えております。

また、新たな施策といたしまして、21年度から始めましたムーミン列車とか、キハ52の導入によって少しずつ乗客が伸びておりますけれども、３月11日の東日本大震災がございまして、それがなければ600万円ほど赤字が減っていたと考えております。

この通常損益の１億2,381万1,000円につきましては、これは先ほどご説明いたしました基盤維持費のほうで補助をするものでございます。県、大多喜町、いすみ市、御宿町、勝浦市で補助をしております。大多喜町の負担分といたしましては、2,823万2,000円でございます。全体の約23.2パーセントということになっております。

その赤字分の補てんのものがございますが、3,318万7,000円ほどございます。これにつきましては、先ほどから何度も申し上げましたとおり、21年度の赤字損失分でございます。22年度においては補助をいたしますが、22年度決算としては先ほどの補助を入れますと、逆に3,107万4,000円ほどの黒字になっております。そうなりますと、22年度は赤字ではございませんので、23年度にはその補助は出ないという形になっております。

また、いすみ鉄道の長期収支見込みにおきましては、22年度を最後に補助を受けないで何とか経営をしていけるような計画をとりあえず立ててございます。その年、またその乗客等によりまして、大多喜高校の生徒とか、そういったものによりまして、多少の赤字の可能性もなきにしもあらずですが、経営努力の中でやっていくという計画になっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 基金の取り崩しの要綱では、上部の部分については助成をしていく、補てんをしていくということになっているということですね。

それで、次に伺いたいと思いますけれども、今回の3,318万というお金は21年度の赤字分として補てんするということですよ。そうしますと、今年度、22年度の決算ということになりますと、この部分が入ってきちゃいますので3,000万の黒字になるわけですが、この分は21年度のあくまでも赤字分の補てんという意味合いがあると思うんですね。そうすると、22年度は単純な計算ですけれどもその分は差し引くと200万ちょっとですか、300万くらい赤字という計算になると思うんですけれども、これは間違いないでしょうか。

それで、21年度の補てん、そして22年度は今言ったように実質的に赤字ということであるのならば、要綱からいえば助成をしなくてはいけないと思うんですが、基盤の部分はその年、赤字の分も次の年というような決算になりますので、非常に紛らわしくなってしまうと、決算書の最後だけ見ると、利益は3,000万出たんだという話になってしまうんですけれども、実質的には今言ったように300万くらいの赤字ということでもありますので、これは今補てんしないということでありましたけれども、要綱から言えば補てんしなければいけないことになると思うんですけれども、それはどういうことではないという話になったのか。

それと、基金そのものは、先ほど要綱を聞きましたけれども、赤字の補てんに使うんだということでもありますけれども、大切な基金でありますので、例えば会社が黒字になったら、前の部分はまた基金に積んでもらう、こういうことも考えていかなければいけないと思うんですね。このいすみ鉄道の決算は繰り越しをしてないんで、その単年度でばっと出していますので、ちょっと利益、欠損のその状況が全くわからない、つかめないような形になっているんですけれども、基金の要綱についてその辺は問題がないのか伺いたいと思います。

ちょっと何点か言いましたけれども、もう1回整理しますと、赤字なのに補てんをしないのか、基金が赤字のときに出すばかりで、黒字になったら当然のことながら戻してもらわなければいけないと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられるのか、伺い

たいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 小高議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの要綱では、赤字に対して補てんをするという言い方でございますので、万が一赤字になれば当然補てんをせざるを得ないと思います。

ただ、いすみ鉄道としても、当然大多喜町も株主でございます。株主さんの中での株主総会とか、また各補助金は出しておりますので、各市町村の構成委員さんとかからも赤字を出さない企業努力をなさйтеということをかなりきつくいすみ鉄道言われております。そういった中で企業努力をするという長期見込みにのっとっておりますので、22年度に補助をもらった限りは、その23年度以降は補助をもらわないという姿勢のあらわれの表だと考えております。

ただ、いずれにしても、もし大きな、例えば損傷とか今回の大震災みたいなものがあれば補てんをせざるを得ないのかなとは考えております。したがって、補助要綱につきましてはこのまま残していくべきかなと考えております。

また、基金に積むという話でございますが、当然その私どもも基金に積むべきではないかという気持ちはございます。そういう中では先ほど来お話をしています経営努力の中で、少しでもお金を余らせて、それを基金に積んでいくのが私も当然ではないかなと考えておりますので、今後大多喜町だけがちょっと委員であるわけではございませんので、今後その協議会等多々ございますので、そういう発言の機会においてはそういった発言をしていき、できる限り上部のもので損失を出さないように、いずれその利益が上がった際においては基金に積むように指導もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 今、当然なるべく基金から出さないように企業努力をなさйтеということで、まさにそのとおりであると思いますけれども、この権限は要綱があるわけですよ。そうするとだれが権限を握っていて、こういうのがあるんだけれども、あなたもう少し企業努力なさйтеと、どなたに権限があるのか、その点が1点と、今度は今まで行政の長が、知事がやったり首長がやったりということであつたんですけれども、まさに企業努力をしてほしいという部分から、民間の経営ノウハウを持った社長を迎えてやっていこうということだと思ふんですね。

わずかですけれども、22年度に実質的な赤字が出ている。この部分は公募で、例えば社長がこれだけの報酬を出してきてくださいといえども、企業努力の部分はある程度赤字を出したときには見せていただかなければいけないというふうに私は思うんですけれども、そのそういうときに基金から出す権限やら、あるいは会社に対してそういうことを求めること、これはどなたにそういう権限があるのか。

それから、ちなみに社長は現在はっきりした数字で給与は幾ら払われているのか。また社員で一番高い給料をもらっている方はどのくらいもらっておられるのかお願いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 赤字損失の分の補助金を出すか出さないか、その辺の決定の権限はどこにあるかというお話ですが、それにつきましてはやはり株主だと考えております。株主でも大多喜町だけではなく、銀行とかさまざまな株主がいらっしゃいますので、そういう株主総会とかそういうものである程度審査をしていき、出すか出さないかのものを決定すべきではないかと感じております。

また給料につきましてですが、平成23年度でございますが、社長が約720万円ほどです。また一番高い社員で約755万円となっております。職員が35名で1億2,000万ほど、また訓練生を4名ほど含むパートが30名で1,260万円ほどでございます。合計の数字が人件費として出ておりますので、計で65名おりまして、1億3,315万4,000円ぐらいとなっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の件についてちょっと補足してお話をしておきたいと思います。

まず、出すか出さないかの権限につきましては、今お話にもございましたように、いすみ鉄道の取締役会で決定ということになります。ですから、この取締役会にはそれぞれ夷隅2市2町の首長さん、あるいは県、株主の中の代表者も入っております。その取締役会が決定の場所でございます。

そしてもう1つ、前年度の赤字上部の部分の補てんでございますけれども、一つの考え方として基本的には前年度の決算、それが黒字であるか赤字であるかというのが一つの基本になります。そこで、21年度の分を22年度に繰り入れまして補助するわけですが、それでいわゆる決算上では黒字になります。

そのとらえ方として、決算上で黒字というとらえ方が一つにありますので、確かにそれを

差し引くと200の赤字ということになるんですが、あくまでも決算上の黒字ということのとりえ方で考えているところでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、認定第2号について反対者の発言を許します。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 私は大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計について、反対の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

今いろいろ説明を伺いました。おおむね納得をできたところでありますけれども、私どもは上部の部分が赤字のときには基金から取り崩すんですよというような説明を受けたままでありまして、安易に常に、今回21年度といえども出ているような状況でありましたんで、もう少しきちんと見られないのかな。取り崩して補てんをするということは、廃止の第一歩が始まりだろうという思いがありましたんで質問させていただきましたけれども、大まかな様子はよくわかりました。

新しい社長を迎えてから相当売り上げも増えましたね、物販も増えて、相当努力されてきました。多分、前には3,000万か前後くらいの、その場は何とかカバーをしよう、利益を上げようという意味からは、本当に努力をされてほぼ達成していると、マイナスは多少出てる、今回はそれは指摘したんですけれども、出ているということでありまして、非常に宣伝も全国的にどんどんされて、経営もそのくらい稼いでくれているということで、本当によくやってくれているという思いであります。

2つほど、その反対の理由なんですけれども、基金の要綱の出し方そのものが、やはりそこに載せてあるということは、取締役会といえども行政の長である人がチェックするわけなんで、その辺の甘さがどうなのかなという部分、甘さといいますか、その要綱がそこにある

ことによって非常に制約を受けてしまうというか、赤字なら出すんだよというのは当然の話であるわけです。

その部分が、先ほど課長言われましたけれども、黒字になったら積むんだよ、基金はあくまでも何か本当に困ったときのためにという部分で、ただ赤字になったから出すというような安易なことではない、要綱もそれに合わせていただきたいという部分。

もう1点目は企業努力の部分であります。町長からも答弁ありましたけれども、今回新しく上下分離方式の中で、多くの町民がサポーターという中で支援をして、資金も出している中であります。そういう中では、会社が赤字になれば、先ほど給料聞きましたけれども、民間の企業だったら赤字になれば自分の給料は減るんですよ。そして調整をしていく話で、だれも助けてくれる話ではない。

いすみ鉄道は確かに公共性はあるといえども、そのような形で守られているというようなことがあるわけで、本当に公共性の部分と、物販を売って商売という部分も相当ウエイトがあるわけで、商売の部分で言えば、まだまだもとはとっていない状況でありますので、投資の部分ですからそれはやむを得ない話でありますけれども、経営者というのはやはり1年1年が勝負だろうし、そこに利益を生むということを期待してお願いをしたわけでありますので、その経営責任をしっかりと見ていく、チェックしていく、そういう部分をぜひお願いしたいという意味から、あえて反対ということで今後に生かしていただければという思いで、反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（正木 武君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 所管の関係ですから賛成討論させていただきます。

今の反対討論を聞いてますと、納得したという話もございました。また、社長に対する期待、また赤字に対する考え方が少し甘いのではないかという、そんな反対討論もありました。確かにそのとおりだと思います。

しかしながら、私も一般質問でやりましたが、いすみ鉄道は大多喜町にとってもかけがえのない問題でございます。いずれにしても、町長も経営の方に参加していることと思いますが、今後目を配り、それこそ存続のために努力していただければよろしいかなと思います。その意味で賛成いたします。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ページ数はちょっと猶予してください。

国民健康保険税の滞納は、年々件数も金額も増え続けています。国民健康保険法の77条は、保険料は減免できるということをうたっております。その他に大益部分、均等割、平等割部分については法定減免がありますけれども、77条による減免申請というのは何件あったでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 77条の減免は何名あったかということですが、77条の減免につきましては現在1人もいらっしゃいません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 別件で短期証、資格証の発行部数を教えてください。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 短期の方の保険者証、発行者数、22年度につきましては69世

帯、147名でございます。

以上です。

（「資格証は」の声あり）

○税務住民課長（関 晴夫君） すみません。資格証は74世帯、133名でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 手元にある資料によりますと、健康保険税の滞納世帯の件数が227件ということですが、これ世帯として考えさせてもらおうと、そのうちの短期証が69、資格証が74、74の資格証というのは、今まで私が伺った中では一番多いのではないかと思いますけれども、お医者さんにかかるときに全額出して、後で役場に来てお金を幾らか払うと、お金が7割なり戻ってくるというやつなんです、この短期証を出すに当たり、保険料を全額払わなくても、例えば毎月1,000円ずつ払っていただければというような納付計画を立てさせて、それで3か月とか6か月とか1月とかだけ有効の保険証をもらうわけですが、短期証をもらうためには保険料を多少なりとも払っている。77条がきちんと機能すれば、その範囲の中で部分的に払っているんじゃなくて、保険料全額を払うことになって、正規の1年間有効の保険証がもらえる。肩身の狭い思いを被保険者住民がしなくても済むという制度になるのではないと思うんですけれども、そういうことについては21年度の答弁では、いろんなケース・バイ・ケースで取り組むから特別に要綱はつくらないというふうに答弁されたのですけれども、要綱がなければ住民に周知することもできない。困っている住民にとってはちゃんと保険料が減免されるという法律があるにもかかわらず守られないという問題点をやっぱり抱えてると思うんですけれども、その要綱を22年度につくらないで、しかも77条の利用者がいない、町はそれを宣伝もしていないということについてどういうふうに考えるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 短期証をもらうには分納して納めないと発行してもらえないという、今、議員さんからお話がありましたが、うちのほうに納期相談、あるいはうちの方が徴収で行って訪問したときに、ぐあいが悪いからお金がないんだけど保険証を出してもらえないかという方がいらっしゃれば、短期でよければ出しますよということで出しております。

ですから、納付しないと出さないということではありませんで、それと要綱につきまし

ては、今そのように対応しておりまして、それで減免規定をつくるには被保険者の方それぞれいろいろ事情がありますので、一律に規定を設けてやるということできませんので、前任の課長さんも臨機応変にということをおっしゃっていたのではないかと思います。

それで面談するということで、そのお方の例えば今勤められないとか、そういう様子だとか、そういうこともうちのほうも知ることができますので、それで今短期証ということで保険証の方を発行させていただいております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 資格証についてはどういう人たちが、この74というのはすごく大きい数字だと思いますが、どういう方々なんでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 資格証の発行者につきましては、未申告者が主な方です。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今質問したのは保険料のほうですけれども、今度は窓口で支払う医療費のことについて質問させてください。

窓口一部負担金を払えない人は22年度どのくらいいたか、掌握していच्छいますでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今の窓口一部負担金を払えない人はどのくらい把握しているかということなんですが、この4月から大多喜町国民健康保険窓口一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱が、4月1日からスタートいたしました。今までのところ電話での問い合わせとか相談とか一切ございませんので、人数的には把握しておらないという状況です。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） この要綱をつくっていただくのに、しつこく要望してきたんですけれども、実際医療機関の中では医療費が回収できない、どうやって回収したらいいのかというようなことを弁護士さんに相談されるなどということも聞いておりますし、それから年に何

件もないかもしれないけれど、前の答弁の中では医療機関のほうからだれそれさんが払えないと言ってるんだけどという電話もあるとかということを知ったことがあるんです。だから、実際せっぱ詰まった人が22年度でどのくらいいたのか、今ではなくて、伺いたいと思いました。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今のところ自分のほうにはそういう話は入っておりませんので、ないと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本認定について反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は平成22年大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から意見を言わせていただきます。

何といたっても問題点は高過ぎる健康保険料です。22年度は2,388万円の滞納がありました。そして保険料自身は所得の10パーセントを超える、そういう保険料です。それに対して払えないために、先ほど答弁にありましたように短期証が147名、資格証が133名の方に発行されている。納付しなくても短期証は発行していますという答弁もありましたけれども、やはり安心して医者にかかりづらい。悪いときにすぐにはかかれない。そういう国民健康保険の状況があるのではないかと思います。

22年度については、一般会計から2,406万円繰り入れられたこと、これは大多喜町の国保会計にとって初めてのことであったと思います。そういう点では評価したいと思います。

そして、22年度の実施ではありませんけれども、22年の間に窓口負担軽減の要綱を作成と

いう事業が進んでいたことも評価したいと思います。だけれども、住民負担の軽減という点では、実質収支で6,437万8,000円の実質収支額、剰余金が出ております。一般会計から2,408万円入れられる。それは半分繰り入れるという約束があったので、保険料もその分高くなっているんですけども、保険料を算定するに当たり多大な見積もりもあったのではないかと思います。一般会計の時にも言いましたけれども、住民の所得収入は減っております。そういう中で国保会計が上げられていくということは、住民にとっては非常に辛いことであります。

そういう点で、よそでは上げないでせめて現状維持というような自治体がある中で、国保会計22年度値上げをしているというそういうあり方に決算については賛成できません。これをもって反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 私は賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

平成22年度の大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出認定につきまして、今、野中さんのほうからいろいろご指摘ありました。

私は、町で健康保険をそもそもこの決算を見て議論すべき話では全然ない。この国保そのものがこの組合といいますか、それが非常に弱小な組合でありまして、他の社会保険でも、あるいは共済でも、もっともここに被保険者のほうが非常に収入も高く、医療費そのものが若い人は多いしかからないような、そして収入も多いということがある中で、国保は町にとっては非常に自営者と退職者という中ではそのもの自体が存続するものが非常に厳しい。

野中議員の言われるように、確かに弱者については、あるいはみんな老人に対しては医療費はできるだけ負担なしに看てもらいたい。そういう思いは当然ある話でありますけれども、この特別会計の中でやっておる、そういう制度の中では、もう今の状況でも中間層でも、あるいは収入が高い上の方でも、非常に重税感といいますか、負担率が高くなっている状況で、これをじゃどうしろという話になると、根本的には国の制度をしっかりと、健康保険制度を守っていくような制度そのものをしっかりと構築してもらわなければ、我々もこの国保の会計を維持できないというような状況になっている。そういう中であると私は思っております。

ですから、今の状況の中で反対と、そりゃ気持ちもわかりますけれども、反対しても国保そのものの存在が、保険が維持できなくなるだけの話で、一般財源化の繰り入れ含め、我々

が今とるべきは本当に病気にならないように健康管理をしっかりしてもらう、そういう予算はつけてやる、こういうことしか道筋はないわけでありまして、そういう面からは十分今回の決算そのものでも、そういう部分に充てられているというふうに思っております。

そういうことで、私はこの決算については認定は賛成したいというふうに思っております。
以上であります。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから認定第4号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、認定第4号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 後期高齢者が19年度に始まってからまだ4年目でもあるにもかかわらず、滞納額が100万を超えて出ております。滞納者数は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 後期高齢者医療の保険料の滞納は、3月末現在で16名いらっしゃいました。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） どのように対応されて、滞納者の実態というのはどういうものかわかりますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 滞納者の実態を申し上げますと、ほとんどですね、何と申しましょうか、1人はこちらに住所があるんですが、亡くなった方が1名いらっしゃいます。それで奥さんが残ってるという方が1名、あとはご家族がいらっしゃる方、それとあと相続放棄された方が1名ほどいらっしゃいます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 滞納と相続放棄の関係というのがちょっとわからないんですけれども、特に滞納とのかかわりでいうと、その16名の方の経済的な事情みたいなものわかりますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長

○税務住民課長（関 晴夫君） 経済的な事情は、3月末現在で16名滞納されている方いらっしゃいましたが、そのうち5名の方はもう納付既にされております。

それで、この後期の保険料につきましては2年時効ということですので、時効を中断しなければいけませんので、各お宅を訪問しまして、納付の分納の誓約をいただいて、とりあえず時効を中断させるということでやって、回った結果ですが、ほとんどこの方たち、1人はもう亡くなっている方は子供さんがお支払いしていただけるということ、それともう1人施設に入られている方については親せきの方がお支払いしていただけると、その方が財産管理しているということで払っていただけるということでお約束をいたしました。その他の方はほとんど年金で生活されている方であります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論に入ります。

初めに、本認定について反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 簡単に反対討論を述べさせていただきます。

後期高齢者のこの医療保険は、まず75歳で区切るというのは大変残酷な制度だということが実感されます。私も65歳になりまして、介護保険の納付書が来まして、言いようのないショックを受けました。ましてや75歳になって、死がだんだん傍らに忍び寄ってくる段階で、もう75だよという宣言されるのは大変なショックだなということを実感いたしました。

この75歳以上の人たちを区切り、社会保障であるにもかかわらず相互扶助にすりかえられ、被用者保険とか国民健康保険とかに入っている人たちからの援助も多額にのぼっています。また老人は、年をとればとるほど今の人たちは特にそうだと思いますけれども、律儀であり

ます。この人たちが納められない人が、収入がなくて、ない人からも吸い上げていくという
こういう制度に対して非常に憤りを感じます。

民主党はマニフェストでやめると言ったにもかかわらず、約束破りで続けていますけれど
も、社会保障としてきちんと機能するような、そして老人を別立てにするようなこともなく、
国民はだれも同じという立場の医療保険が必要だと。小高さんの先ほどの賛成討論の中で、
ここで討論する問題ではないよ、国の制度の問題だからという考えもあると思いますけれど
も、住民のそういう気持ちを反映させるところはやはりここしかありません。そういう点で
私は反対したいと思います。

○議長（正木 武君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて、私は賛成の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、家族や社会のために長年貢献されてこられた高齢者の方々が、安
心して医療を受け続けられるよう、将来にわたり国民全体で堅持するため、若い世代も含め
てみんなで支え合う医療制度であります。本特別会計の決算につきましては保険者でありま
す千葉県後期高齢者医療広域連合に保険料を算定し、その保険料を年金からの特別徴収とそ
れ以外の普通徴収により、それぞれ保険料を市町村が徴収し、広域連合に納付する仕組みと
なっております。

保険料の算定でも、現状の経済情勢等を考慮し、低所得者の保険料軽減措置や国の制度等
的確にされております。22年度の歳入総額は1億606万2,000円、歳出総額は1億589万3,000
円で予算計上されております。金額に対しても適切に執行されていると思います。

以上のことを踏まえ、平成22年度大多喜町後期高齢者特別会計決算について、賛成の立場
で討論とさせていただきます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定をしました。

ここで10分間休憩します。

(午後 1時58分)

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

(午後 2時09分)

○議長（正木 武君） 日程第6、認定第6号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 442ページの地域密着型介護サービス給付、グループホームのことですが、このグループホーム入居の費用というのはどのくらいなものでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） グループホームの費用でございますが、介護度によりまして、単価が設定されております。1日の利用料としまして、要支援2の方、それから要介護1の方が831円、要介護2の方が848円、要介護3の方が865円、要介護4の方が882円、要介護5の方が900円となっております。1か月30日といたしますと、保険料としまして、要支援2、要介護1が24万9,300円、要介護2の方が25万4,400円、要介護3の方が25万9,500円、要介護4の方が26万4,600円、要介護5の方が27万円となっております。これに1か月の家賃及び水道光熱費、それから食費、共益費などがかかります。

その家賃及び共益費までは介護保険の適用ではなくて、個人の負担になります。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、大体世間的な平均的な自己負担分というのはどのくらい
なんですか。そして、老人ホームに入るのとどのくらいの違いがあるんでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） グループホームの1か月当たりの負担金ですが、一番軽い要
支援2、要介護1の方ですと、保険料の利用料と介護保険の適用にならない料金、それから
またその施設によりまして、初期加算、それから医療連携加算などがかかりますので、14万
930円、1人当たりの方の利用料です。

ほかに質疑ありませんか。

○議長（正木 武君） 休憩します。

（午後 2時15分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

（午後 2時16分）

○議長（正木 武君） その前に野中さんの答えに、健康福祉課長はもう1つあるということ
でございますので。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） もう1つ、特別養護老人ホームとの費用の違いでございます
が、多床室の特別養護老人ホームで、一番介護度の低い要介護1の方で比較いたしますと、
要介護1の方の保険料が17万6,700円となっております。ですので、介護保険の給付額の比
較を見ますと、3万円程度の差が出てまいります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

○健康福祉課長（磯野幸子君） ごめんなさい、間違えました。

ただいまの発言訂正させていただきます。

保険料が17万6,700円で、それから食費が月9,000円、1日300円としまして9,000円としま
すと、17万6,700円に特別養護老人ホームの場合はプラス9,000円かかります。そこで一番軽
いグループホームの方が14万930円ですので、4万4,770円の差額が出てまいります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 訂正ですか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） すみません。ちょっと混同しました。特養の給付費が17万6,700円としまして、グループホームの給付費が24万9,300円です。ですから、7万2,600円差が出てまいります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険の保険料からの負担というのは、介護保険というのは1回で済むわけじゃなくて、ずっと継続だからすごいお金がかかっていきます。介護を受けなくても生きていくための、そういう事業の進展ぐあいというのはどうなんでしょうか。どのように進められたのでしょうか、22年度。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 22年度も地域支援事業の中で、介護予防事業を重点的に行っております。健診の中で、特定高齢者の方を抽出しまして、その方たちに対して毎週1回運動を中心にした介護保険予防事業を行いまして、要介護の認定につながらないように、できるだけ健康な状態を保てるように指導してまいりました。

それから、あと一般の元気にお年寄りには、また別の形の運動教室等を実施しまして、体力の低下、それから生活機能の低下を防ぐような日常生活を送っていただくように対策を立ててまいりました。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そういう介護予防事業に対する参加者の推移というのはどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 参加者ですが、平成16年度から実施しているのが一般の元気な高齢者に対する教室なんです、そちらは年々参加者数が減っているというのが現状です。現在、65歳以上の方の参加は35名前後になっております。

それから、特定高齢者のほうは1年間に抽出される高齢者の中から参加を希望される人数は5名以下ぐらいの現状なんですけれども、今まで3年間事業を行ってきておりまして、そ

の中で継続して参加をしている方が年々増えておりますので、特定高齢者の事業に関する対象者は増えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 高齢者がこういう予防事業に参加をするというときって、やはり足の確保というのは問題になっていくと思うんですけども、その辺の参加しやすい環境づくりと、それからこういう事業をしていますよという周知とか、そういう外回りの活動といいますか、取り組みはどのようにされていましてでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 特定高齢者の参加事業につきましては、毎年検診をやっている中で対象者を把握しておりますので、検診の結果を説明しているときに事業への参加をお誘いをしています。

それから、一般高齢者に関しましては、ごくまれです。回数は少ないんですけども、広報で周知をしたり、それからあと老人クラブの会長さん方をお願いして、広報していただくようにしたりしております。

一番参加につながっているのは、お仲間同士で誘い合って来ていただくのが一番参加につながっております。

それから足の問題ですが、元気な方につきましては、特に対策はとっておりません。

それから、特定高齢者に関しましては、社会福祉協議会で今シルバー人材センターの事務局をやっておりますが、そちらに送迎の委託をしております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、介護保険で問題になっているのは、できるだけ介護サービスをカットしよう、できるだけ介護度の認定を低くしよう、それから在宅を増やそうというようなことが国の指針というか、出ているというふうに伺っています。本町では、その介護度の軽いほうへの認定とか、そういうものというのは行われているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護認定の際にできるだけ介護度を低く査定するような形で行われているかというご質問かと承りましたが、特にそのようなことはなく、介護認定審査

の規定どおりに行っているというのが現状でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護度の更新のときに、前よりも低い認定がされるということは大多喜町ではほとんどなかったのでしょうか、22年度。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 今現時点で、その数は把握しておりませんが、実際のところは軽い介護度になった方も何人かいらっしゃいます。それにつきましては、介護サービスの中で通所リハビリですとか、住宅改修などをして住みやすい住宅環境にしたとか、そういうことで介護度が改善されたものと思われま。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 認定の変更に対して、クレームって何と言いましたっけ。認定をもう1 回やり直してくれという、そういう申請あったのでしょうか。もしあったとすれば何件くらい。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護認定の、言葉がちょっと出てこないんですけども、要するに再度介護認定をするという方はいらっしゃることはいらっしゃいましたが、ちょっと件数は今この場では報告できませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険は保険料はほとんどが年金から天引きされている、利用料は今度は自分で払わなきゃいけない、利用料の軽減について介護保険が導入されたときには移行措置というか、経過措置としてということだったんですが、利用料の軽減もありました。でも今は行われていません。やはり利用料をその都度払うというのはきついもののある階層の方たちもいらっしゃると思うんですが、そういう人たちへの利用料の減免というものをこれから制度化する考えはどうなんでしょうか。あるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 利用料の減免というご質問でございますが、現在の介護保険法の中で高齢福祉年金と低所得の方などにつきましては、利用料が1 万5,000円以上かかりますと、高額介護給付費ということで、またご本人のほうにバックする制度がございます。ですので、今のところ町としてまた特別減免の措置を考えてはおりません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論に入ります。

初めに、本認定について反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険については、やはりお年寄りの保険料の負担の多いこと、それから低所得者にとっては利用料の中程度も含めてですが、ないこと、それからさっきも申し上げましたけれども、介護サービスをどんどん引き下げようとしていることなど、やはり問題が非常に多い制度だと思います。それから老人ホームに入りたくてもなかなか入れない、お金があればそれこそシルバーマンションでも、あるいはグループホームでも入れるんだけど、お金がなければ公的介護からも縁を切られるということがこの介護保険でもあるわけですね。

そういう点で、まだまだ改善の余地大いにあるし、改善だけではなくて、これから先の改善についても用心しなければならないと思います。私も家族が介護保険にかかっています。担当はとてもよくやってくれているという実感がありますけれども、制度上としてまだまだ抜けていると思います。このまま賛成するわけにはいかないという気持ちから、反対とさせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10 番（藤平美智子君） 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

介護保険制度は、人口の高齢化が進む中で、高齢者を社会全体で支える制度として創設されましたが、当初の予測を越えてサービス、利用者数と給付費が増大したため、平成17年度の制度改正により、予防遵守型システムへの転換が図られました。平成21年度を初年度とす

る第4期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、支援の充実が目標とされておりましたが、計画の中、中間年度に当たる本年度の決算額を見ますと、歳入総額8億9,204万2,509円、歳出総額8億8,066万3,405円で予算計上された事業につきましては、適切に執行をされております。また、介護サービスや介護予防事業等も積極的に取り組んでおります。

以上のことを踏まえ、平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成とするものであります。

これを持ちまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 有収水量、有収率が80パーセントを割りました。失われている水が20パーセント以上あります。この失われた水の価格を製造原価と給水価格と両方で出したらいかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 失水の価格を製造原価と給水価格でということでございます。

失水といいますと、無効水量といいますか、年間の総配水量から年間の総有収水量で出た水量のことなんですが、お金になっていない水量でございます。これには漏水、それから工事関係後の水抜き、また消火栓の使用等、こういうものがございます。水量的にはこれで出しますと、年間34万4,000立方でございます。これを製造価格、給水原価といいますと、これにいたしますと、1立方当たり400円ほどになります。

平成22年度版の大多喜町水道事業概要にこれは記載してあるんですが、給水原価の算式といたしましては、経常費用から受託工事費だとか、材料及び不用品の売却原価だとか、附帯事業費、こういったものは実際にはないんですけれども、これをまた割って、年間の有収水量で算した金額がこれになります。

給水価格、いわゆる水道料金としてやった場合は、平均的な単価、250円と仮にいたしますと、年間で8,600万になります。

以上でございます。

（「すみません、400円でやると」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） 400円はこれは製造原価ということになります。給水価格でやった場合には、平均の250円で計算した場合に、年間で8,600万になるという計算になります。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 全国的な有収率が85パーセント程度だと伺っております。有収率の改善のために、この22年の間にどういうことをしたのか、伺います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 22年度決算のときには76.61パーセントという有収率でございまして、前年度比よりも落ちてございます。そのときにはやはり見つけられる限り、漏水修理等に当たったと思うんですけれども、今回、4月以降最近のものなんですけれども、面白浄水系の筒森方面、それから栗又方面の夜間漏水調査、こういったものを実施してございます。これは道路のように水道管も路線ごとに布設されております。そういうことで、1回に全部を見つけるということは不可能ですので、そういった路線ごとに制水弁の操作、いわゆる断水も行いまして、どの路線かを特定させて、その後に日中に道路や土手、それからカートを目で確認し、また漏水探知機を使い調査してございます。

漏水を発見した場合にはすぐ修理を行っているところでございますが、最近のことという

ことでお話しさせていただきますと、8月17日には栗又の加圧ポンプの先なんですけれども、口径30ミリがありまして、ここには2段になっていまして、1段目は通常に問題なくて、そこには1本しか行っていなかったという判断でいました。でも探知機でやりますと、どうしても反応するというので、加圧が常に回っていましたので、それらを再調査して、その奥をまた掘りましたら、もう1本の水道管が出てきました。町水道ですね。これが長年だったと思います。もう水道ができて、上に出てこない、土手をくぐって川のほうに行っているという状況で、目では判断できなかったということで、それを見つけまして、その部分が大体1日50立方は出ていただろうということでございます。

それと、8月の18日なんです、横山の新坂だとか峯之越関係で、口径30から40ミリのV P、ビニールパイプのことですけれども、この修理を行いました。ここでは大体1日70立方ぐらい出ていたと。時間にすると3立方ぐらいなんですけれども、1日にすると70立方あったと。

そして、8月23日に、同じく横山地先の口径30ミリのV Pの修理を行いました。ここは結構出ておりまして、時間にすると大体10立方、1日だと240立方ですね。この部分も見つけまして、道路上には出ていませんでしたが、川のほうに流れていたというふうな状況でございます。

それと、9月に入ってから、9日の日なんです、栗又地先に50ミリのV P管がございまして、その修理を行いました。この部分では時間大体4立方、1日にしますと、90立方を修理をいたしました。

そうということで、漏水調査またはそういった路面に出てきた、土手に出てきた、そういった漏水が発生したら、直ちに修理に当たって有収率向上に向けて頑張っているという状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今のような取り組みをしている中で、どのくらいの有収率改善が見込めそうだというふうに予想されていますか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 今のような取り組みをやって、どのくらいの有収率が見込めるかというようなご質問でございます。

水道管は、大多喜町、非常に歴史がございまして、早い時期に上水道が整備されており

ます。そういった関係で、幹線道路、大きな道的なところ、そういうところは改修がどんどん進んでいるんですが、集落的なところの部分というのはおくれております。ですから、先ほど申し上げたように、直し直しやっているんですが、次からまた漏水してしまういちごっこのなところが非常にございます。

そういうことで、今後はそういった集落的な道路、集落道の布設がえというのも当然必要になってくると思いますので、そういったところの布設がえの計画、そういうものも今後検討していきたいと思います。

それと、76.61パーセントの有収率ですから、それを目標としてどうするのかということもございます。全国平均は、先ほど野中議員が言われたように、5,000人から1万人未満の全国平均が85パーセントぐらいになります。そういうことで、せめて85に持っていきたいんですが、当面の目標は80パーセントに何とか乗せたいという考えでおります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 町は上水道費として1億を超えるお金をたしか水道会計に一般会計から出していると思います。今、そういう町の施策の恩恵にあずかっていない町の水道がまだ未布設の地域というのは何箇所あるのでしょうか。そういう地域に対しての今後の方針はどのように考えているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 町水道の未布設地区といいますか、そういうことでご質問だと思うんですけども、現在、大田代の一部、横瀬になりますか、8戸、それから筒森の一部になります、折倉と麻綿原で3戸、会所で39戸、野中議員さんの川畑の一部で8戸、そして小土呂の一部、16戸、全部で74戸ほどございます。

じゃこれらを今後どうするのかということでございますが、現在のところ、それぞれの地下水といいますか、井戸水で賄っていただいているのが現状でございます。直接上水道を延長していくことになれば、また水道会計のほうにも当然赤字がのしかかってくるわけですが、確かに一般会計のほうから七千何百万という金、それと県の補助金、これが高料金対策ですね、この部分で合わせますと、1億4,000万を超えているわけですが、そういうものをもらっていないながら、現在維持するのがやっとな状況でございます。

ですから、今後のじゃこういうところの扱いについてはということでございますが、現在のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきまして討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論に入ります。

初めに、本認定について反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、有収水率は70何パーセントに対して年々下がっている。23年度に入って手を打ち始めたといいますけれども、それはそれで評価をしたいと思いますが、22年度、あるいはその前の21年度にずっと指摘していたにもかかわらず、取り組んでいなかったということは、大変大きなことで、ことしでいうと8,600万の損失、その前からのことを考えると、やはりばかにできないお金であります。

それから、町が住民の水について全然関知していない戸数が4,000近くある中で74、数としては少ないかもしれないけれども、これはやはり不公平であります。これらの家庭が水を確保するために、それなりの出費なりしているはずです。そういうことについても目をつむってきたというのはやはりまずいんじゃないかと思います。

それともう1つ、県から約七千何ぼのお金が出ていますけれども、純然たる県営水道というのは、1トン当たり100円未満で供給されているところもあります。そういうのと比べると、不公平な水道会計だなという気持ちは否定できません。

これから先、有収水率を上げることも大いに期待はしていますけれども、22年度のあり方としては反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本認定についての賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10 番（藤平美智子君） 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道事業の経理状況の中で、収益的収入は4億5,767万4,000円と、前年度と比較し231万2,000円の減となり、収益的支出では、4億5,286万8,000円と、前年度と比較して1,423万8,000円の減となっております。この結果、収益的収支において、480万6,000円の純利益が生じた決算となっております。

資本的収入では、1億8,353万2,000円で、前年度と比較して8,161万7,000円の増となり、資本的支出では3億801万3,000円と、前年度と比較し、8,372万1,000円となっております。この結果、資本的収支において1億2,448万1,000円の不足が生じていますが、損益勘定留保資金1億1,495万円及び減債積立金900万円等により補てんした状況であります。

企業債の状況では、本年度償還額は2億5,099万2,000円で、本年度末残高は18億3,834万3,000円となり、高利率分の財務省財政融資資金を国の特例措置により繰上償還し、民間からの低利率に借りかえ、これにより利息で約1,650万円の負担軽減を図っております。

これらのことを踏まえて、経営の健全化に努め、安全で安定した給水に努力していると私は理解をしております。

以上のことから、本認定につきましては賛成するものといたします。よって、討論を終わります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成22年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号 平成22年度大多喜町水道事業会計決算は認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 決算書のページ14の中で、3の居宅介護、施設介護事業費の中に、賃金、賃金とあります。4のほうの賃金19名分の方たちの勤務というのはどんなふうになっているんですか。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） まず、4の施設介護事業費の6節の賃金ということですけども、19名のうち介護士が12名、それと調理の方が5名、それから夜勤の方が2名移っています。

介護士は一般の正職員と同じようにローテーションで入所者の介護事業もやっております。また、調理の方は調理ということですので、利用者の食事等をつくっております。夜勤の方は、夕方の5時から翌日の8時半まで夜警をしていただくと、そういうことでございます。以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、私は単純にそれぞれのいただく賃金の額なんですけれども、2,953万を19で割ったのですが、そういう単純な給料計算ではありませんね。それぞれ幾らぐらいいただいているんでしょうか。介護士、それから調理員、夜勤。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 一人一人といいますか、職ごとにはっきり。

（「大まかで構いません」の声あり）

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 介護の方は260万ぐらいいただいております。調理の方は、1日が6,200円ということで、約20日くらいやっておりますので、その額ということです。それと、夜警の方は1日6,000円で、1か月15日ということで、ちょっとこの15を掛けたぐらいでということでご理解願いたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか、

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） すみません。夜勤の方というのはどんな勤務をなさるのですか。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 夜、循環ポンプとか回っているんですけども、

それをとめたり、あと当然のことながら、窓の開閉とか、あと朝方早く調理場のお湯をやるポンプ、そういったものをつけたりしております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 平均的な正職員の介護士さんの給料というのはどのくらいですか。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） これもちょっと今資料がありませんので、平均的というのは出せないんですけども、当然、条例とかそれに決まっておりますので、後でまた議員さんにお知らせしたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これより日程第8、認定第8号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、認定第8号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算は、認定することに決定しました。

◎選挙第1号

○議長（正木 武君） 日程第9、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件につきましては、現選挙管理委員及び補充員の任期が10月4日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により、委員及び補充員それぞれ4名を選挙するものです。

選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有する者のうちから議会において選挙することとされており、またこの選挙を行う場合は同時に選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないことになっております。

また、委員及び補充員の選任に当たっては、法律の定めにより行われる選挙や投票、また国民審査に関する罪を犯し、刑に処せられた者でないこと、委員及び補充員はそれぞれのその中の2人が同一の政党、その他の政治団体に属する者でないこと、委員は地方公共団体の議会の議員及び長並びに国会議員等と兼ねることができないものであることなどの制約事項があります。

なお、委員及び補充員の選挙はそれぞれ全員を1回の投票により選挙することとなっておりますが、議員各位に異議がなければ、指名推選の方法により選挙することができることになっております。この場合、補充員については委員に欠員を生じた場合の補充員の順位もあわせて定めておく必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により選挙することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をしました。

ここで議長が指名する選挙管理委員及び補充員候補の一覧表を作成しておりますので、議会事務局職員をして配付いたします。

(一覧表配付)

○議長（正木 武君） 候補者の一覧表の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 初めに、選挙管理委員には、大多喜町小土呂1,540番地、藤平武定さん、大多喜町栗又724番地、末吉正治さん、大多喜町小内28番地、渡邊勝さん、大多喜町久我原761番地、岩瀬貞夫さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤平武定さん、末吉正治さん、渡邊勝さん、岩瀬貞夫さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

補充員第1順位、大多喜町森宮97番地1、宇野徹さん、第2順位、大多喜町横山515番地、菅根弘次さん、第3順位、大多喜町堀切285番地13、吉野康夫さん、第4順位、大多喜町大多喜415番地、矢代健雄さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました補充員第1順位、宇野徹さん、第2順位、菅根弘次さん、第3順位、吉野康夫さん、第4順位、矢代健雄さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第3回大多喜町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、ご苦労さまでございました。

（午後 3時09分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年1月24日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 小 倉 明 徳

署 名 議 員 江 澤 勝 美